令和7年度(区部)工事請負単価契約について

【目次】

1	対象契約・・・・・・・・・・・・・・・	р.	1
2	申込受付期間 ・・・・・・・・・	р.	2
3	申込みに必要な資格要件等 ・・・・・	р.	3
4	提出書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	р.	4
5	注意事項 ・・・・・・・・・・・・	р.	9
6	即入北生	n	1 (

- 〔別紙 1〕令和7年度(区部)工事請負単価契約の見積合せ参加資格
- 〔別紙 2〕令和7年度(区部)工事請負単価契約の工事概要及び予定受注者数
- 〔別紙 3〕令和7年度水道局給・配水管工事請負単価契約調査表
- 〔別紙 4〕専任者写真台帳兼資格一覧及び専任者以外写真台帳兼資格一覧
- 〔別紙 5〕契約書、注文書、請書等の写しの例示
- 〔別紙 6〕提出書類のとじ方
- 〔別紙 7〕主たる履行区域一覧及び分割エリア区分表
- 〔別紙 8〕受注者版工事系システムの稼働条件
- [別紙 9] 「緊急時の対応能力」について(キ-1,2,3,4,維持,本管)
- [資料 1] 技術力等審査方式について (キー1, 2, 3, 4, 維持, 本管)
- 〔資料 2〕各工事請負単価契約の評価内訳(キー1, 2, 3, 4, 維持, 本管)
- 〔様式 1〕工事希望票兼予定監理技術者等調書
- 〔様式 2〕経歴書

1 対象契約

整理番号	契 約 件 名
	配水管小規模整備工事請負単価契約
キー1	〔工事概要〕
7-1	(1) 施工期限等の制約のある新設、撤去及び取替工事等(添架管含む。)
	(2) 小規模で点在的に残っている取替対象管整備工事
	給水管整備及び取り出し工事請負単価契約
	〔工事概要〕
キー2	(1) 配水小管を布設し、給水管を整備する工事等
	(2) 給水管の新設・改造・撤去における配水小管からの分岐配管工事等
	(3) 旧工業用水道給水管の撤去工事
	小中口径メータ引換工事等請負単価契約
	〔工事概要〕
= - 3	小中口径メータ (口径 13mm から 40mm まで) に関する次の工事
	(1) 有効期限満了及び異状に伴うメータ引換え
	(2) 使用開始に伴うメータ取付け、使用中止に伴うメータ取外し
	(3) メータ位置変更工事、止水栓設置工事、隔測表示器関係工事
	大口径メータ引換工事等請負単価契約
	[工事概要] 大口径メータ(口径 50mm から 300mm まで)、隔測表示器関係に係る次の工事
	(1) 大口径メータ引換工事(検定有効期限の満了又は異状等に伴うメータの引
キー4	換え及び引上げ)及びこれに伴う水道使用者等への事前連絡
	(2) 大口径メータ取付工事、大口径メータ取外工事
	(3) 隔測表示器関係工事
	(4) PHS回線を用いた水圧確認装置関連工事
	水道施設維持補修工事請負単価契約
30 W. Let	〔工事概要〕
キー維持	(1) 突発的に発生する水道施設の維持補修工事
	(2) 小規模で点在し、即応対応を要する水道施設の維持補修工事全般
	配水本管小規模整備工事請負単価契約
	[工事概要]
 キー本管	(1) 道路工事調整上必要な配水本管工事
7 平日	(2) 濁水、出水不良、漏水の予防等の局事業運営上必要な配水本管工事
	(3) 再開発事業、区画整理事業等の公共事業に伴う配水本管工事
	(4) (1)~(3)の配水本管工事に付随して施工する配水小管工事

2 申込受付期間(全契約共通)

会社名の最初の読みにより、以下のとおり日時を分けております(会社名には、「株式会社」、「有限会社」等、会社の種類を表す名称は含めません。)。

対象者	申込受付日	申込受付時間
※ 受付会場は全日、「東京都庁第二本庁舎	22 階北側 22C 会議室」です。	
会社名が「あ」から始まる方		午前 9時30分から
云仁右が「 め 」がり始まるが		午前 10 時 30 分まで
 会社名が「 い、う、え 」から始まる方		午前 10 時 30 分から
会性名が「V·C /C		午前 11 時 30 分まで
 会社名が「 お 」から始まる方	令和7年1月7日(火)	午後 1時 30 分から
ALTIN MO NOMBON		午後 2時30分まで
 会社名が「 か、き 」から始まる方		午後 2時 30 分から
AEGA A COM SAR SA		午後 3 時 15 分まで
会社名が「く、け、こ」から始まる方		午後 3 時 15 分から
AE-14 - (0 C - 1 % 3/16 6 7)		午後 4時00分まで
 会社名が「 さ 」から始まる方		午前 9時30分から
		午前 10 時 30 分まで
会社名が「し」から始まる方		午前 10 時 30 分から
	令和7年1月8日(水)	午前 11 時 30 分まで
会社名が「 す、せ、そ 」から始まる方		午後 1時 30 分から
7, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,		午後 2時30分まで
 会社名が「 た、ち、つ 」から始まる方		午後 2時30分から
AEGA ACC SC 21 A SALE 200		午後 3 時 15 分まで
会社名が「て、と」から始まる方		午後 3 時 15 分から
Amin's Color Syncolor		午後 4時00分まで
会社名が「な、に、ぬ」から始まる方		午前 9時30分から
		午前 10 時 30 分まで
会社名が「ね、の、は、ひ」から始まる方		午前 10 時 30 分から
7, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,		午前 11 時 30 分まで
会社名が「ふ、へ、ほ」から始まる方	令和7年1月9日(木)	午後 1時 30 分から
103 77 77 77	117111 十173日 (小)	午後 2時30分まで
会社名が「 ま、み、む、め、も 」から始まる方		午後 2時30分から
AEGAN S. S. S. S. S. S. S. W. S. W. SARASSA		午後 3 時 15 分まで
会社名が「や、ゆ、よ、ら、り、る、れ、ろ、わ」		午後 3 時 15 分から
から始まる方		午後 4時00分まで

〔注意〕

- 該当する受付日以外には原則として受付を行いませんので、注意してください。
- 〇 受付開始前の開場はできかねます。
- 〇 可能な限り最少人数で来庁いただきますようお願いします。
- 受付当日に体調がすぐれない方は、可能な限り社内で来庁者の調整をお願いします。
- 感染症対策については各自の責任で対応をお願いします。

3 申込みに必要な資格要件等

別紙1「令和7年度(区部)工事請負単価契約の見積合せ参加資格」のとおり。

- 令和7年度は、「技術力等審査方式」による見積合せを行います。詳細は、**資料1「技術力等審査方式」による見積合せを行います。詳細は、資料1「技術力等審査方式」について」**及び**資料2「各工事請負単価契約の評価内訳」**を参照してください。
- 契約履行に当たっての帳票等の作成はパソコンで行っていただきますので、パソコン等の機器が必要です。パソコンの動作環境については、**別紙8「受注者版工事系システムの稼働条件」**を参照してください。

4 提出書類等

- (1) 受付時に提示していただくもの
 - ア 「令和5・6年度東京都受付票」(原本)
 - 実印の押印があり、かつ裏面に実印の印鑑登録証明書が貼り付けてあるもの。
 - 代理人印又は使用印の欄がある場合は、代理人印又は使用印の押印があること。

√ 「令和7・8年度東京都受付票」

- 令和7・8年度東京都建設工事等競争入札参加資格審査へ申請した後に印刷したもの。
- 申込時点では、実印の押印及び印鑑登録証明書の貼付けがされてなくても差し支えない。

ウ 「東京都指定給水装置工事事業者証」の写し

○ 提出書類としてとじ込んであるものでよい。

(2) とじ込んで提出していただくもの

- (3)及び(4)のうち、各申込契約に該当する書類を原本としてまとめて1部提出してください。
- ⇒ 複数の契約を申し込む場合でも、書類を1部にまとめてください。
- 原本とは別に、副本として次の書類を申込契約ごとに1部ずつ提出してください。
 - ① (3)アの「工事希望票兼予定監理技術者等調書」の写し
 - ② (3)イの別紙3-1/10「令和7年度水道局給・配水管工事請負単価契約調査表」の 写〕。
 - ③ (3) カの別紙9「「緊急時の対応能力」について」
 - ④ (3) キの別紙4-1/9~7/9「専任者写真台帳兼資格一覧」
 - ⇒ 副本については、カラーコピーでも構いません。ただし、資格者の顔が完全に判別できるものに限ります。
 - ⑤ (3) クの別紙4-8/9~9/9「専任者以外写真台帳兼資格一覧」
 - ⇒ 副本については、カラーコピーでも構いません。ただし、資格者の顔が完全に判別できるものに限ります。
- 各書類のとじ方の詳細は、**別紙6「提出書類のとじ方」**を参照してください。

(3)提出書類(調査表、参加資格証明書類、写真台帳等)

[注意]

調査表、写真台帳等の提出書類は、必ず令和7年度版の様式で作成してください。

- ア 「工事希望票兼予定監理技術者等調書」(原本)(全契約共通)
 - 様式1を使用してください。
 - 配置予定技術者欄の記入は不要です。

イ 別紙3「令和7年度水道局給・配水管工事請負単価契約調査表」(原本)(全契約共通)

〇 「主たる履行区域の希望順位」は、キ-1、2、3、維持は第三希望までを記入してください。

原則、主たる履行区域は第一希望とする予定ですが、特別な事情がある場合、第二・第三 希望への変更をお願いする場合がございます。また、主たる履行区域により、予定事業量が 異なりますのであらかじめ了承の上、申込みください。

○ 「常用雇用者(資格者以外)」は、申込みをする工事に従事する方全員を記入してください。

○ 別紙3-2/10の記入例~別紙3-6/10の記入例をよく読んで記入してください。

ウ 「東京都指定給水装置工事事業者証」の写し(キー本管以外契約共通)

- キー3及びキー4においては、令和7年4月1日時点で東京都又は他の水道事業者の指定 を受けてから引き続き2年以上を経過していることが必要です。東京都の指定を受けてから 2年に満たない場合は、他都市の「指定給水装置工事事業者証」の写しも併せて添付してく ださい。
- キー本管については、添付書類として必須ではありません。

エ 「建設業許可証明書」又は「建設業許可通知書」の写し(全契約共通)

オ 「経営事項審査結果通知書」の写し(全契約共通)

- 契約締結日時点において有効なもの(審査基準日が令和5年9月1日以降のもの)。
- 複数ある場合は、審査基準日が直近のもの。
- 申請中で、有効な通知書が手元にない場合は、申込時に申請書の写しを提出し、更新処理 後に改めて提出してください。

カ 別紙9「緊急時の対応能力」について」(全契約共通)

- 申込契約ごとに用紙が異なりますので、注意してください。
- 契約ごとに提出する書類(副本)の中にとじてください。(原本には不要です。)

キ 別紙4-1/9~7/9「専任者写真台帳兼資格一覧」

- 申込契約ごとに用紙が異なりますので、注意してください。
- 保有する資格を全て記入してください。
- 各資格者の写真(6か月以内に撮影したカラー写真等)を貼り付けてください。

ク 別紙4-8/9~9/9「専任者以外写真台帳兼資格一覧」(全契約共通)

- 専任者以外の資格者を全て記入してください。
- 保有する資格を全て記入してください。
- 各資格者の写真(6か月以内に撮影したカラー写真等)を貼り付けてください。

ケ 工事実績等を確認できる契約書、注文書、請書等の写し

○ 詳細は、**別紙5「契約書、注文書、請書等の写しの例示」**を参照してください。

コ 適格請求書発行事業者の登録通知書の写し

○ 適格請求書発行事業者である場合は、適格請求書発行事業者の登録通知書の写し又は適格 請求書発行事業者公表サイト(国税庁)の写しを提出してください。

なお、適格請求書発行事業者の登録は必須ではありません。

(4) 提出書類(配置予定技術者の雇用及び資格を証明する書類)

【雇用確認の書類(会社名の記載がないものは不可)】

- ① 健康保険被保険者証の写し
 - ⇒ 健康保険被保険者証で雇用の証明ができない場合は、次のいずれかの書類の写し
- ② 国民健康保険被保険者証の写し

- ③ 登記事項証明書の役員名簿欄の写し(発行後3か月以内のもの。会社役員等の場合)
- ④ 住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し
- ⑤ 雇用保険被保険者資格等確認通知書(被保険者通知用)の写し

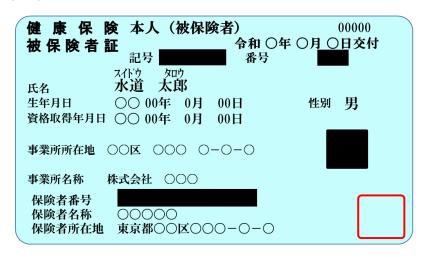
これらいずれの書類でも配置予定技術者の常用雇用の証明ができない場合は、あらかじめ当局(**6 問合せ先**)に問い合わせてください。

- 会社名と個人名が併記され、資格者の常用雇用が確認できるものである必要があります。
- 年度の途中で、賃金台帳等により雇用状況を確認する場合があります。
- 「健康保険被保険者証」、「国民健康保険被保険者証」及び「雇用保険被保険者資格等確認通知書(被保険者通知用)」の写しを提出する際は、保険者番号、被保険者等記号・ 番号及びQR コードにあらかじめマスキングを施してください。

〔注意〕

- 雇用及び資格を証明する書類は、全てカラーコピーで提出してください。
- 〇 健康保険被保険者証等の写しの「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」及び「QR コード」については、以下の見本のとおりマスキングを施してください。

≪見本≫ 健康保険被保険者証の場合



ア 現場代理人として提出する書類

雇用確認の書類(申込締切日時点で常用雇用されていること。)

イ 主任技術者として提出する書類(キー本管は(イ)監理技術者のみ)

次の(ア)及び(イ)~(エ)のいずれかを提出してください。(キー本管は(イ)監理技術者のみ)

- (ア)**雇用確認の書類**(申込締切日時点で雇用期間が3か月以上あること。)
- (イ)「監理技術者資格証」(表・裏)の写し
 - ⇒「**監理技術者講習修了証」**は、令和2年1月1日以降に修了したものに限ります。
- (ウ) 建設業法第7条第2号イ、口記載の実務経験を有する者
 - ⇒「経歴書」

様式2を使用してください。

また、職歴欄には、実務経験を確認できる具体的な工事名等も記載してください。

- (エ) 建設業法第7条第2号ハに該当する資格の合格証明書等の写し
 - a キー1、2及び維持
 - ·土木施工管理技士(1、2級)
 - ⇒「合格証明書」
 - ·技術士(上下水道等)
 - ⇒「第2次試験合格証」、「技術士登録証」、「会員証」、「技術士登録等証明書」
 - b キー3及び4
 - ·管工事施工管理技士(1、2級)
 - ⇒「合格証明書」
 - ·技術士(上下水道等)
 - ⇒「第2次試験合格証」、「技術士登録証」、「会員証」、「技術士登録等証明書」 給水装置工事主任技術者(免状交付後、1年以上管工事の実務経験を有する者)
 - ⇒「給水装置工事主任技術者免状」、「給水装置工事主任技術者証」
 - ※給水装置工事主任技術者試験の合格者に送付される合格証書は、主任技術者として提出する書類としては認めませんので、注意してください。
- ウ 配水管工として提出する書類(キー1、2、4、維持、本管)
- (ア)**雇用確認の書類**(申込締切日時点で常用雇用されていること。)
- (イ)「配水管技能者登録証」の写し
 - a キー1、維持、本管、専任者以外(キー1、2、4、維持、本管)

(公社) 日本水道協会が発行する「配水管技能者登録証(大口径)」の写し

- ⇒ 配水管技能者登録証の更新時に大口径実技講習会を受講し、更新時講習会受講日 (大口径)が記載された大口径管技能者登録証の発行を受けている必要があります。 なお、申込締切日時点で大口径実技講習会を受講できていない方は、「配水管技能 者登録証更新申請書」か「更新時講習会申込書」の写し、又は「受講決定通知書」 の写しのいずれかを「配水管技能者登録証(大口径)」の写しとともに添付してくだ さい。
- $b + 2 \cdot 4$

(公社)日本水道協会が発行する「配水管技能者登録証(大口径)の写し又は「配水管技能者登録証(一般・耐震)」の写し

- (ウ) スーパー配管エとして提出する書類(スーパー配管工として配置する場合のみ)
 - a 第1回から第14回までのスーパー配管工認定者

「スーパー配管工加点期間更新認定証」の写し

- ⇒ 「**スーパー配管工認定証」の写し**は不要です。
- b 第 15 回から第 19 回までのスーパー配管工認定者 「スーパー配管工認定証」の写し
- エ 給水装置工事主任技術者として提出する書類(キー本管以外)
 - (ア)**雇用確認の書類**(申込締切日時点で常用雇用されていること。)
 - (イ)「給水装置工事主任技術者免状」又は「給水装置工事主任技術者証」の写し
 - ⇒ 給水装置工事主任技術者試験の合格者に送付される合格証書は、給水装置工事主任技 術者として提出する書類としては認めませんので、注意してください。

- オ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者として提出する書類(キー1、2、維持、本管)
- (ア)**雇用確認の書類**(申込締切日時点で常用雇用されていること。)
- (イ)「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証」又は「第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証」の写し
- カ 貯水槽清掃作業監督者として提出する書類(キー1、2、維持)
- (ア)**雇用確認の書類**(申込締切日時点で常用雇用されていること。)
- (イ)「貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書」の写し
 - ⇒ 貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書の更新時に貯水槽清掃作業監督者再講習会を受講し、有効期限が記載された貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書の発行を受けている必要があります。

なお、申込締切日時点で貯水槽清掃作業監督者再講習会を受講できていない方は、「**貯水** 槽清掃作業監督者再講習会受講申込書」の写し、又は「受講決定通知書」の写しいずれか を「貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書」の写しとともに添付してください。

- キ 配水管からの分岐穿孔及び配管工事に従事する者として提出する書類(キー1、2、維持) 次の(ア)及び(イ)~(カ)のいずれかを提出してください。
- (ア)**雇用確認の書類**(申込締切日時点で常用雇用されていること。)
- (イ)(公財)給水工事技術振興財団が発行する「給水装置工事配管技能者講習会修了証書」又は「給水装置工事配管技能者講習会修了者証」の写し
- (ウ) (公財) 給水工事技術振興財団が発行する「給水装置工事配管技能者検定会合格証書」又は「給水装置工事配管技能者検定会合格者証」の写し
- (エ)(公財)給水工事技術振興財団給水装置工事配管技能者認定協議会が発行する「給水装置工事配管技能者認定証」の写し
- (オ)(公財)給水工事技術振興財団が発行する「給水装置工事配管技能者証」の写し
- (カ) 当局が発行する「分岐穿孔実務経験者確認証」の写し
- ク **石綿作業主任者として提出する書類**(キー1、2、維持)
- (ア)**雇用確認の書類**(申込締切日時点で常用雇用されていること。)
- (イ)**「石綿作業主任者技能講習修了証」又は「特定化学物質等作業主任者技能講習修了証」**(平成 18 年 3 月まで) **の写し**
- ケ 管工事施工管理技士として提出する書類(キー3、4)
- (ア)**雇用確認の書類**(申込締切日時点で常用雇用されていること。)
- (イ)「管工事施工管理技士(1、2級)技術検定合格証明書」の写し
- コ **配管技能士として提出する書類** (キー3、4)
- (ア)**雇用確認の書類**(申込締切日時点で常用雇用されていること。)
- (イ)「配管技能士(1、2、3級)技能検定合格証書」の写し

5 注意事項

(1) キー1、2、維持、本管の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び配水管工には、営業所の専任技術者は配置できません。

また、他の公共工事等に**専任**されている資格者は、キー $1\sim4$ 、維持、本管の各資格者(**専任者** 及び専任者以外)には配置できません。同様に、キー $1\sim4$ 、維持、本管の各資格者(専任者及び 専任者以外)は、契約期間内に他の公共工事等に専任で配置することはできませんので、注意して ください。

- (2) 現場代理人、主任技術者(専任者)、監理技術者(専任者)及び配水管工(専任者)は、申込以外の工事請負単価契約において資格者として配置することはできません。ただし、専任者以外で申し込んだ主任技術者、監理技術者及び配水管工は、水道緊急工事請負単価契約(漏水修理工事)、キー1~4、維持、本管の範囲内で兼務することができます。
- (3) 契約後、資格者に変更が生じ、契約ごとの施工体制評価点が下がる場合には、申込時点の施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、当該契約において新たな発注は行いません。 また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がありますので、注意してください。
- (4) 工事現場ごとに必要な資格者は、常駐を義務付けます。
- (5)「関係する会社等」に該当する会社同士で同一の契約に申込することはできません。「関係する会社」の詳細は、東京都電子調達システムの"資格審査申請の手引"に掲載されている「令和7・8年度東京都建設工事等競争入札参加資格審査申請の手引(定期申請用)」《「関係する会社等」の基準について》(P.26~)をご覧ください。
- (6) 東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱(平成22年11月15日付22水経契第368号)第3条第1項又は第2項に基づく排除措置期間中は、申込みができません。
- (7) キー本管以外の契約については、都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準に基づく 指定の効力停止期間が令和7年4月1日以降にある場合は、申込みができません。
- (8) キー本管以外の契約については、契約後、都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準に基づく指定の取消処分を受けた場合は、契約を解除します。

また、指定の効力停止処分を受けた期間は、新たな発注を行わないことに加え、単価契約工事の 施工をすることができません。

- (9) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることはできません。
- (10) キー1、2、維持、本管については、契約後速やかに契約ごとで工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報の受注登録が必要になります。
- (11) 見積合わせは郵送で実施します。

6 問合せ先

(1) 工事内容又は提出書類に関する問合せ先

J- 1	写 1.40	給水部 配水課 施設管理担当
キー1	配水管小規模整備工事請負単価契約	都庁第二本庁舎 23 階中央 03-5320-6467
キ - 2	給水管整備及び取り出し工事請負単価契約	給水部 給水課 漏水防止担当
9 - 2	和小官笠伽及び取り山し工事間貝芋伽矢が	都庁第二本庁舎 23 階南側 03-5320-6477
キー3	小中口径メータ引換工事等請負単価契約	給水部 給水課 給水装置担当
4-3	7、中口住人 クリ級工事寺哨兵中間天が	都庁第二本庁舎 23 階南側 03-5320-6431
キー4	大口径メータ引換工事等請負単価契約	給水部 給水課 量水器担当
7-4	人口住入一夕列換工事寺前貝早伽笑が	都庁第二本庁舎 23 階南側 03-5320-6387
キー維持	水道施設維持補修工事請負単価契約	給水部 配水課 施設管理担当
イー証付	小但他放桩付佃修工事捐兵中侧关约	都庁第二本庁舎 23 階中央 03-5320-6467
キー本管	配水本管小規模整備工事請負単価契約	給水部 配水課 施設管理担当
イー本官		都庁第二本庁舎 23 階中央 03-5320-6467

[※] 各担当部署にて、令和6年度工事請負単価契約特記仕様書及び請負単価表の閲覧ができます。

(2) 契約に関する問合せ先

経理部 契約課 工事契約担当 都庁第二本庁舎 21 階北側 03-5320-6403

契約工事名	キー1 配水管小規模整備工事	キー2 給水管整備及び取り出し工事	キー3 小中口径メータ引換工事等
契約方式	技	術 力 等 審 査 方 式	
東京都建設工事等競争	申込締切日時点の東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種[04 水道施設工事]の有資格者でDランク以上であること。	施設工事〕の有資格者でEランク以上であること。	申込締切日時点の東京都建設工事等競争入札参加 資格において、業種 [09 給排水衛生工事] の有資 格者であること。
入札参加資格	令和5・6年度の東京都受付票、令和7・8年度の東京都受付票を提示すること。 資格申請時の「関係する会社」に該当する会社が同一の契約に申込みをしていないこと 東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱(平成22年11月5日付22水経契第368	と。 号)第3条第1項又は第2項に基づく排除措置期間中でないこと。	
建設業の許可	水道施設工事業の許可を受けていること。		管工事業の許可を受けていること。
経営事項	水道施設工事業又は土木工事業の経営事項審査を受け、かつ経営不振の状態にないこと	と。	管工事業の経営事項審査を受け、かつ経営不振の状態にないこと。
指定事業者	東京都指定給水装置工事事業者の指定を受けており、かつ都指定給水装置工事事業者のおお、キー3は、これに加えて、東京都又は他の水道事業者の指定を受けた日から引き		
業務体制	業務に即応できるように、事業所が23区内に所在していること。また、速やかに業務建設副産物(建設発生土及び建設廃棄物)については、「東京都建設リサイクルガイドラエ事系システムを導入していることから、入力帳票等の作成はパソコンで処理する必要 契約履行開始時までに、パソコンによる電子メールを利用できる環境を整備すること。	務遂行に必要な人員、車両及び資機材を配備できること。 イン」に沿って適正に処理できること。 要がある。そのため、契約履行開始時までに、別紙8「受注者版工事系システムの	業務に即応できるように、事業所が23区内に所在していること。
	 ① 現場代理人 1名 ② 主任技術者 1名以上 ③ 配水管工 1名以上 (公社)日本水道協会に配水管技能者登録(大口径)されている者とする。ただし、配水管技能者登録証の更新時に大口径実技講習会を受講し、更新時講習会受講日(大口径)が記載された大口径管技能者登録証の発行を受けていること。 ④ 給水装置工事主任技術者 1名以上 ⑤ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 1名以上 ⑥ 貯水槽清掃作業監督者 1名以上 ⑦ 配水管からの分岐穿孔及び配管工事に従事する者 1名以上 ⑧ 石綿作業主任者 1名以上 		① 現場代理人② 主任技術者① 名以上④ 給水装置工事主任技術者① 1名以上
必要資格者数等	注1 各資格者については、本契約申込締切日(令和7年1月9日。以下「申込締切日注2 各資格者については、申込締切日時点で資格を有していること。 注3 資格者は、1契約の中で同一人物が兼務することは認められる。ただし、契約3 注4 ①は、契約ごとに専任者が必要であり、他の契約の資格者として兼ねることはで	日」という。)時点で常用雇用していること。ただし、主任技術者に限り、申込締ごとに施工体制が確保できる人数を配置しなければならない。できない(同一契約内であれば兼務可能。)。可の資格者として兼ねることはできない(同一契約内であれば兼務可能。)。ただし、ている者に限る。)は他の契約の資格者として兼ねることができる。この場合、兼ず兼務することができる。ただし、他の契約において専任者として申し込んでいる。。ただし、②'の主任技術者を給水装置工事主任技術者の資格により申し込む場事)、配水管小規模整備工事請負単価契約、給水管整備及び取り出し工事請負単価	②③③'は契約ごとに1名以上の専任者がいる場合、 務可能な契約の範囲は、注8のとおりとする。 資格者との兼務はできない。また、兼務する場合でも、 合は、申込締切日時点で資格取得後1年以上の実務経 契約、小中口径メータ引換工事等請負単価契約

契約工事名	キー1 配水管小規模整備工事	キー2 給水管整備及び取り出し工事	キー3 小中口径メータ引換工事等
	水道の専門技術及び施工能力を有し、かつ適切に事務処理ができること。また、次のこ	工事実績を有すること。	
	次の①、②、③、④のいずれかに該当し、かつ⑤に該当すること。	次の①、②、③のいずれかに該当し、かつ④に該当すること。	特になし。
		① 令和4年度から令和6年度までのいずれかに、「給水管整備及び取り出し	
	契約」を契約していること。	工事請負単価契約」を契約していること。	
	② 令和4年度から令和6年度までのいずれかに、「水道施設維持補修工事請負単価		
	契約」を契約していること。	負単価契約」、「水道緊急工事請負単価契約(漏水修理工事)」又は「配水管	
	③ 令和4年度から令和6年度までの3年間継続して、「水道緊急工事請負単価契約		
	(漏水修理工事)」又は「給水管整備及び取り出し工事請負単価契約」を契約して		
	いる者で、当局配水管の管切断を行い、管布設を伴うEランク以上の総価契約案件		
	工事(水道施設案件工事)を令和2年4月1日以降施工しており、令和6年12月		
工事実績及び	31日までに成績評定が通知された工事実績が2件以上あること。	③ E ランク以上の当局配水管の管切断を行い、管布設を伴う総価契約案件工	
技術力に関する	④ Dランク以上の当局配水管の管切断を行い、管布設を伴う総価契約案件工事(水		
資格要件	道施設案件工事)を令和2年4月1日以降施工しており、令和6年12月31日まで に成績評定が通知された工事実績が3件以上あること。	月31日までに成績評定が通知された工事実績が1件以上あること。 ④ 令和4年4月1日から申込締切日までに完工している、ステンレス鋼管によ	
	に放顔許足が通知された工事美額が3件以上のること。 ⑤ 令和4年4月1日から申込締切日までに完工している、ステンレス鋼管による配		
	水管からの分岐穿孔及び配管工事の実績があること。ただし、下請負(指定事業者		
	「「「「「」」」」 「「」」 「「」」 「」 「」 「」」 「」 「」 「」 「」 」 「」 「」 」 「 」 」 「 」 「		
	一個日で体へ。) による旭工は 以上明真よくとし、これで皿切りるものを必安とす	なお、資格要件②③の工事実績を下請負工事で申請する場合は、工種に配管	
	なお、資格要件③④の工事実績を下請負工事で申請する場合は、工種に配管工事		
	が含まれた一次下請負までを対象とし、契約書の表紙の写し、当局で受理した下請	した下請負届、下請負者一覧表、施工体系図、下請負契約書等の提出により、	
	負届、下請負者一覧表、施工体系図、下請負契約書等の提出により、一次下請負で		
	あること、工種に配管工事が含まれること及び下請負契約工期を証明することを必		
	要とする。また、下請負工事2件を1件の工事実績、又は全ての下請負契約工期を		
	合計し360日につき1件の工事実績のいずれかによりカウントする。	りカウントする。	

契約工事名	キー4 大口径メータ引換工事等	キー維持 水道施設維持補修工事	キー本管・配水本管小規模整備工事
契約方式		技術力等審査方式	
東京都水道局 建設工事等競争 入札参加資格	申込締切日時点の東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種 [09 給排水衛生工事] の有資格者であること。 令和5・6年度の東京都受付票、令和7・8年度の東京都受付票を提示すること。 資格申請時の「関係する会社」に該当する会社が同一の契約に申込みをしていないこ	業種 [04 水道施設工事] の有資格者で D ランク以上あること。	申込締切日時点の東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種 [04 水道施設工事] の有資格者で C ランク以上あること。
	東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱(平成22年11月5日付22水経契第368	3号)第3条第1項又は第2項に基づく排除措置期間中でないこと。	
建設業の許可	管工事業の許可を受けていること。	水道施設工事の許可を受けていること	
経営事項	管工事業の経営事項審査を受け、かつ経営不振の状態にないこと。	水道施設工事業又は土木工事業の経営事項審査を受け、かつ経営不	下振の状態にないこと。
指定事業者	東京都指定給水装置工事事業者としての指定を受けており、かつ都指定給水装置工事令和7年4月1日以降にないこと。なお、キー4はこれに加えて、東京都又は他の水道(令和4年4月1日以前から引き続いて指定を受けていること。)。	首事業者の指定を受けた日から引き続きり缶ULAX過していること	東京都指定給水装置工事事業者としての指定を受けていることを求めない。
	業務に即応できるように、事業所が23区内に所在していること。	業務に即応できるように、事業所が23区内に所在していること。 きること。	。また、速やかに業務遂行に必要な人員、車両及び資機材を配備で
業務体制	建設副産物(建設発生土及び建設廃棄物)については、「東京都建設リサイクルガイドラ	⁹ イン」に沿って適正に処理できること。	
	工事系システムを導入していることから、入力帳票等の作成はパソコンで処理する必	要がある。そのため、契約履行開始時までに、別紙8「受注者版工	事系システムの稼働条件」のとおり動作環境を整備すること。
	契約履行開始時までに、パソコンによる電子メールを利用できる環境を整備すること	0	
	① 現場代理人② 主任技術者① 全任技術者① 名以上④ 給水装置工事主任技術者① 1名以上	① 現場代理人 1名 ② 主任技術者 1名以上 ③ 配水管工1名以上 日本水道協会に配水管技能者登録(大口径)されている者とする。ただし、 配水管技能者登録証の更新時に大口径実技講習会を受講し、更新時講習会受 講日(大口径)が記載された大口径管技能者登録証の発行を受けていること。 ④ 給水装置工事主任技術者 1名以上 ⑤ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 1名以上 ⑥ 貯水槽清掃作業監督者 1名以上 ⑦ 配水管からの分岐穿孔及び配管工事に従事する者 1名以上 ⑧ 石綿作業主任者 1名以上	① 現場代理人 1名 ②' 監理技術者 1名以上 ③ 配水管工1名以上 日本水道協会に配水管技能者登録(大口径)されている者とする。ただし、 配水管技能者登録証の更新時に大口径実技講習会を受講し、更新時講習会受 講日(大口径)が記載された大口径管技能者登録証の発行を受けていること。 ④ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 1名以上
必要資格者数等	注1 各資格者については、本契約申込締切日(令和7年1月9日。以下「申込締切日」という。)時点で常用雇用していること。ただし、主任技術者に限り、申込締切日において雇用期間が3か月以上あること。 注2 各資格者については、申込締切日時点で資格を有していること。 注3 資格者は、1契約の中で同一人物が兼務することは認められる。ただし、契約ごとに施工体制が確保できる人数を配置しなければならない。 注4 ①は、契約ごとに専任者が必要であり、他の契約の資格者と兼ねることはできない(同一契約内であれば兼務可能。)。 注5 ②は、契約ごとに1名以上の専任者が必要であり、専任者は他の契約の資格者として兼ねることはできない(同一契約内であれば兼務可能。)。 注6 ④は、複数の契約に申込みする場合でも、1名以上常用雇用していれば兼務することができる。ただし、他の契約において専任者として申し込んでいる資格者との兼務はできない。また、兼務する場合でも、資格者は必要の都度、現場に配置させること。 注7 ②の主任技術者は、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者とする。ただし、給水装置工事主任技術者の資格により申し込む場合は、申込締切日時点で資格取得後1年以上の実務経験を有すること。 注8 水道緊急工事請負単価契約(漏水修理工事)、配水管小規模整備工事請負単価契約、か中口径メータ引換工事等請負単価契約、大口径メータ引換工事等請負単価契約、水道施設維持補修工事請負単価契約又は配水本管小規模整備工事請負単価契約に配置する専任者以外の資格者は、これらの契約間においてのみ兼務可能とする。	注1 各資格者については、本契約申込締切日(令和7年1月9日。以下「申込締切日」という。)時点で常用雇用していること。ただし、主任技術者に限り、申込締切日において雇用期間が3か月以上あること。注2 各資格者については、申込締切日時点で資格を有していること。注3 資格者は、1契約の中で同一人物が兼務することは認められる。ただし、契約ごとに施工体制が確保できる人数を配置しなければならない。注4 ①は、契約ごとに専任者が必要であり、他の契約の資格者として兼ねることはできない(同一契約内であれば兼務可能。)。注5 ②③は、契約ごとに1名以上の専任者が必要であり、専任者は他の契約の資格者として兼ねることはできない(同一契約内であれば兼務可能。)。ただし、②③は契約ごとに1名以上の専任者がいる場合、その専任者以外(③は(公社)日本水道協会に配水管技能者登録(大口径)されている者に限る。)は他の契約の資格者として兼ねることができる。この場合、兼務可能な契約の範囲は、注8のとおりとする。注6 ④⑤⑥⑦⑧は、複数の契約に申込みする場合でも、1名以上常用雇用していれば兼務することができる。ただし、他の契約において専任者として申し込んでいる資格者との兼務はできない。また、兼務する場合でも、資格者は必要の都度、現場に配置させること。注7 ②主任技術者は、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者とする。 注8 水道緊急工事請負単価契約(漏水修理工事)、配水管小規模整備工事請負単価契約、給水管整備及び取り出し工事請負単一類対、小円の金米	込締切日」という。)時点で常用雇用していること。ただし、監理技術者に限り、申込締切日において雇用期間が3か月以上あること。注2 各資格者については、申込締切日時点で資格を有していること。注3 資格者は、1契約の中で同一人物が兼務することは認められる。ただし、契約ごとに施工体制が確保できる人数を配置しなければならない。注4 ①は、契約ごとに専任者が必要であり、他の契約の資格者として兼ねることはできない(同一契約内であれば兼務可能。)。注5 ②'③は、契約ごとに1名以上の専任者が必要であり、専任者は他の契約の資格者として兼ねることはできない(同一契約内であれば兼務可能。)。ただし、②'③は契約ごとに1名以上の専任者がいる場合、その専任者以外(③は(公社)日本水道協会に配水管技能者登録(大口径)されている者に限る。)は他の契約の資格者として兼ねることができる。この場合、兼務可能な契約の範囲は、注8のとおりとする。注6 ⑤は、複数の契約に申込みする場合でも、1名以上常用雇用していれば兼務することができる。ただし、他の契約において専任者として申し込んでいる資格者との兼務はできない。また、兼務する場合でも、資格者は必要の都度、現場に配置させること。 注7 ②'の監理技術者は、建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者とする。 注8 水道緊急工事請負単価契約(漏水修理工事)、配水管小規模整備工事請負単価契約、給水管整備及び取り出し工事請負単価契約、小中口径メータ引換工事等請負単価契約、大口径メータ引換工事等請負単価契約、水道施設維持補修工事請負単価契約又は配水本管小規模整備工事請負単

兼務可能とする。

兼務可能とする。

契約工事名	キー4 大口径メータ引換工事等	キー維持 水道施設維持補修工事	キー本管・配水本管小規模整備工事
	水道の専門技術及び施工能力を有し、かつ適切に事務処理ができること。また、次のこ	 □事実績を有すること。	
工事実績及びする資格要件	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① 令和4年度から令和6年度までのいずれかに、「大口径メータ引換工事等請負単価契約」を契約していること。 ② 当局給・配水管(口径75mm以上)の管切断を行い、管布設を伴う総価契約案件工事)を令和4年4月1日以降施工しており、令和6年12月31日までに成績評定が通知された工事実績が1件以上あること。 なお、工事実績を下請負工事で申請する場合は、工種に配管工事が含まれた一次下請負までを対象とし、契約書の表紙の写し、当局で受理した下請負届、下請負者一覧表、施工体系図、下請負契約書類により、一次下請負であること、工権に配管工事が含まれること及び下請負契約工期を証明することを必要とする。また、下請負工事2件を1件の工事実績、又は全ての下請負契約工期を合計し360日につき1件の工事実績のいずれかによりカウントする。	① 令和6年度に当局の「水道施設維持補修工事請負単価契約」 を契約している者で、当該工事の成績評定が、令和6年4月1 日から令和6年12月31日までの各月で55点未満が1度以上 ない者、又は55点以上60点未満が2度以上ない者。	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① 令和4年度から令和6年度までのいずれかに、「配水管小規模整備工事請負単価契約」を契約していること。かつ、口径400mm以上の当局配水管の管切断を行い、管布設を伴う工事を令和2年4月1日以降施工しており、令和6年12月31日までに成績評定が通知された工事実績があること。 ② Cランク以上の口径400mm以上の当局配水管の管切断を行い、管布設を伴う総価契約案件工事(水道施設案件工事)を令和2年4月1日以降施工しており、令和6年12月31日までに成績評定が通知された工事実績が2件以上あること。

[※] 下請負契約工期は、配水管工事標準仕様書の工期の定義に準じて算定します。

受付期間 令和7年1月7日(火)、1月8日(水)、1月9日(木)

令和7年度(区部)工事請負単価契約の工事概要及び予定受注者数

整 理	業種	契 約 件 名	履行区域	工 事 概 要	契約期間	予定受注者数	申込先	備考
キー 1	水道施設工事	配水管小規模 整備工事 請負単価契約	東京都 23区内 及び 近接区域	ア 施工期限等の制約のある新設、撤去及び取替工事(添架管含む。) イ 小規模で点在的に残っている取替対象管整備工事	令和7年4月 1日 から 令和8年3月31日 まで	5 0 者		・資格要件を満たさない方の申
+-2	水道施設工 事	給水管整備及び 取り出し工事 請負単価契約	東京都23区内	ア 配水小管を布設し、給水管を整備する工事等 イ 給水管の新設・改造・撤去における配水小管からの分岐配管工事等 ウ 旧工業用水道給水管の撤去工事	令和7年4月 1日 から 令和8年3月31日 まで	100者	22階北側 22C会議室	込みはできません。 ・申込み後に資格要件を満たさないことが判明した場合、申込みは無効となります。 ・申込みに必要な資格要件については、別紅1「令和7年度(区部)工事請負では契約の見積合せ参加資格」のとおりで
キー3	給 排 水 衛生工事	小中口径メータ 引換工事等 請負単価契約	東京都 23区内	小中口径メータ(口径13mmから40mmまで)に関する次の工事 ア 有効期限満了及び異状に伴うメータ引換え イ 使用開始に伴うメータ取付け、使用中止に伴うメータ取外し ウ メータ位置変更工事、止水栓設置工事、隔測表示器関係工事	令和7年4月 1日 から 令和8年3月31日 まで	120者		す。

[※] 本予定表の内容に変更が生じる場合もあります。

受付期間 令和7年1月7日(火)、1月8日(水)、1月9日(木)

令和7年度(区部)工事請負単価契約の工事概要及び予定受注者数

整 理	業種	契 約 件 名	履行区域	工 事 概 要	契約期間	予定受注者数	申込先	備考
キー4	給 排 水 衛生工事	大口径メータ 引換工事等 請負単価契約	東京都 23区内	大口径メータ(口径50mmから300mmまで)、隔測表示器関係に係る次の工事 ア 大口径メータ引換工事(検定有効期限の満了又は異状等に伴うメータ の引 換え及び引上げ)及びこれに伴う水道使用者等への事前連絡 イ 大口径メータ取付工事、大口径メータ取外工事 ウ 隔測表示器関係工事 エ PHS回線を用いた水圧確認装置関連工事	令和7年4月 1日 から 令和8年3月31日 まで	5者		・資格要件を満たさない方の
キー維持	水道施設 工 事	水道施設維持補修工事 請負単価契約	東京都 23区内 及び 近接区域	ア 突発的に発生する水道施設の維持補修工事 イ 小規模で点在し、即応対応を要する水道施設の維持補修工事全般	令和7年4月 1日 から 令和8年3月31日 まで	46者	都庁第二 本庁舎 22階北側 22C会議室	申込みはできません。 ・申込み後に資格要件を満たさないことが判明した場合、申込みは無効となります。 ・申込みに必要な資格要件については、別紙1「今和7年度(区部)工事請負単価契約の見積合せ参加資格」のとおり
キー本管	水道施設工事	配水本管小規模整備工 事請負単価契約	東京都 23区内 及び 近接区域	ア 道路工事調整上必要な配水本管工事 イ 濁水、出水不良、漏水の予防等の局事業運営上必要な配水本管工事 ウ 再開発事業、区画整理事業等の公共事業に伴う配水本管工事 エ ア〜ウの配水本管工事に付随して施工する配水小管工事	令和7年4月 1日 から 令和9年3月31日 まで	3者		です。

[※] 本予定表の内容に変更が生じる場合もあります。

令和7年度水道局給,配水管工事請負単価契約調查表

※原本1部を作成の上、写しを申込契約数だけ作成し、原本は工事希望票などと共につづり込みます。 ※履行区域の適性を期するため、事業所の所在地や、人員、車両及び資器材の配備状況について、

適宜、水道局が確認を行います。

ふ り が な 商号又は名称								
s り が な 代 表 者 名								
給水装置工事事業者	指定番号第	() 号	有効期限(《	令和	年	月	日)
所 在 地	₹	_						
電話 • 面積	電話	()		事務所面	積		m²
資 材 置 場	₹	_						
所在地・面積					置場面積			m²
ふりがな 記入担当者名				連絡先	()	
メールアドレス				@				

申し込む契約の整理番号を全て○で囲み、主たる履行区域の希望順位(支所単位)を記入してください。 ※南部支所を希望する場合は、課まで記入のこと。

敕珊釆早		主たる履行区域の希望順位					
整理番号 契約件名		第一	第二	第三			
‡ - 1	配水管小規模整備工事請負単価契約	支所	支所	支所			
‡ - 2	給水管整備及び取り出し工事請負単価契約	支所	支所	支所			
‡ - 3	小中口径メータ引換工事等請負単価契約	支所	支所	支所			
‡ - 4	大口径メータ引換工事等請負単価契約						
キ- 維持	水道施設維持補修工事請負単価契約	支所	支所	支所			
キ- 本管	配水本管小規模整備工事請負単価契約						

※希望履行区域は、希望順位に従い第三位まで記入してください。 主たる履行区域については、キー1及び維持は別紙7-1/3、キー2及び3は別紙7-2/3を参照してください。 キー4及び本管は23区内を発注エリアとします。

原則、主たる履行区域は第一希望とする予定ですが、特別な事情がある場合、第二・第三希望への変更をお願いする場合がございます。

また、主たる履行区域により、予定事業量が異なりますのであらかじめ了承の上、申込みください。

※水道局使用欄

受付欄	施設管理欄	漏水防止欄	給水装置欄	量水器欄

キ-1、2 専任者(現場代理人、主任技術者、配水管工)配置予定及び資格一覧

- 1. 申込契約別に記入すること。 2. 現場代理人、主任技術者、配水管工の順に氏名を記入すること。
- 2. 元物(全人、王丘以附名、田立の開石、八十年上の開石、石を正八ヶ公之と。 3. 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 ○級土木施工管理技士→「○級土木」 建設業法第7条 第2号イ、ロ又はハに 記載の実務経験を有する者→「その他」) 4. 取得している資格に「○」を記入すること。ただし、第15回から第19回までのスーパー配管工認定者及び第1回から第14回までのスーパー配管工認定者のう ち加点期間更新者として認められた者は、「S」と記入すること。
- 5. 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。

申込契約		配置予定者	現場代理人	主任技術者	配水管工 (キー1 大口径必 須)	給水装置 工事主任 技術者	酸素欠乏· 硫化水素 危険作業 主任者	貯水槽 清掃作業 監督者	配水管から の分岐穿孔 及び 配管工事に 従事する者	石綿作業 主任者
	1	フリガナ 氏 名	O							
		フリガナ								
	2	氏 名								
	3	フリガナ								
		氏名		_						
	4	氏 名								
		フリガナ								
キー	5	氏 名								
1	6	フリガナ	_							
		氏名		_						
	7	フリガナ 氏 名	_							
		フリガナ								
	8	氏 名								
	9	フリガナ								
		氏 名								
	10	フリガナ 氏 名	_							
		フリガナ								
	1	氏 名								
	0	フリガナ								
	2	氏 名								
	3	フリガナ 氏 名								
		フリガナ		-						
	4	氏 名								
	5	フリガナ								
キー		氏 名								
2	6	フリガナ 氏 名								
		フリガナ								
	7	氏 名								
	8	フリガナ								
		氏 名								
	9	フリガナ 氏 名								
		フリガナ								
	10	氏 名								

キ-3 専任者(現場代理人、主任技術者)配置予定及び資格一覧

- 1. 現場代理人、主任技術者の順に氏名を記入すること
- 2. 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 給水装置工事主任技術者→「給主」 管工事施工管理技士→「管工事」 建設業法第7条第2
- って、ロ又はハに記載の実務経験を有する者→「その他」) 3. 取得している資格に「○」を記入すること。ただし、申込締切日(令和7年1月9日)時点で、<mark>資格取得後10年以上経過している場合は、「⑩」を記入すること。</mark> 4. 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。

申込契約			配置予定者	現場代理人	主任技術者	給水装置 工事 主任技術者	管工事施工 管理技士 (1、2級)	配管技能士 (1、2、3級)
	1	フリガナ 氏 名		\circ				
	2	フリガナ 氏 名						
キー	3	フリガナ 氏 名						
3	4	フリガナ 氏 名						
	5	フリガナ 氏 名						
	6	フリガナ 氏 名						

キ-4 専任者(現場代理人、主任技術者)配置予定及び資格一覧

- 1. 現場代理人、主任技術者の順に氏名を記入すること
- 1. 現場が理人、主任技術者の順に式名を記入すること。 2. 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 給水装置工事主任技術者→「給主」 管工事施工管理技士→「管工事」 建設業法第7条第2号 イ、ロ又はハに記載の実務経験を有する者→「その他」) 3. 取得している資格に「○」を記入すること。ただし、申込締切日(令和7年1月9日)時点で、<mark>資格取得後10年以上経過している場合は、「⑩」を記入すること。</mark> 4. 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。

申込契約			配置予定者	現場代理人	主任技術者	給水装置 工事 主任技術者	管工事施工 管理技士 (1、2級)	配管技能士 (1、2、3級)	配水管工
	1	フリガナ 氏 名		\circ					
	2	フリガナ 氏 名							
キュ	3	フリガナ							
4	4	フリガナ 氏 名							
	5	フリガナ 氏 名							
	6	フリガナ 氏 名							

キー維持 専任者 (現場代理人、主任技術者、配水管工) 配置予定及び資格一覧

- 1. 専任する資格者を記入すること。
 2. 現場代理人、主任技術者、配水管工の順に氏名を記入すること。
 3. 主任技術者は、資格内容を記入すること。 (例 監理技術者→「監理」 ○級土木施工管理技士→「○級土木」 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに記載の実務経験を有する者→「その他」)
 4. 取得している資格に○を記入すること。ただし、第15回から第19回のスーパー配管工認定者及び第1回から第14回のスーパー配管工認定者のうち、加点期間更新者として認められた者は、「S」と記入すること。
 5. 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。
 6. 過去3年に現場代理人又は専任の主任技術者として水道施設維持補修工事を経験している場合は「維持」、過去5年に現場代理人又は専任の主任技術者として区部工事請負単価契約を経験している場合は「区単」と記入すること。
 7. 女性技術者の場合は「女性」、40歳以下の技術者の場合は「若手」と記入すること。

申込契約			配置予定者	現場代理人	主任技術者	配水管工 (大口径)	給水装置工 事主任技術 者	酸素欠乏・ 硫化水素危 険作業主任 者	貯水槽清掃 作業監督者	配水管から の分岐・穿 孔、配管工 事に従事す る者	石綿作業主 任者	過去3年の 現場代理人 又は専任の 主任技術者 経験	女性技術者 又は 40歳以下 の技術者
	1	フリガナ 氏 名		0									
	2	フリガナ 氏 名											
+	3	フリガナ 氏 名											
 維 持	4	フリガナ 氏 名											
持	b	フリガナ 氏 名											
	6	フリガナ 氏 名											
	7	フリガナ 氏 名											

キー維持を申し込む場合で、下記の2点に当てはまる場合は記入してください。

【 φ400mm以上の施工実績 】

過去5年間(工期が1日でも含まれるもの)の当局水道施設工事(区部)における口径400mm以上の施工実績がある場合。 (下請の場合は2件記入してください。) また、可能であれば完成図を添付すること。

		工事件名		工事概要	工事期間	工事成績	下請けの場合 元請会社名
	(契約番号)(契約金額	千円)			評定点	701112121
1				管径φ ∼φ	年 月 日から		
	(契約番号)(契約金額	千円)	総延長 m	年 月 日まで		
2				管径 φ ∼ φ	年 月 日から		
۷	(契約番号)(契約金額	千円)	総延長 m	年 月 日まで		

【 φ400mm以上の施工資器材及び体制確保の可否 】

下記内容に当てはまる場合は、チェック欄にチェックを入れてください。

チェック欄

当局水道施設工事(区部)における口径400mm以上の施工資器材を含む体制を確保可能

キー本管 専任者 (現場代理人、主任技術者、配水管工) 配置予定及び資格一覧

- 専任する資格者を記入すること。
 現場代理人、監理技術者、配水管工の順に氏名を記入すること。
 監理技術者の資格を有する者のみ記入すること。(例 監理技術者→「監理」)
 取得している資格に○を記入すること。ただし、第15回から第19回のスーパー配管工認定者及び第1回から第14回のスーパー配管工認定者のうち、加点期間更新者として認められた者は、「S」と記入すること。
 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。
 女性技術者の場合は「女性」、40歳以下の技術者の場合は「若手」と記入すること。
 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者については、専任者以外に配置される技術者でも可とする。

					専任者が契約上必	須とする資格		その他の資格
申込契約			配置予定者	現場代理人	監理技術者	配水管工(大口径)	酸素欠乏・ 硫化水素危 険作業主任 者	女性技術者 又は 40歳以下 の技術者
	1	フリガナ 氏 名		0				
	2	フリガナ 氏 名						
+	3	フリガナ 氏 名						
本	4	フリガナ 氏 名						
管	5	フリガナ 氏 名						
	6	フリガナ 氏 名						
	7	フリガナ 氏 名						

キー本管を申し込む場合で、下記の2点に当てはまる場合は記入してください。

【 φ400mm以上の施工実績 】

配水管小規模整備工事請負単価契約の実績がある者が申し込む場合、過去5年間(工期が1日でも含まれるもの)の 当局水道施設工事における口径400mm以上の施工実績。また、可能であれば完成図を添付すること。

	(契約番号	工事件名) (契約金額	千円)	工事机	既要	工事	工事 成績 評定点	
案件				管径φ	$\sim \phi$	年	月 目から	
件	(契約番号)(契約金額	千円)	総延長	m	年	月 日まで	
単				管径φ	$\sim \phi$	年	月 目から	
契	(契約番号)(契約金額 ——	 千円)	総延長	m	年	月 日まで	

【 給水装置等に必要な技術者の体制確保の可否 】

下記内容に当てはまる場合は、チェック欄にチェックを入れてください。

ク欄

配水本管小規模整備工事において、専任者以外の技術者を直営及び一次下請けで体制を確保可能

キー1、2、3、4、維持、本管 専任者以外配置予定及び資格一覧

- 専任者として配置していない資格者を記入すること(配置予定者は、契約期間内に他の公共工事等への配置不可)。
 主任技術者、配水管工、その他の資格者の順に氏名を記入すること。
 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 ○級土木施工管理技士→「○級土木」 建記 ○級土木施工管理技士→「○級土木」 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに記載の実務経験
- 記入すること
- なお、給水装置工事主任技術者、管工事施工管理技士、配管技能士及び配水管工において申込締切日(令和7年1月9日)時点で、<mark>資格取得後10年以上経過している</mark>
- 5. 配水管工は、(公社)日本水道協会に配水管技能者登録されているものに限る。
- 6. 専任者以外写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。

			キ-1,2,維持,本管	*-1	,2,4,維持,	本管	キ-1~4,維持	キ-1,2, 維持, 本管		1,2,維持		キー	3,4	キ-維持,本管
申込契約		配 置 予 定 者	者のみ記入) (※評価点対象外)	(キー1、 管は評 (キー4 象)	水管 2、維持 (本)	寺、本 象外) 点対	主任技術者	危険作業主任者酸素欠乏・硫化水素	貯水槽清掃作業	従事する者 穿孔及び配管工事に 配水管からの分岐	石綿作業主任者	(1、2級)管工事施工管理技士	(1、2、3級)配管技能士	40歳以下の技術者女性技術者又は
	1	フリガナ 氏 名												
		フリガナ												
	2	氏 名												
	3	フリガナ				_						_		
		氏名												
	4	氏 名				-								
	-	フリガナ												
	5	氏 名												
	6	フリガナ 氏名												
共		フリガナ												
	7	氏 名												
	8	フリガナ												
		氏名												
通	9	氏 名				-						-	-	
		フリガナ												
	10	氏 名												
	11	フリガナ 氏名												
		フリガナ												
	12	氏 名												
	13	フリガナ												
	10	氏名												
	14	氏 名												
		フリガナ												
	15	氏 名												

					常用雇用者	かく できゅう かいかい かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん	人外)				
	フリガナ 氏 名				フ リ .	ガ ナ 名	勤務 年数		フ リ 氏	ガ ナ 名	勤務 年数
1			年	5			年	9			年
2			年	6			年	10			年
3			年	7			年	11			年
4			年	8			年	12			年
									その他		人

	工事系システムの動作環境について※							
1	既に整備済み							
2	契約履行開始時までに整備する							

[※]詳細は、別紙8「受注者版工事系システムの稼働条件」を参照してください。

	パソコンによる電子メールが利用できる環境について							
1	既に整備済み							
2	契約履行開始時までに整備する							

別紙9「緊急時の対応能力」について」の提出確認							
配水管小規模整備工事	提出	確認	給水管整備及び取り出し工事	提出	確認		
配	有	無	和小目霊脯及び取り山し工事	有	無		
小中口径メータ引換工事	提出確認		大口径メータ引換工事	提出確認			
小中口住グークが換工争	有	無	八口住ケーク引換工争	有	無		
水道施設維持補修工事	提出		提出確認		配水本管小規模整備工事	提出	確認
<u> </u>	有	無	配小平自小別保證 佣工事	有	無		

[※]提出確認欄の有無を○で囲んでください。

	資機材自社	Ł保有量(常時リ	リースを含む。)及び調達時間					
項 目 資機材	自社保有量	調達時間	項 目 資機材	自社保有量	調達時間			
砂	m3	時間	サドル分水栓用穿孔機	台				
砕石	m3	時間	割T字管用穿孔機	台				
常温合材	m3	時間	キールカッター	台	時間			
カッター (20cm以上)	台	時間	カラーコーン	個	時間			
カッター(20cm以下)	台	時間	セフティーコーン	個	時間			
ダンプトラック	台		バリケード	個	時間			
小型トラック	台		照明灯	個	時間			
ライトバン	台		黄色回転灯	個	時間			
軽トラック	台		黄色注意灯	個	時間			
クレーン装置付トラック	台	時間	工事標示板	枚	時間			
クレーン車	台	時間	工事標示板	+4.	n+ HI			
バックホウ(小型)	台	時間	(高輝度反射)	枚	時間			
" (大型)	台	時間	内照式工事標示板	枚	時間			
ジャンボブレーカー	台	時間	工事予告板	枚	時間			
ブレーカ	台	時間	迂回案内板	枚	時間			
ランマー、タンパ	台	時間	警戒標識	枚	時間			
コンプレッサー	台	時間	木矢板	+4-	n+ B			
ベルトコンベア	台	時間	(腹起・梁材含む。)	枚	時間			
水中ポンプ3吋	台	時間	鋼矢板	枚	時間			
水中ポンプ4吋	台	時間	覆工板(軽量)	枚	時間			
酸素濃度測定器	台	時間		簡易舗装	n			
酸欠等安全器具	式		自社で施工できる 1日当	中級舗装	n			
	台	時間		高級舗装	n			
				特殊舗装	n			

[※]資機材をリースしている場合は、(リース)と記入してください。

【 災 害 協 定 の 締 結 有 無・災害派遣実績 】

当局と次の災害協定を締結している団体に加盟している方は、締結団体を○で囲み、チェック欄にチェックを入れてください。

	対象	契約	災害協定名称	締結団体	協定締結	過去5年間 災害派遣実績※1
			災害時における応急対策業務に関する細目協定	都建協・都中建		
	F-		応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定	東京都管工事工業協同組合東京都水道請負工事連絡会		
1,2 持	2,維 ,本		災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定	東京都水道専業者協会 三多摩管工事協同組合		
	持, 本 キ- モー モー モー モー モー モー モー モ	災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定	東空衛			
		ŕ	震災等非常災害時における水道工事用材料の供給に関する協定	ダク協・ダク異形・ バルブ工業・鋼管協会		

※1災害派遣工事の工事請負契約書の写しを添付してください。

対象契約	災害協定	協定締結先	協定名
キ-本管 (単契実績以外)	その他東京都と締結している災害時における応急措置の協力に関する協定※2		

^{※2}災害協定書の内容がわかる資料(協定書等)を添付してください。

【単価契約工事実績】

①から⑤までの実績がある場合は、主たる履行区域の支所を記入してください。※南部支所の場合は、課まで記入のこ と。⑥及び⑦は、実績の有無を○で囲んでください。

契約件名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 水道施設維持補修工事請負単価契約	支所	支所	支所
② 水道緊急工事請負単価契約(漏水修理工事)	支所	支所	支所
③ 配水管小規模整備工事請負単価契約	支所	支所	支所
④ 給水管整備及び取り出し工事請負単価契約	支所	支所	支所
⑤ 小中口径メータ引換工事等請負単価契約	支所	支所	支所
⑥ 大口径メータ引換工事等請負単価契約	有・無	有・無	有 · 無
⑦ 配水本管小規模整備工事請負単価契約			有 · 無
⑧ その他 ()	有・無	有・無	有 · 無

[※]⑦の単価契約工事の実績がある場合は、契約書の表紙の写しを添付してください。

【緊急施行工事実績】

令和4年4月1日から令和6年12月31日までに、当局発注の災害時における緊急施行工事を完了した実績がある方のみ記入 してください。

施工実績の件名									
工事期間	年	月	日	から	年	月	日	まで	

[※]別紙5「契約書、注文書、請書等の写しの例示」を参考にして、実績を証明する書類を添付してください。

【 ステンレス鋼管による配水管からの分岐穿孔及び配管工事の実績 】

配水管小規模整備工事請負単価契約、給水管整備及び取り出し工事請負単価契約、又は水道施設維持補修工事請負単価 契約を希望する方で、【単価契約工事実績】の①から④までの実績がない方のみ記入してください。

工事の種類(記号を○で囲む。)	施工実績の件名	工事期間
ア 当局発注工事 イ 他官公庁発注工事		年 月 日
ウ 民間発注 (ア、イの下請負を含む。)		から 年 月 日
エ 民間発注 (指定事業者施行の下請負を除く。)	 (ウの下請負の場合は元請負も記入)	まで

[※]別紙5「契約書、注文書、請書等の写しの例示」を参考にして、実績を証明する書類を添付してください。

【 適格請求書(インボイス)発行事業者 】

どちらかに○を記入してください

2 9 9 % (20 2 111) (30 2 (72 2 4 8)						
適格請求書(インボイス)発行事業者 である						
適格請求書(インボイス)発行事業者 ではない						

[※]適格請求書発行事業者である場合は、適格請求書発行事業者の登録通知書の写し又は適格請求書発行事業者公表サイ ト(国税庁)の写しを添付してください。 ※適格請求書発行事業者の要否は、総合評価点や契約等への影響はありません。

[※]①~⑥の単価契約工事は、契約書の表紙の写しを添付する必要はありません。

【総価契約案件工事実績】

次のいずれかの条件に当てはまる場合は記入してください。

- ア 配水管小規模整備工事請負単価契約を、別紙1「令和7年度(区部)見積合せ参加資格」の「工事実績及び技術力に関する資格要件③又は④」で申し 込む場合
- イ 給水管整備及び取り出し工事請負単価契約を、別紙1「令和7年度(区部)見積合せ参加資格」の「工事実績及び技術力に関する資格要件②又は③」で申し込む場合
- 大口径メータ引換工事等請負単価契約を、別紙1「令和7年度(区部)見積合せ参加資格」の「工事実績及び技術力に関する資格要件②」で申し込む 場合
- 込む場合
- 水道施設維持補修工事請負単価契約を、別紙1「令和7年度(区部)見積合せ参加資格」の「工事実績及び技術力に関する資格要件④かつ⑤」で申し 込む場合
- カー配水本管小規模整備工事請負単価契約を、別紙 1 「令和7年度(区部)見積合せ参加資格」の「工事実績及び技術力に関する資格要件②」で申し込む場合

T事販販	「請けの場合元請
1	会社名
1 総延長 m 万成数 (年 月 日まで (契約番号) (契約金組 千円) (英作力) 個 年 月 日まで (安約番号) (契約金組 千円) (条件力) 個 年 月 日まで (条件力) 個 年 月 日から 総延長 m 所改数 (条件力) 個 年 月 日まで (条件力) (契約金額 千円) (条件力) 個 年 月 日まで (条件力) 個 年 月 日まで (条件力) (契約金額 千円) (契約金額 千円) (条件力) 個 年 月 日まで (条件力) 個 年 月 日まで (条件力) 個 年 月 日まで (条件力) (契約金額 千円) (条件力) 個 年 月 日まで (条件力) 個 年 月 日まで (条件力) (契約金額 千円) (条件力) 個 年 月 日まで (条件力) (契約金額 千円) (条件力) 個 年 月 日まで (条件力) (条件	
(契約番号	
2 一次的番号	
2	
(契約番号	
2	
(契約番号) (契約金額 千円) (条件カ) 個 年 月 日まで 管径 φ ~ φ 年 月 日から 総延長 m 新設数 (条件カ) 個 年 月 日まで (条件カ) 個 年 月 日から 管径 φ ~ φ 年 月 日から 管径 φ ~ φ 年 月 日から 管径 φ ~ φ 年 月 日から	
(契約番号	
4 総延長 m 所設数 (条件カ) 年 月 日まで 5 管径 Φ ~ Φ 年 月 日から 総延長 m 所設数 (条件カ) 年 月 日から	
(契約番号) (契約金額 千円) 新設数 (条件力) 個 年月日まで 管径 Φ ~ Φ 年月日おら 総延長 m 新設数 (条件力) 年月日から 管径 Φ ~ Φ 年月日から 総延長 m 新設数 (条件力) 年月日おで (契約番号) (契約金額 千円) 千円) 管径 Φ ~ Φ 年月日から 総延長 m 新設数 (条件力) 年月日まで (契約番号) (契約金額 千円) 千円) 管径 Φ ~ Φ 年月日から 8 一方の数 年月日から (契約番号) (契約金額 千円) 年月日から 管径 Φ ~ Φ 年月日から (契約番号) (契約金額 千円) 年月日から	
(契約番号) (契約金額 千円) (条件カ) 回 管径 φ ~ φ 無 月 日から 総延長 m 新設数 (条件カ) 個 管径 φ ~ φ	
(契約番号) (契約金額 千円) 千円) 経延長	
(契約番号) (契約金額 千円) 新設数 (条件力) 毎年月日まで 管径 Φ ~ Φ 年月日から 総延長 m 新設数 (条件力) 年月日おで 管径 Φ ~ Φ 年月日から 総延長 m 新設数 (条件力) 年月日おで (条件力) 「管径 Φ ~ Φ 年月日おで (条件力) 「管径 Φ ~ Φ 年月日から 総延長 m 新設数 (条件力) 年月日から 総延長 m 新設数 (条件力) 年月日おら (契約番号) (契約金額 千円) 「年月日おら	
(契約番号) (契約金額 千円) (条件カ) で で 中 月 日から 総延長 m 新設数 (条件カ) で で 中 月 日まで (条件カ) 個 年 月 日まで (条件カ) で で 中 月 日から 総延長 m 新設数 (条件カ) で 中 月 日まで (条件カ) で で 中 月 日から 総延長 m 新設数 (条件カ) で 中 月 日まで (条件カ) で で 中 月 日まで (条件カ) で で 中 月 日から で で 中 月 日まで (条件カ) で で 中 月 日まで (条件カ) で で 中 月 日から で で で か で 中 月 日から で で で で か で 中 月 日から で で で か で 中 月 日から で で で か で 中 月 日から で で か で 中 月 日から で で か で 中 月 日から で で で か で か で 中 月 日から で で で か で か で で で か で 中 月 日から で で で か で か で か で で で で か で で か で で で で で か で で で か で で で で か で で で か で で で か で で で で か で で で か で で で で で で で で か で で で で で で で で で で で か で	
6 総延長 m (契約番号) (契約金額 千円) 年 月 日まで (条件力) 管径 φ ~ φ 総延長 m 新設数 (条件力) (契約番号) (契約金額 千円) 年 月 日から 総延長 m 管径 φ ~ φ に	
(契約番号) (契約金額 千円) (条件力) 個 年 月 日まで 管径 Φ ~ Φ 年 月 日から 総延長 m 新設数 (条件力) 年 月 日まで 管径 Φ ~ Φ 年 月 日から 総延長 m 新設数 (条件力) 年 月 日おで ※延長 m 新設数 (条件力) 年 月 日おで (条件力) 年 月 日から 管径 Φ ~ Φ 年 月 日おで (条件力) 年 月 日から	
(契約番号) (契約金額 千円) (条件カ) 年月日から 総延長 m 新設数 (条件カ) 年月日まで (条件カ) 管径 φ ~ φ 年月日から 総延長 m 新設数 (条件カ) 年月日から 総延長 m 新設数 (条件カ) 年月日から (契約番号) (契約金額 千円) 年月日から 管径 φ ~ φ 年月日から	
7 総延長 m 新設数 (条件力) 年 月 日まで (条件力) 管径 φ ~ φ 年 月 日から 総延長 m 新設数 (条件力) 年 月 日から (条件力) 管径 φ ~ φ 年 月 日おで (条件力) 管径 φ ~ φ 年 月 日から (条件力)	
(契約番号) (契約金額 千円) (条件カ) (条件カ) (条件カ) (契約番号) (契約金額 千円) (条件カ) (条件カ) (条件カ) (条件カ) (契約番号) (契約金額 千円) (条件カ) (条件カ) (条件カ)	
(契約番号) (契約金額 千円) (条件力) 管径 Φ ~ Φ 年 月 日から 総延長 m 新設数 (条件力) 年 月 日まで (条件力) 管径 Φ ~ Φ 年 月 日から	
8 総延長 m 新設数 (契約番号) (契約金額 千円) 管径 φ ~ φ 年 月 日から	
(契約番号) (契約金額 千円) (条件カ) 毎 月 日まで (条件カ) 管径 Φ ~ Φ 年 月 日から	
(契約番号)(契約金額 手円) (条件カ) 管径 φ ~ φ 年 月 日から	
т д пито	
9 総延長 m	
新設数 個 年 月 日まで (契約番号) (契約金額 千円) (条件カ)	
管径 φ ~ φ 年 月 日から	
10 総延長 m	
新設数 届 年 月 日まで (契約番号) (契約金額 千円) (条件カ)	

[※]別紙5「契約書、注文書、請書等の写しの例示」を参考にして、実績を証明する書類を添付してください。 ※条件ア・カは、令和2年4月1日以降施工し、令和6年12月31日までに成績評定が通知された案件すべてを記入してください。 ※条件イ・ウ・エは、令和4年4月1日以降施工し、令和6年12月31日までに成績評定が通知された案件すべてを記入してください。 ※条件オは、令和4年4月1日以降施工し、令和6年12月31日までに成績評定が通知された案件すべてを記入してください。 また、当該案件の水道附属施設新設個数も併せて記入してください。

[※]記入する案件が11件以上ある場合は、別紙3-10/10を複数枚使用してください。

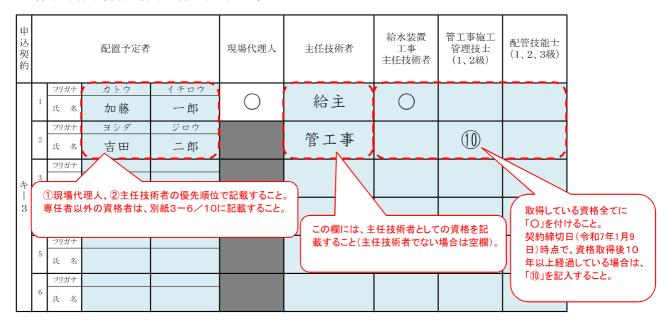
キー1、2 専任者(現場代理人、主任技術者、配水管工)配置予定及び資格一覧(記入例)

- 申込契約別に記入すること。
 現場代理人、主任技術者、配水管工の順に氏名を記入すること。
 主任技術者は、資格内容を記入すること。 (例 監理技術者→「監理」 ○級土木施工管理技士→「○級土木」 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに記載の実務経験を有する者→「その他」)
 取得している資格に「○」を記入すること。ただし、第15回から第19回までのスーパー配管工認定者及び第1回から第14回までのスーパー配管工認定者のうち加点期間更新者として認められた者は、「S」と記入すること。
 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。

申込契約			配置予定者		現場代理人	主任技術者	配水管工	給水装置 工事主任 技術者	酸素欠乏· 硫化水素 危険作業 主任者	貯水槽 清掃作業 監督者	配水管から の分岐穿孔 及び 配管工事に 従事する者	石綿作業 主任者
	1	フリガナ	<u>サトウ</u> 佐藤	イチロウ ー郎	0		0				0	
	2	フリガナ 氏 名	スズキ 鈴木	ジロウニ郎		その他	0		0			0
	3	フリガナ 氏 名	タカハシ 高橋	サブロウ 三郎		監理		0				
	4	フリガナ	タナカ 田中	シロウ 四郎		1級土木						
+	5	フリガナ 氏 名	イトウ 伊藤	五郎			S					
1	6	フリガナ 氏 名										
	7	フリガナ 氏 名				この欄には、主任 すること(主任技						
	8	フリガナ 氏 名										
	9	フリガナ 氏 名	の優先順位	人、②主任技術 で記載すること の資格者は、別							・ E付けること S」を付ける	
		フリガナ	記載すること	= 。								
	10	氏 名		I								
	10	氏名	ワタナベ	イチロウヽ			' C					
	1		・ワタナベ 渡辺 ヤマモト	イチロウ 〉 一郎	0		S					
	1 2	フリガナ 氏 名	渡辺	イチロウヽ	0	2級土木	S					
	1	フリガナ 氏 名 フリガナ	渡辺 ヤマモト 山本 ナカムラ 中村	イチロウ \ 一郎 ジロウ		2級土木 その他	S	0		0		
	2	フリガナ 氏 名 フリガナ 氏 名 フリガナ	渡辺 ヤマモト 山本 ナカムラ 中村	イチロウ \ 一郎 ジロウ 二郎 サブロウ			S	0				
+-	1 2 3	フリガナ 氏 名 フリガナ 氏 名 フリガナ 氏 名 フリガナ	渡辺 ヤマモト 山本 ナカムラ 中村 コバヤシ	イチロウ 一郎 ジロウ 二郎 サブロウ 三郎 シロウ				0		0		
+-2	3 4	フリガナ 氏 名 フリガナ 氏 名 フリガナ 氏 名 フリガナ 氏 名 フリガナ	渡辺 ヤマモト 山本 ナカムラ 中村 コバヤシ	イチロウ 一郎 ジロウ 二郎 サブロウ 三郎 シロウ			E技術者とし	ての資格を				
1	3 4 5	フリガナ 氏 名 フリガナ 氏 名 フリガナ 氏 名 フリガナ 氏 名 フリガナ 氏 名 フリガナ	渡辺 ヤマモト 山本 ナカムラ 中村 コバヤシ	イチロウ 一郎 ジロウ 二郎 サブロウ 三郎 シロウ		その他	E技術者とし	ての資格を				
1	1 2 3 4 5 6	フリガナ 氏 名 フリガナ 氏 名 フリガナ 氏 名 フリガナ 氏 名 フリガナ 氏 名 フリガナ 氏 名 フリガナ	渡辺 ヤマモト 山本 ナカムラ 中村 コバヤシ 小林	イチロウ 一郎 ジロウ 二郎 サブロウ 三郎 シロウ	衍者、③配水管	その他 この欄には、主任 記載すること(主 空欄)。	E技術者とし	での資格をない場合は取得して	いる資格全	:TI= O J	そ付けること このは付ける	
1	1 2 3 4 5 6 7	フリガナ 氏 名 フリガナ	渡 辺 ヤマ 本 ナカムラ 中村 コバヤシ 小林 ①現場代順位	イチロウトロック コーロック ロック マース アイ	· 一方者、③配水管	その他 この欄には、主任 記載すること(主 空欄)。	E技術者とし	での資格をない場合は取得して	いる資格全	:TI= O J	E付けること SJを付ける	
1	1 2 3 4 5 6 7 8 8	フリガナ 氏 名	渡ママ本ム対中バイ林 コハハ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	イチロウトロック コーロック ロック マース アイ	· 一方者、③配水管	その他 この欄には、主任 記載すること(主 空欄)。	E技術者とし	での資格をない場合は取得して	いる資格全	:TI= O J		

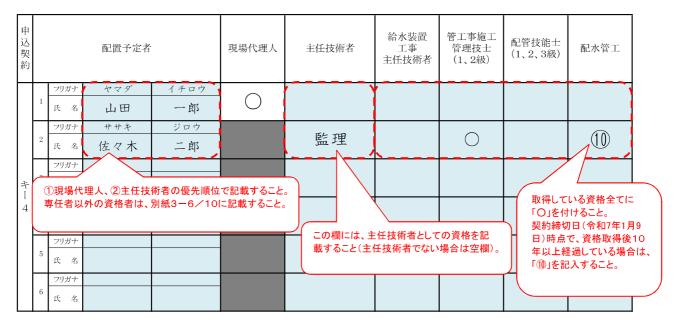
キー3 専任者(現場代理人、主任技術者)配置予定及び資格一覧(記入例)

- 1. 現場代理人、主任技術者の順に氏名を記入すること。
- 2. 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 給水装置工事主任技術者→「給主」 管工事施工管理技士→「管工事」 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに記載の実務経験を有する者→「その他」)
- 3. 取得している資格に「○」を記入すること。ただし、申込締切日(令和7年1月9日)時点で、<u>資格取得後10年以上経過している場合は、「⑩」を記入すること。</u>
- 4. 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。



キー4 専任者(現場代理人、主任技術者)配置予定及び資格一覧(記入例)

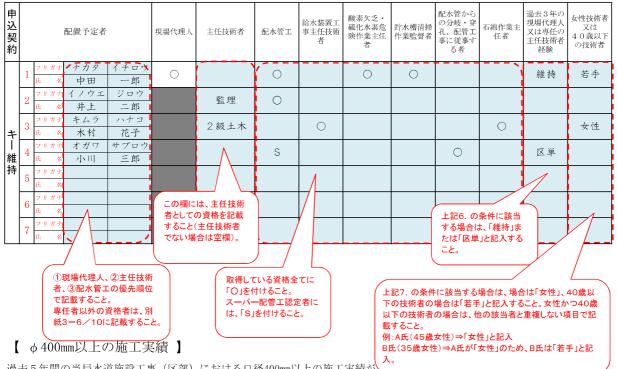
- 1. 現場代理人、主任技術者の順に氏名を記入すること
- 2. 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 給水装置工事主任技術者→「給主」 管工事施工管理技士→「管工事」 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに記載の実務経験を有する者→「その他」)
- 3. 取得している資格に「○」を記入すること。ただし、申込締切日(令和7年1月9日)時点で、資格取得後10年以上経過している場合は、「⑩」を記入すること。 4. 専任者写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。



キー維持 **専任者**(現場代理人、主任技術者、配水管工)配置予定及び資格一覧(記入例)

- 専任する資格者を記入すること。
 現場代理人、主任技術者、配水管工の順に氏名を記入すること。
 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 ○級土木施工管理技士→「○級土木」 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに記載の実務経験を

- 3. 号に有子以口板紙具料 鬼と同じ原籍で記入りること。 6. 過去3年に現場代理人又は専任の主任技術者として水道施設維持補修工事を経験している場合は「維持」、過去5年に現場代理人又は専任の主任技術者として区部工事請負単価契約を経験している場合は「区単」と記入すること。 7. 女性技術者の場合は「女性」、40歳以下の技術者の場合は「若手」と記入すること。



過去5年間の当局水道施設工事(区部)における口径400mm以上の施工実績が (下請の場合は2件記入してください。)

	(契約番号	工事件名) (契約金額	千円)	工事机	既要	工事	事期間	l	工事 成績 評定点	下請けの場合 元請会社名
1				管径φ	\sim ϕ	年	月	日から		
1	(契約番号)(契約金額	千円)	総延長	m	年	月	日まで		
2			1	管径φ	\sim ϕ	年	月	日から		
2	(契約番号)(契約金額	F円)	総延長	m	年	月	日まで		1
_	OSHUM V									

元請けとして ф400mm以上の施工実績が3件以上 ある場合は、代表1件のみの記入で構いません。

下請けの場合は、2件の実績が必要。

【 φ400mm以上の施工資器材及び体制確保の可否 】

キー維持を申し込む場合で、下記内容に当てはまる場合は、チェック欄にチェックを入れてください。

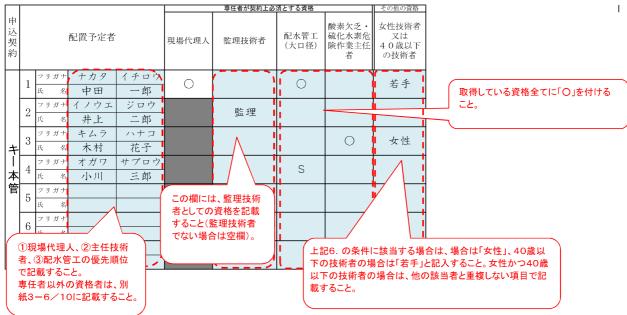
チェック欄

当局水道施設工事(区部)における口径400mm以上の施工資器材を含む体制を確保可能

申込時点で体制確保可能の場合は チェックを入れる。

キー本管 専任者 (現場代理人、主任技術者、配水管工) 配置予定及び資格一覧

- 専任する資格者を記入すること。
 現場代理人、監理技術者、配水管工の順に氏名を記入すること。
 監理技術者の資格を有する者のみ記入すること。(例 監理技術者→「監理」)
 取得している資格に○を記入すること。ただし、第15回から第19回のスーパー配管工認定者及び第1回から第14回のスーパー配管工認定者のうち、加点期間更新者として認められた者は、「S」と記入すること。
 専任者写真台帳兼資格一受と**同じ順番**で記入すること。。
 女性技術者の場合は「女性」、40歳以下の技術者の場合は「若手」と記入すること。
 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者については、専任者以外に配置される技術者でも可とする。



キー本管を申し込む場合で、下記の2点に当てはまる場合は記入してください。

【 φ400mm以上の施工実績 】

配水管小規模整備工事請負単価契約の実績がある者が申し込む場合、過去5年間の当局水道施設工事における口径 400mm以上の施工実績。

	(契約番号	工事件名) (契約金額	千円)	工事概要	工事期間	工事 成績 評定点
案件				管径 φ ~ φ	年 月 日から	
単	(契約番号)(契約金額	千円)		□事実績がある者として申し込 ○mm以上(本管)実績の確認 -	
契	(契約番号)(契約金額 ——	 千円)	総延長 m	年 月 日まで	

【 給水装置等に必要な技術者の体制確保の可否 】

下記内容に当てはまる場合は、チェック欄にチェックを入れてください。

配本管小規模整備工事の中で必要になる場合が あるので、その時の体制について確認するため。

ク欄

配水本管小規模整備工事において、専任者以外の技術者を直営及び一次下請けで体制を確保可能

キー1、2、3、4、維持、本管 専任者以外配置予定及び資格一覧(記入例)

- 1. 専任者として配置していない資格者を記入すること(配置予定者は、契約期間内に他の公共工事等への配置不可)。 2. 主任技術者、配水管工、その他の資格者の順に氏名を記入すること。
- 3. 主任技術者は、資格内容を記入すること。(例 監理技術者→「監理」 ○級土木施工管理技士→「○級土木」 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに記載の実務経験
- を有する者→「その他」)

 4. 取得している資格に「○」を記入すること。ただし、配水管工は第15回から第19回までのスーパー配管工認定者及び第1回から第13回までのスーパー配管工認定者のうち加点期間更新者として認められた者はスーパー配管工欄に「○」と記入すること。また、大口径講習を受けている場合は「有」欄に、受けていない場合は「無」欄に「○」
- なお、給水装置工事主任技術者、管工事施工管理技士、配管技能士及び配水管工において申込締切日(令和7年1月9日)時点で、<mark>資格取得後10年以上経過している</mark>
- 5. 配水管工は、(公社)日本水道協会に配水管技能者登録されているものに限る。 6. 専任者以外写真台帳兼資格一覧と同じ順番で記入すること。

			キ-1,2,維持,本管	‡-1	,2,4,維持,	本管	キ-1~4,維持	キ-1,2, 維持, 本管	و	⊱-1,2,維扌	寺	+-	-3,4	キー維持,本管
申込契約		配 置 予 定 者	(※評価点対象外) 者のみ記入) 者のみ記入)	(キー1 管は評	l水管 、2、維持 価点対 は評価 大口	寺、本 象外) 点対	主任技術者	危険作業主任者酸素欠乏・硫化水素	貯水槽清掃作業	穿孔及び配管工事に 配水管からの分岐	石綿作業主任者	管工事施工管理技士	(1、2、3級)配管技能士	40歳以下の技術者 女性技術者又は
	1	フリガナ イノウェ イチロウ 氏名 井上 一郎	監理	_		2112		75		į				<u> </u>
	2	フリガナ キムラ ジロウ 氏名 木村 二郎	その他											
	3	フリガナ ハヤシ サブロウ 氏名 林 三郎		0	\bigcirc					0				
	4	フリガナ サイトウ シロウ 氏 名 斎藤 四郎					0		0	\circ				
	5	フリガナ シミズ ゴロウ 氏 名 清水 五郎 フリガナ ヤマザキ ロクロウ					0					0		
共	6					0	10							
	7	氏名 阿部 七郎 フリガカ モリ ハチロウ						٨						ļ
	8	式 名 林 / ハ										10		
通	9	氏名 池田 九郎 フリガカ ハシモト ジュウロウ目											0	
	11	氏 名 橋 十郎 十郎 1 日 名 日 名 1 日 名 1 日 名 1 日 名 1 日 名 1 日 日 日 日	- / /T + /-	* 1.1		各契約	りで要件として	必要な、	Z)		A# 14			
	12	フリガナ ての資料	こは、主任技術: 各を記載するこ。 者でない場合は	と(主	,	ている	西点対象となる 場合は、「〇」 表置工事主任技	を付ける	こと。	岸	生技術者 遠以下の	の評価 f の場合()技術者(ま「女性 ₋ の場合は	J、40 t「若
	13 ①主任技術者、②配水管工の優先					士にお	に管理技士及び いて、契約締 9日)時点で、3	切日(令	和7	手」と記入すること。女性かつ4 0歳以下の技術者の場合は、他 の該当者と重複しない項目で記				
	14	順位で記載すること。 専任者として配置する資格者は、 の用紙には記載しないこと。	=		10年以上経過している場合は、「⑪」を記入すること。				載すること。 例:A氏(45歳女性)⇒「女性」と 記入 B氏(35歳女性)⇒A氏が「女					
	15	氏 名								B	成(35)	≅女性)=	⇒A氏か	

専任者写真台帳兼資格一覧

注意事項

- 1) 申込契約ごとに、2部ずつ専任者写真台帳兼資格一覧を作成すること。ただし、そのうちの1部はカラーコピーでも可とする。
- 2) 写真は、6ヶ月以内にカラーで撮影したものとする。 なお、デジタルカメラで撮影したものは、資格者の顔が完全に判別できるものに 限る(画像のアスペクト比は変更しないこと。)。
- 3) 専任者写真台帳兼資格一覧には、専任者として配置する資格者を記入すること。 なお、専任者は、他の契約との兼務はできない(同一契約内で複数の資格を兼 務することは可能。)。
- 4) 各資格者は、本契約申込締切日(令和7年1月9日。以下「申込締切日」という。) 時点で常用雇用していること。ただし、主任技術者に限り、申込締切日において雇 用期間が3か月以上あること。
- 5) 主任技術者については、資格内容を記入すること。(例「監理技術者」、「1級土 木施工管理技士」、「建設業法第7条第2号イ、ロ及びハ」等)
- 6) キー3、キー4、については、給水装置工事主任技術者の資格をもって主任技術者として配置することができる。ただし、申込締切日時点で資格取得後1年以上の実務経験を有すること。
- 7) キー1、キー維持、キー本管に配置する配水管工は、(公社)日本水道協会に配水管技能者登録(大口径)されている者とする。ただし、配水管技能者登録証の更新時には、大口径実技講習会を受講し、大口径管技能者登録証の発行を受けていること。

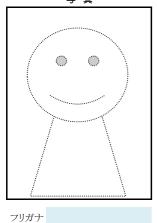
また、キー2、キー4に配置する配水管工は、(公社)日本水道協会に配水管技能者登録(大口径又は一般・耐震)されている者とする。

- 8) 配水管工の資格者で、第15回から第19回までのスーパー配管工認定者及び 第1回から第14回までのスーパー配管工認定者のうち、加点期間更新者として 認められた者は、配水管工における資格の有無欄に「S」を記入すること。
- 9) キー3、キー4においては、給水装置工事主任技術者、管工事施工管理技士 (1、2級)、配管技能士(1~3級)又は配水管工(キー4のみ)が資格取得後10年 以上の実務経験を有する場合、評価点の対象となる。そのため、証書を再発行し た経緯があるものについては、資格取得日が確認できる書類を添付すること。 また、1級又は2級の資格取得後10年に満たないが、2級又は3級の資格取得 後10年以上の実務経験を有する場合は、その証書を添付すること。
- 10) 別紙3「専任者配置予定及び資格一覧」の順に整理すること。
- 11) 専任者写真台帳兼資格一覧が1つの契約で複数枚にわたる場合は、申込契約 ごとに、右上に通し番号を振ること。

キー1 専任者写真台帳兼資格一覧

(1/)

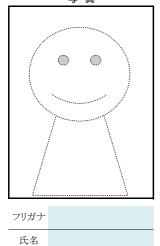
写 真



	資格の 有無	有効期限等 チェック	備	考
現場代理人	\circ		申込契約ごとに1名	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者 は、資格の有無欄を「S	
給水装置工事 主任技術者				
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者			専任者は、他の工事請負単価契約には みできません。	
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

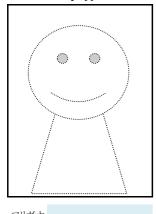
写 真

氏名



	資格の 有無	有効期限等 チェック	備	考	
主任技術者			資格內容		
配水管工			スーパー配管工認定者は、資格の有無欄を「S		
給水装置工事 主任技術者					
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者					
貯水槽清掃 作業監督者			専任者は、他の工事請 みできません。	負単価契約には申込	
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者					
石綿作業主任者					

写 真



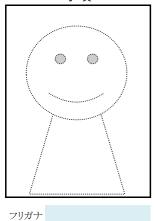
フリガナ	
氏名	

	資格の 有無	有効期限等 チェック	備	考
主任技術者			資格内容	
配水管工	スーパー配管工認定者 は、資格の有無欄を「S.			
給水装置工事 主任技術者				
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者			専任者は、他の工事請 みできません。	負単価契約には申込
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

キー1 専任者写真台帳兼資格一覧

(2/)

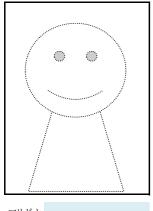




	資格の 有無	有効期限等 チェック	備	考	
主任技術者			資格内容		
配水管工			スーパー配管工認定者は、資格の有無欄を「S		
給水装置工事 主任技術者					
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者					
貯水槽清掃 作業監督者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。 -		
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者					
石綿作業主任者					

写 真

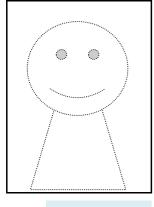
氏名



フリガナ	
氏名	

	資格の 有無	有効期限等 チェック	備	考
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者は、資格の有無欄を「S	
給水装置工事 主任技術者				
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者			専任者は、他の工事請 みできません。	負単価契約には申込
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

写 真



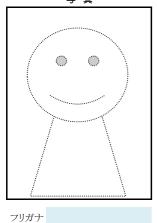
フリガナ	
氏名	

	資格の 有無	有効期限等 チェック	備	考
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者は、資格の有無欄を「S	
給水装置工事 主任技術者				
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者			専任者は、他の工事請負単価契約には申 みできません。	
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

キー2 専任者写真台帳兼資格一覧

(1/)

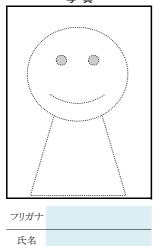
写 真



	資格の 有無	有効期限等 チェック	備	考
現場代理人	\circ		申込契約ごとに1名	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者 は、資格の有無欄を「S	
給水装置工事 主任技術者				
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者			専任者は、他の工事請負単価契約には みできません。	
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

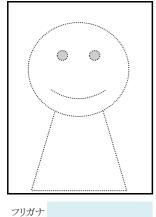
写 真

氏名



	資格の 有無	有効期限等 チェック	備	考	
主任技術者			資格内容		
配水管工			スーパー配管工認定者は、資格の有無欄を「S		
給水装置工事 主任技術者					
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者					
貯水槽清掃 作業監督者			専任者は、他の工事請 みできません。	負単価契約には申込	
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者					
石綿作業主任者					

写 真



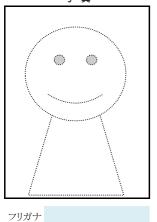
フリガナ	
氏名	

	資格の 有無	有効期限等 チェック	備考	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込 みできません。	
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

キー2 専任者写真台帳兼資格一覧

(2/)

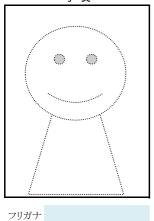
写 真



	資格の 有無	有効期限等 チェック	備考
主任技術者			資格内容
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。
給水装置工事 主任技術者			
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者			
貯水槽清掃 作業監督者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込 みできません。
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者			
石綿作業主任者			

写 真

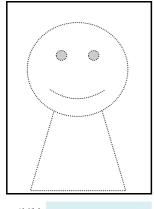
氏名



*******	,
フリガナ	
———— 氏名	
八石	

	資格の 有無	有効期限等 チェック	備	考
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者は、資格の有無欄を「S	
給水装置工事 主任技術者				
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者			専任者は、他の工事請負単価契約には みできません。 -	
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

写 真



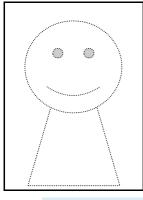
フリガナ	
氏名	

	資格の 有無	有効期限等 チェック	備	考	
主任技術者			資格内容		
配水管工			スーパー配管工認定者は、資格の有無欄を「S		
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申 みできません。		
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者					
貯水槽清掃 作業監督者					
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者					
石綿作業主任者					

キー3 専任者写真台帳兼資格一覧

(1/

写 真

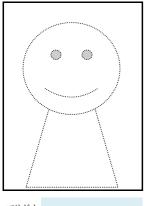


	資格の 有無	有効期限等 チェック	備考	
現場代理人	0		申込契約ごとに1名	
主任技術者			資格内容	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約 は申込みできません。	
管工事施工管理技士 (1、2級)				
配管技能士(1、2、3級)				

フリガナ

氏名

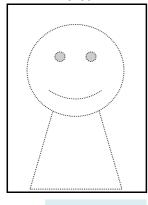
写 真



	資格の 有無	有効期限等 チェック	備 考		
主任技術者			資格内容		
給水装置工事 主任技術者					
管工事施工管理技士 (1、2級)			専任者は、他の工事請負単価契約に は申込みできません。		
配管技能士(1、2、3級)					

フリガナ

写 真



	資格の 有無	有効期限等 チェック	備考		
主任技術者			資格内容		
給水装置工事 主任技術者					
管工事施工管理技士 (1、2級)			専任者は、他の工事請負単価契約に は申込みできません。		
配管技能士(1、2、3級)					

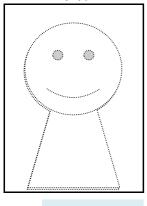
フリガナ

氏名

キー3 専任者写真台帳兼資格一覧

(2/

写 真

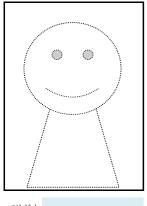


	資格の 有無	有効期限等 チェック	備 考		
主任技術者			資格内容		
給水装置工事 主任技術者				E者は、他の工事請負単価契約に は申込みできません。	
管工事施工管理技士 (1、2級)					
配管技能士(1、2、3級)					

フリガナ

氏名

写 真

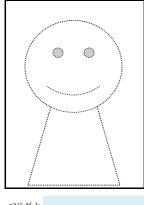


	資格の 有無	有効期限等 チェック	備考		
主任技術者			資格内容		
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約 は申込みできません。		
管工事施工管理技士 (1、2級)					
配管技能士(1、2、3級)			,,		

フリガナ

氏名

写 真



	資格の 有無	有効期限等 チェック	備考		
主任技術者			資格内容		
給水装置工事 主任技術者					
管工事施工管理技士 (1、2級)			専任者は、他の工事請負単価契約に は申込みできません。		
配管技能士(1、2、3級)			131 27 (63 670)		

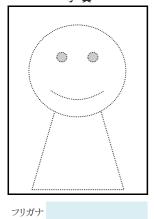
フリガナ

氏名

キー4 専任者写真台帳兼資格一覧

(1/

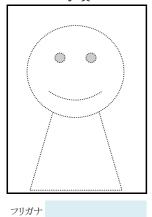
写 真



	資格の 有無	有効期限等 チェック	備考	
現場代理人	\circ		申込契約ごとに1名	
主任技術者			資格内容	
給水装置工事 主任技術者				
管工事施工管理技士 (1、2級)			専任者は、	他の工事請負単価契約に
配管技能士(1、2、3級)			は申込みできません。	
配水管工				

写 真

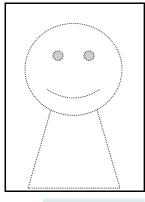
氏名



		資格の 有無	有効期限等 チェック		備 考
主任技術者	Í			資格内容	
給水装置工- 主任技術者	-				
管工事施工管理 (1、2級)	技士			専任者は、	他の工事請負単価契約に
配管技能士(1、2	、3級)			は申込みできません。	
配水管工					

氏名

写 真



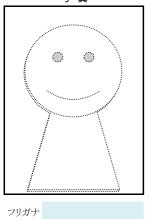
フリガナ	
氏名	

	資格の 有無	有効期限等 チェック	備考		考
主任技術者			資格内容		
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約に は申込みできません。		
管工事施工管理技士 (1、2級)					事請負単価契約に
配管技能士(1、2、3級)					できません。 -
配水管工					

キー4 専任者写真台帳兼資格一覧

(2/

写 真



	資格の 有無	有効期限等 チェック		備 考	
主任技術者			資格内容		
給水装置工事 主任技術者					
管工事施工管理技士 (1、2級)			専任者は、	他の工事請負単価契約に	
配管技能士(1、2、3級)			は申込みできません。		
配水管工					

写直

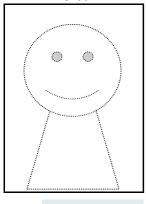
氏名

<u> </u>	

	資格の 有無	有効期限等 チェック		備考	
主任技術者			資格内容		
給水装置工事 主任技術者					
管工事施工管理技士 (1、2級)			専任者は、	他の工事請負単価契約に	
配管技能士(1、2、3級)			は申込みできません。		
配水管工					

フリガナ

写 真



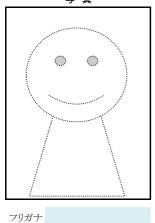
	資格の 有無	有効期限等 チェック	備考	
主任技術者			資格内容	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約に は申込みできません。	
管工事施工管理技士 (1、2級)				
配管技能士(1、2、3級)				
配水管工				

フリガナ 氏名

キー維持 専任者写真台帳兼資格一覧

(1/)

写 真

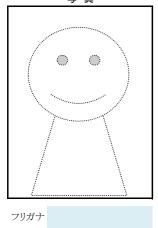


	資格の 有無	有効期限等 チェック	備	考
現場代理人	0		申込契約ごとに1名	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者は、資格の有無欄を「S	
給水装置工事 主任技術者				
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込 みできません。	
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

写 真

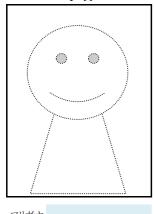
氏名

氏名



	資格の 有無	有効期限等 チェック	備	考
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者				
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込 みできません。	
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

写 真



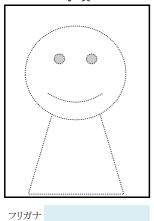
フリガナ	
氏名	

	資格の 有無	有効期限等 チェック	備	考
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者は、資格の有無欄を「S	
給水装置工事 主任技術者				
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込 みできません。	
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

キー維持 専任者写真台帳兼資格一覧

(2/)

写 真

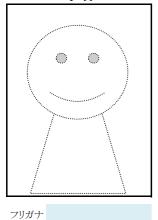


	資格の 有無	有効期限等 チェック	備	考
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者は、資格の有無欄を「S	
給水装置工事 主任技術者				
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込 みできません。	
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

写 真

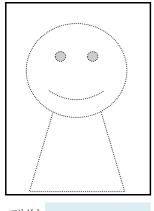
氏名

氏名



	資格の 有無	有効期限等 チェック	備	考
主任技術者			資格內容	
配水管工			スーパー配管工認定者は、資格の有無欄を「S	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申 みできません。	
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

写 真



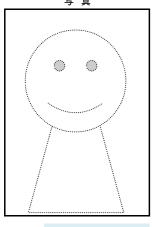
フリガナ	
氏名	

	資格の 有無	有効期限等 チェック	備	考
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者 は、資格の有無欄を「S	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込みできません。	
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

キー本管 専任者写真台帳兼資格一覧

(1/)

写 真

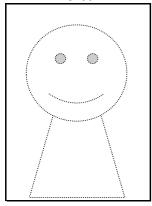


	資格の 有無	有効期限等 チェック	備考
現場代理人	0		申込契約ごとに1名
監理技術者			
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込 みできません。

フリガナ

氏名

写 真

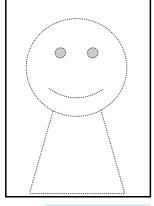


	資格の 有無	有効期限等 チェック	備考
監理技術者			
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込 みできません。

フリガナ

氏名

写 真



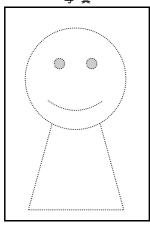
	資格の 有無	有効期限等 チェック	備考
監理技術者			
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込 みできません。

フリガナ

氏名

キー本管 専任者写真台帳兼資格一覧 (2/)

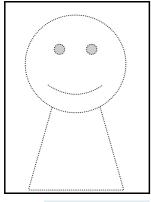
写 真



	資格の 有無	有効期限等 チェック	備考
監理技術者			
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込 みできません。

フリガナ

氏名

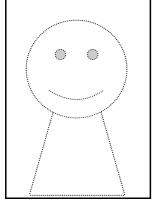


フリガナ	
氏名	

与	具

	資格の 有無	有効期限等 チェック	備考
監理技術者			
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込 みできません。

写 真



フリガナ	
氏名	

	資格の 有無	有効期限等 チェック	備	考
監理技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者は、資格の有無欄を「S	
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者			専任者は、他の工事請負単価契約には申 みできません。	

キー1、2、3、4、維持、本管

専任者写真台帳兼資格一覧

専任者以外写真台帳兼資格一覧

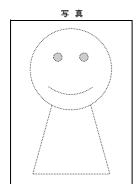
注意事項

- 1) 専任者以外写真台帳兼資格一覧を、原本1部に加えて申込契約数分だけ作成すること。ただし、原本以外はカラーコピーでも可とする。
- 2) 写真は、6ヶ月以内にカラーで撮影したものとする。 なお、デジタルカメラで撮影したものは、資格者の顔が完全に判別できる ものに限る(画像のアスペクト比は変更しないこと。)。
- 3) 専任者以外写真台帳兼資格一覧には、専任者以外の資格者を記入すること。
- 4) 各資格者は、本契約申込締切日(令和7年1月9日。以下「申込締切日」という。)時点で常用雇用していること。ただし、主任技術者に限り、申込締切日において雇用期間が3か月以上あること。
- 5) 主任技術者については、資格内容を記入すること。(例 「監理技術者」、 「1級土木施工管理技士」、「建設業法第7条第2号イ」等)
- 6) 配水管工は、(公社)日本水道協会に配水管技能者登録(大口径)されている者は全契約に配置できる技術者とする。ただし、配水管技能者登録証の更新時には、大口径実技講習会を受講し、大口径管技能者登録証の発行を受けていること。 また、(公社)日本水道協会に配水管技能者登録(大口径又は一般・耐震)されている者はキー2のみでの技術者とする。
- 7) 配水管工の資格者で、第15回から第19回までのスーパー配管工認定者 及び第1回から第14回までのスーパー配管工認定者のうち、加点期間更 新者として認められた者は、配水管工における資格の有無欄に「S」を記入 すること。
- 8) キー3、キー4においては、給水装置工事主任技術者、管工事施工管理 技士(1、2級)、配管技能士(1~3級)又は配水管工(キー4のみ)が資格 取得後10年以上の実務経験を有する場合、評価点の対象となる。そのた め、証書を再発行した経緯があるものについては、資格取得日が確認でき る書類を添付すること。

また、1級又は2級の資格取得後10年に満たないが、2級又は3級の資格取得後10年以上の実務経験を有する場合は、その証書を添付すること。

- 9) 別紙3-6/10「専任者以外配置予定及び資格一覧」の順に整理すること。
- 10) 専任者以外写真台帳兼資格一覧が複数枚にわたる場合は、右上に通し 番号を振ること。

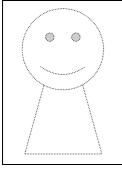
<u>キー1、2、3、4、維持、本管</u> 専任者以外写真台帳兼資格一覧 (1/)



フリガナ	
氏名	

	資格の 有無	有効期限等 チェック	備考	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			キー1、2、3、4、維持	
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者			キー1、2、維持、本管	
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者			キー1、2、維持	
石綿作業主任者				
管工事施工管理技士 (1、2級)			<i>÷</i> −3, 4	
配管技能士(1、2、3級)			7 0, ±	

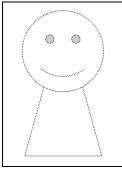




フリガナ	
氏名	

1		資格の 有無	有効期限等 チェック	備	考
	主任技術者			資格内容	
	配水管工			スーパー配管工認定者は、資格の有無欄を「S	
	給水装置工事 主任技術者			キー1、2、3、4、維持	
	酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者			キー1、2、維持、本管	
	貯水槽清掃 作業監督者				
	配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者			キー1、2、維持	
	石綿作業主任者				
	管工事施工管理技士 (1、2級)			±−3,4	
	配管技能士(1、2、3級)			-1 0, 1	

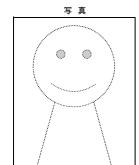
写 真



フリガナ	
氏名	

	資格の 有無	有効期限等 チェック	備	考
主任技術者			資格內容	
配水管工			スーパー配管工認定者 は、資格の有無欄を「S	
給水装置工事 主任技術者			キ-1、2、3、4、維持	
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者			キー1、2、維持、本管	
貯水槽清掃 作業監督者			キー1、2、維持	
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				
管工事施工管理技士 (1、2級)			-÷-3、4	
配管技能士(1、2、3級)				

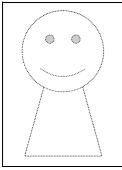
<u>キー1、2、3、4、維持、本管</u> 専任者以外写真台帳兼資格一覧 (2/)



フリガナ	
氏名	

	資格の 有無	有効期限等 チェック	備考
主任技術者			資格内容
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。
給水装置工事 主任技術者			キー1、2、3、4、維持
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者			キー1、2、維持、本管
貯水槽清掃 作業監督者			
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者			キー1、2、維持
石綿作業主任者			
管工事施工管理技士 (1、2級)			<i>≠</i> −3,4
配管技能士(1、2、3級)			7, 0, ±

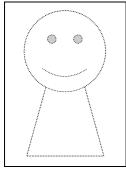




フリガナ	
氏名	

1		資格の 有無	有効期限等 チェック	備	考
	主任技術者			資格内容	
	配水管工			スーパー配管工認定者は、資格の有無欄を「S	
	給水装置工事 主任技術者			キー1、2、3、4、維持	
	酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者			キー1、2、維持、本管	
	貯水槽清掃 作業監督者				
	配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者			キー1、2、維持	
	石綿作業主任者				
	管工事施工管理技士 (1、2級)			<i>≠</i> −3,4	
	配管技能士(1、2、3級)			· 4 − 3, 4	

写 真



フリガナ	
氏名	

	資格の 有無	有効期限等 チェック	備	考
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者 は、資格の有無欄を「S	
給水装置工事 主任技術者			キ-1、2、3、4、維持	
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者			キー1、2、維持、本管	
貯水槽清掃 作業監督者			キー1、2、維持 = キー3、4	
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				
管工事施工管理技士 (1、2級)				
配管技能士(1、2、3級)			., 0, 1	

契約書、注文書、請書等の写しの例示

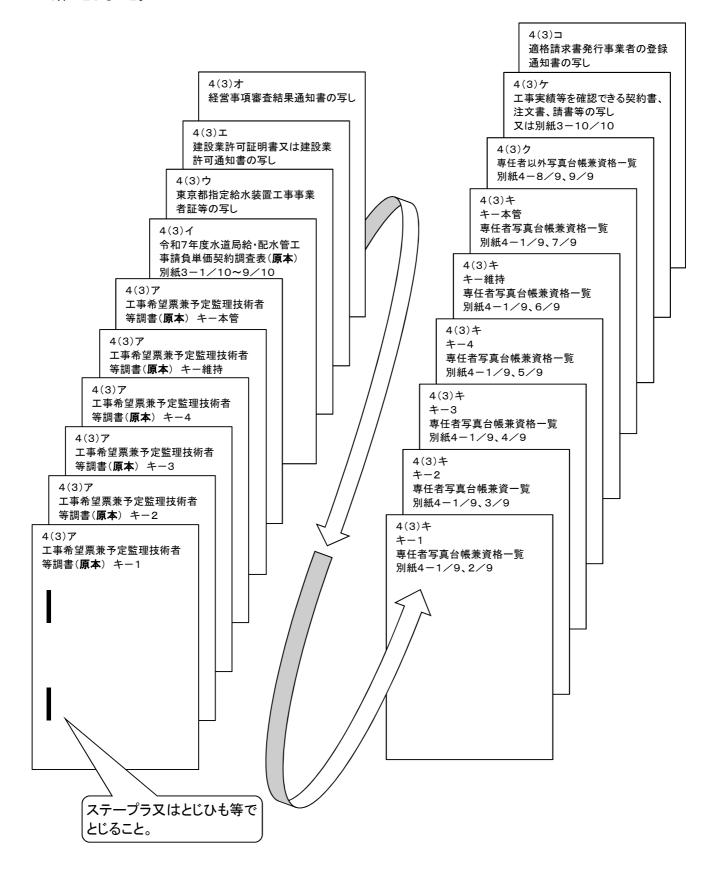
発注	工事実績	添付書類	
	 ・水道緊急工事請負単価契約(維持補修工事)又は水道施設維持補修工事請負単価契約 ・水道緊急工事請負単価契約(漏水修理工事) ・配水管小規模整備工事請負単価契約 ・給水管整備及び取り出し工事請負単価契約 ・小中口径メータ引換工事等請負単価契約 ・大口径メータ引換工事等請負単価契約 ・配水本管小規模整備工事請負単価契約 ・配水本管小規模整備工事請負単価契約 	・添付書類不要	
	・その他当局発注の工事請負単価契約	・契約書の表紙の写し	
東京都発注	・総価契約案件工事	・契約書の表紙の写し及び成績評定通知書の写し ・下請負により施工した場合は、当局で受理した下請負届、下請負 者一覧表、施工体系図、下請負契約書等の写し	
	・総価契約案件工事 (水道施設維持補修工事請負単価契約を、別紙1「令和7年度(区部)見積合せ参加資格」の「工事実績及び技術力に関する資格要件④」で申し込む場合)	・契約書の表紙の写し、成績評定通知書の写し及び完成図一枚目(総括数量表)の写し※ ・下請負により施工した場合は、当局で受理した下請負届、下請負者一覧表、施工体系図及び下請負契約書等の写し(本管実績のみ)	
	・配水管布設替工事で給水管取付替工事を含むもの	・契約書の表紙の写し ・下請負により施工した場合は、当局で受理した下請負届、下請負 者一覧表、施行体系図、下請負契約書等の写し ・施工内容を確認できる仕様書等の写し	
	・災害時における緊急施行工事	・契約書の表紙の写し	
他官庁発注	・○○市給水管整備工事等	・契約書の表紙の写し及び工事数量表等の写し	
事業者施行	・指定事業者施行による給水管取り出し工事 (○○邸給水管引き込み工事一式)	・契約書又は注文書及び請書の写し ・施工内容等を確認できる仕様書等の写し	

[※] 過去5年間に施工したEランク以上の全ての工事案件分を添付してください。

提出書類のとじ方

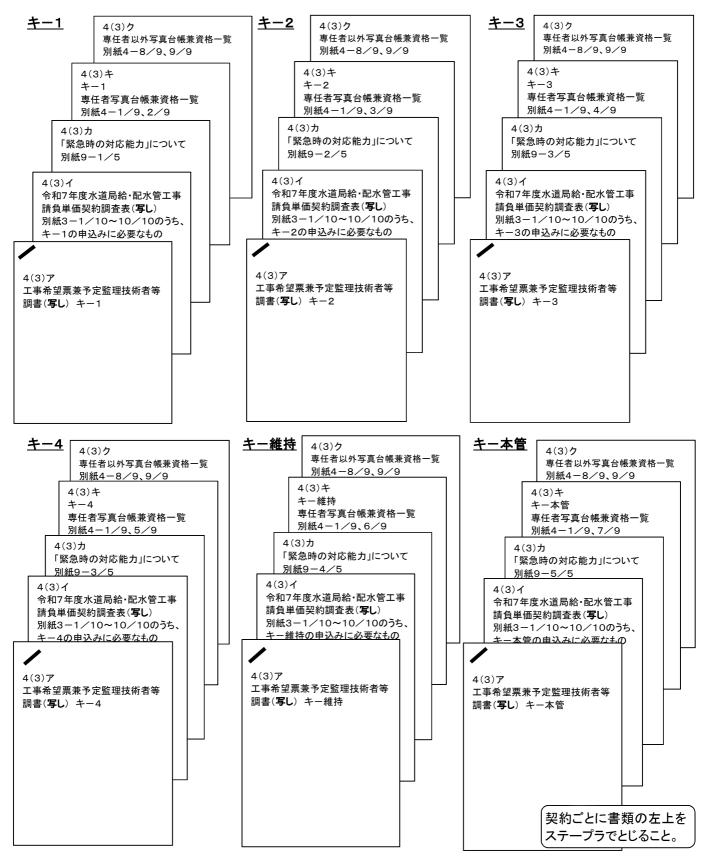
1 申込書類(原本)として提出するもの

申込書類(原本)のとじ方は、下図のとおりとする。 なお、複数の契約に申し込む場合で、契約ごとに様式が異なるものは、キー1、2、3、4、維持、本管の順でとじること。



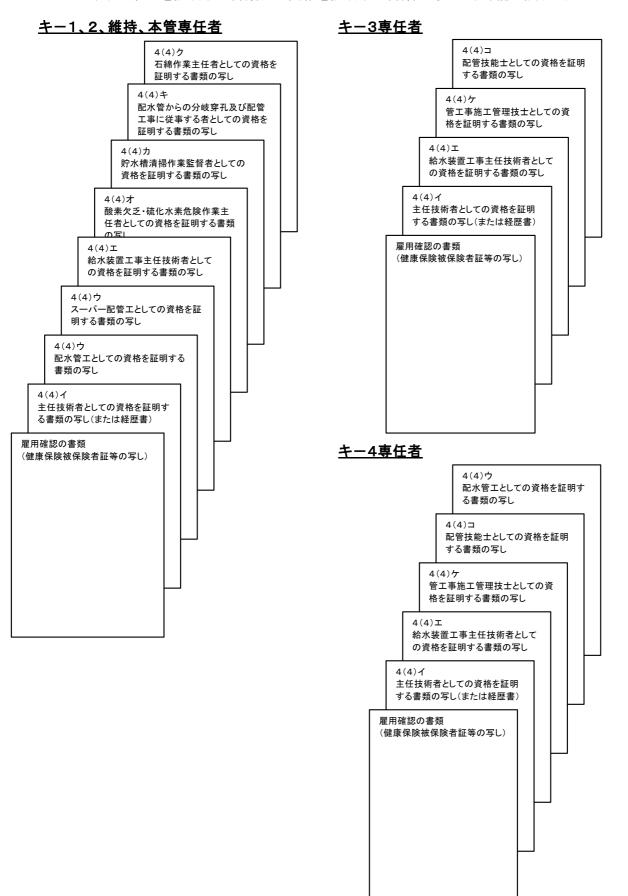
2 申込書類(原本)をコピー(一部原本)して提出するもの

下図のとおり、契約ごとに1部ずつ作成する。

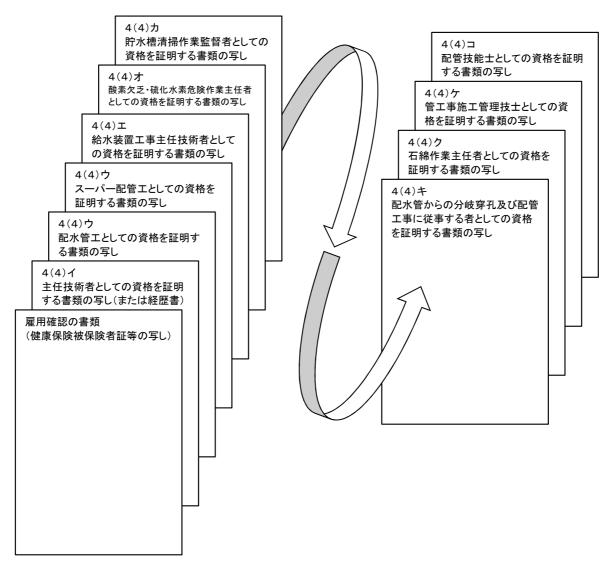


(次ページへ続く。)

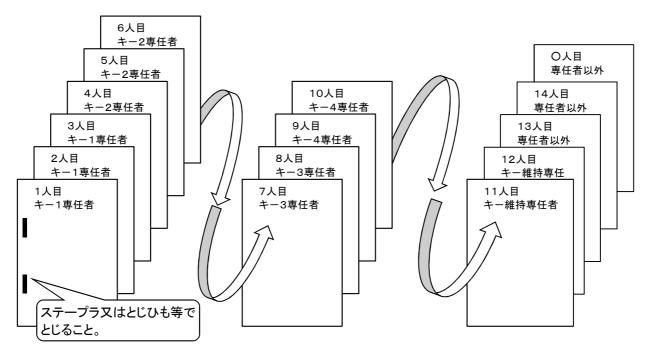
- 3 配置予定者の常用雇用及び資格を証明する書類として提出するもの
- (1) 下図のとおり、配置予定者ごとに常用雇用を証明する書類及び資格を証明する書類を作成する。 なお、常用雇用を証明する書類及び資格を証明する書類の写しは、可能な限りカラーコピーとする。



専任者以外(共通)



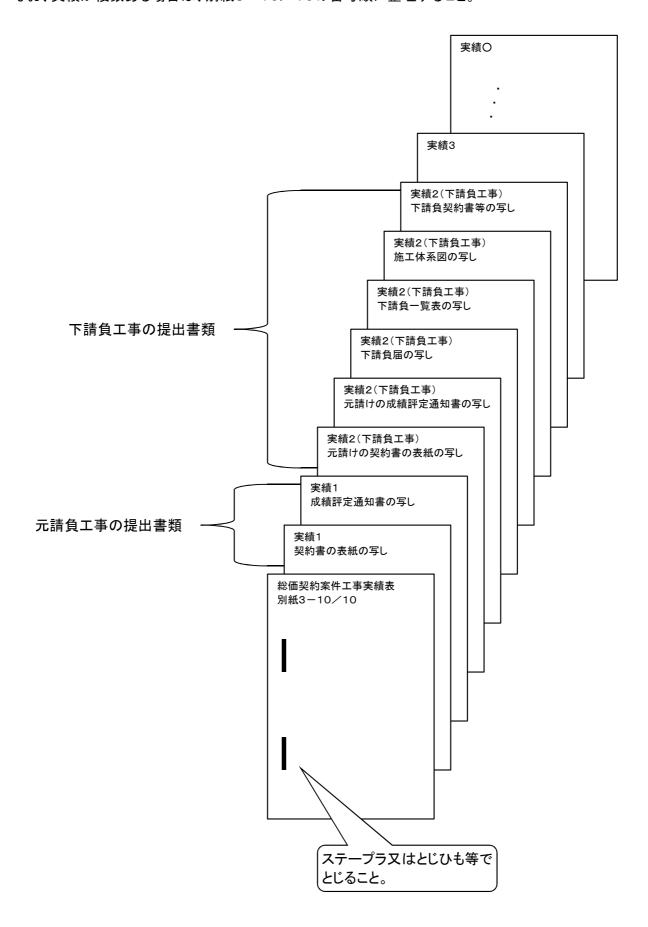
(2) (1)で作成した書類を別紙3「配置予定及び資格一覧」に記入した順でとじ、申込契約数に関係なく1 部だけ作成する。



4 総価契約案件工事の実績を証明する書類として提出するもの(キー1、2、4、維持、本管)

別紙3-10/10【総価契約案件工事実績】を提出する必要がある場合に限り、申込契約ごとに、下図のとおり作成する。

なお、実績が複数ある場合は、別紙3-10/10の番号順に整理すること。



主たる履行区域一覧(キー1、維持)

	主な履行区域	所管区域			
	工,4万万尺以		千代田区		
				全域	
			中央区 港区	主収 台場を除く全域	
	中央支所	東京都	. — .	全域	
			文京区		
			台東区	全域	
			豊島区	全域	
			墨田区	全域	
			江東区	全域	
	東部第一支所	東京都	江戸川区	全域	
	2 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 -	21371	港区	台場	
			品川区	東八潮	
			大田区	令和島	
			荒川区	全域	
	東部第二支所	東京都	足立区	全域	
			葛飾区	全域	
		東京都	新宿区	全域	
	西部支所		中野区	全域	
			杉並区	全域	
			三鷹市	井の頭	
	配水第一課	東京都	品川区	東八潮を除く全域	
		水水和	大田区	令和島を除く全域	
			目黒区	全域	
			世田谷区	全域	
			渋谷区	全域	
				岩戸南	
南		東京都		駒井町	
部		水水和	狛江市	猪方	
支	配水第二課		○□ (丁-1 1	東和泉	
所	61.77分一杯			元和泉	
				岩戸北	
			三鷹市	牟礼	
				登戸	
		地大川坦	田広士夕展豆	登戸新町	
		仲余川県	川崎市多摩区	枡形	
				東三田	
<u> </u>		-	•	-	

主な履行区域		所管区	域
		北区 板橋区	全域全域
		練馬区	全域
			田無町 保谷町
	東京都	西東京市	富士町
JI, ÷rr →→ ≕r			北原町 下保谷
北部支所			東町
		武蔵野市	吉祥寺北町 緑町
	埼玉県	エルナ	下新倉
		和光市	南 白子
		新座市	片山
			新塚

履行区域は、東京都23区内、狛江市の一部、三鷹市の一部、西東京市の一部、武蔵野市の一部、神奈川県川崎市の一部、埼玉県三郷市の一部、朝霞市の一部、新座市の一部、和光市の一部、志木市の一部です。

主たる履行区域一覧(キー2、3)

主な履行区域	所在地	所管区域
		千代田区
		中央区
中央	千代田区内神田	港区
	2-1-12	文京区
		台東区
		豊島区
	<u> </u>	墨田区
東部第一	江東区新砂 1 - 7 - 2	江東区
		江戸川区
	荒川区南千住 6 - 4 0 - 1	荒川区
東部第二		足立区
		葛飾区
	长光区和自	新宿区
西部	杉並区和泉 3 - 8 - 1 0	中野区
		杉並区
南部支所	大田区平和島	品川区
第一課	1 – 1 – 2	大田区
± +n +=r	#B & B #V C	目黒区
南部支所 第二課	世田谷区桜丘 5-50-16	世田谷区
71- 411		渋谷区
	ᄻᄩᅈᅭᆉᅶ	北区
北部	練馬区中村北 1 - 9 - 4	板橋区
		練馬区

分割エリア内発注所管支所区分表 (キー本管)

	分割エリ	リア	所	管支所
	千代田区	全域		
	中央区	全域	★ □	中央支所
	台東区	全域		
	墨田区	全域		
	江東区	全域		
東部エリア	江戸川区	全域	. ∓	東一支所
米明エック	港区	台場	* 5	R 又DI
	品川区	東八潮		
	大田区	令和島		
	荒川区	全域		
	足立区	全域	東	二支所
	葛飾区	全域		
	文京区	全域	★中央支所	
	豊島区	全域		
	新宿区	全域		
北西部エリア	中野区	全域	西部支所	
10 B B 2 7 7	杉並区	全域		
	北区	全域		
	板橋区	全域	北	部支所
	練馬区	全域		
	港区	台場を除く全域	中	央支所
	品川区	東八潮を除く全域		★配水第一課
南部エリア	大田区	令和島を除く全域		人 比
111 HP	目黒区	全域	南部支所	
	世田谷区	全域		配水第二課
	渋谷区	全域		

履行区域は、東京都23区内とする。 ★マークの支所をエリア内の幹事支所とする。

受注者版工事系システムの稼働条件

1 受注者版工事系システムの動作保証環境

受注者版工事系システムは、次に掲げる表1から表2までの条件の環境で動作確認を行っている。 なお、表中に記載したもの以外のソフトウェアを使用している場合など、表の条件の全てを満足し ていない環境では、正常に動作しない場合がある。この場合において、受注者版工事系システムの正 常動作は保障しない。

また、これらの表のOS並びにソフトウェア(1)及び(2)については、受注者版工事系システムを使用する時点で Microsoft 社から提供されている全ての優先度の高い更新プログラムを適用済みでなくてはならない。

表 1 動作保証環境 1

1 0S	Windows 10 Home 64ビット版				
	(1) Microsoft Word2016 (64ビット版)				
2 ソフトウェア	(2) Microsoft Excel 2016 (64ビット版)				
	(3) Symantec Endpoint Protection 14				
3 .NET Framework	.NET Framework 4.6 以降				
4 CPU	上記OS及びソフトウェアの組合せにおいてメーカーが動作を保証する性能以上				
5 メモリ容量	上記OS及びソフトウェアの組合せにおいてメーカーが動作を保証する容量以上				
6 ハードディスク空き容量	300MB以上				
7 画面	解像度1366×768ピクセル以上				
	(1) USBメモリ				
8 その他周辺機器	(2) CD-ROMドライブ				
	(3) A4サイズの出力が可能で、工事系システムを使用するPC等のOSに対応した ドライバが存在するプリンタ				
9 その他ソフトウェア	Adobe Acrobat Reader DC				

表 2 動作保証環境 2

1	OS	Windows 11 Home 64ビット版				
		(1) Microsoft Word2019、Microsoft Word2021(64ビット版)				
2	ソフトウェア	(2) Microsoft Excel 2019、Microsoft Excel 2021(64ビット版)				
		(3) Symantec Endpoint Protection 14				
3	.NET Framework	.NET Framework 4.8 以降				
4	CPU	上記OS及びソフトウェアの組合せにおいてメーカーが動作を保証する性能以上				
5	メモリ容量	上記OS及びソフトウェアの組合せにおいてメーカーが動作を保証する容量以上				
6	ハードディスク空き容量	300MB以上				
7	画面	解像度1366×768ピクセル以上				
		(1) USBメモリ				
8	その他周辺機器	(2) CD-ROMドライブ				
	- 16, Weight	(3) A4サイズの出力が可能で、工事系システムを使用するPC等のOSに対応した ドライバが存在するプリンタ				
9	その他ソフトウェア	Adobe Acrobat Reader DC				

2 受注者版工事系システム使用の際の必須条件

1で示す環境以外で受注者版工事系システムを使用する場合、次に掲げる条件を全て満たしたPC 等にインストールして使用すること。

なお、この条件は受注者版工事系システムの動作を保証するものではなく、受注者版工事系システムをインストールして使用する最低限の条件であるので注意すること。

- (1) OS及びソフトウェア (Microsoft Word 及び Microsoft Excel) は、受注者版工事系システムを 使用する時点で Microsoft 社から提供されている全ての優先度の高い更新プログラムを適用済みで あること。
- (2) ウィルス対策ソフトウェア及びスパイウェア対策ソフトウェアは、Microsoft 社のウェブサイトを参考にOSの種類ごとに適切な対処方法を適宜検討して選定すること。

また、受注者版工事系システムを使用する時点で最新の更新ファイル等を適用した条件下で検査及び問題の無害化が完了していること。

- (3) ハードディスクの空き容量は、受注者版工事系システムインストール前で 300MB 以上であること。
- (4) 画面の解像度は、1366×768 ピクセル以上であること。
- (5) 受注者版工事系システムを使用する PC 等では、次に掲げる周辺機器の全てが使用できること。 ア USB メモリ
 - イ CD-ROM ドライブ
 - ウ A4 サイズの出力が可能で受注者版工事系システムを使用する PC 等の OS に対応したドライバ が存在するプリンタ

3 注意事項

- (1) Windows 8.1 以前に発売された全ての Windows OS を使用している PC 等については、受注者 版工事系システムをインストールしないこと。
- (2) Microsoft Word 2010/Microsoft Excel 2010 以前に発売された全ての Microsoft Word 及び Microsoft Excel 並びにそれらを含む Microsoft Office を使用している PC 等については、受注者版 工事系システムをインストールしないこと。
- (3) 次の条件に該当する場合は、受注者版工事系システムが正常に動作しない可能性が高いため、該当する環境では使用しないこと。
 - ア OS が Windows Server である場合
 - イ 受注者版工事系システムを使用する PC 等にインストールされている Microsoft Word 及び Microsoft Excel が Microsoft Office 365 版以外存在していない場合
 - ウ 受注者版工事系システムを使用する PC 等で使用できる Microsoft Word 及び Microsoft Excel が Microsoft Office Online 版以外存在していない場合
 - エ OS 又はソフトウェアが仮想 PC 上で動作している場合
 - オ 使用しているハードウェアがマッキントッシュである場合
- (4) 受注者版工事系システムをインストールする場合は、インストールを実行するユーザーは、ユーザー権限が Administrator 権限で、かつ、ユーザー名に全角文字(漢字、平仮名、全角記号など)が使用されていてはならない。

インストールする PC 等の Administrator 権限を持つユーザーで、全角文字を使用していないユーザーが存在しない場合は、新たにユーザー名が半角英数字だけで構成されているユーザーを作成して、そのユーザーで受注者版工事系システムをインストールすること。

- (5) 受注者版工事系システムをインストールすることにより、インストールされた PC 等で動作している他のソフトウェアが不安定になる場合がある。このため、受注者版工事系システムをインストールする前に、バックアップなどにより P C 等の環境及びデータ回復を可能にする措置をとること。
- (6) フォントサイズを 96dpi 以外に設定した場合は、画面が正常に表示されず、ボタンの一部が使用できないときがあるため、フォントサイズは 96dpi に設定すること。
- (7) OS が Windows10 又は Windows 11 である場合は、IME プロパティの変換候補の設定を「JISX0208のみ」に設定すること。

配水管小規模整備工事に申し込む方のみ回答願います。

○「緊急時の対応能力」について

内容をよく読んで答えてください。

【局からの設問】

当局では、「東京都水道局震災応急対策計画」にて、被害想定に基づいた復旧体制の確立や、機 動性、実効性を重視した初動時の応急給水体制を定めています。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、その被害は甚大であり、改めて応 急復旧の迅速性が問われる結果となりました。応急復旧については、単価契約約款第36条(地震 等災害時の対応) に記載されているとおり、単価契約受注者に率先して水道管路の復旧に従事して いただくこととしています。

このような状況の中で、貴社の地震災害時における水道管路の復旧の応援について、どのような 出動態勢を整えているか、次の設問に対する回答をお願いいたします。(当局の他の単契に従事し ている社員、資機材は除きます。)

※ 「東京都水道局震災応急対策計画」については、水道局ホームページ上で閲覧できます。

(1)現場(计事者()確保出	と記に	ついて
ヘリセルセカリ	ᇨᆍᇽᇅ	ノルヒルヘル	ヘルロー	フし・ し

確保できる人員	は何人いますか。(人)			
監督者氏名() () () (
配管工氏名() () () (
作業員氏名() () () () ()
作業員氏名() () () () ()

②資材・機材の調達能力について

(資材・機材とは、小型バックホウ、クレーン付トラック、ダンプトラック 2t、排水ポンプ、土 留材、舗装切断機、管接合切断用具、照明用具、発電機、埋戻し用器具、保安設備等一式を指し、 自社保有・リースは問いません。)

・資材・機材の調達に要する時間はどのくらいですか、該当箇所に○を付けてください。ただし、 その他の場合は内容を記入してください。

③体制整備までの所要時間について

発災後、出動体制が整うまでの所要時間はどのくらいですか、該当箇所に○を付けてください。 ただし、その他の場合は内容を記入してください。

(半日	1日	•	2日	その他(1
1	一十口	T 1		\sim \bowtie		,	'

4その他

①から③以外で、会社として震災復旧に貢献できることを記述してください。

(例:自社では、毎年震災時を想定した訓練を行っています。など)

]
]
	ļ
	1
商号又は名称	
i de la companya de	

給水管整備及び取り出し工事に申し込む方のみ回答願います。

○「緊急時の対応能力」について

内容をよく読んで答えてください。

【局からの設問】

当局では、「東京都水道局震災応急対策計画」にて、被害想定に基づいた復旧体制の確立や、機動性、実効性を重視した初動時の応急給水体制を定めています。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、その被害は甚大であり、改めて応急復旧の迅速性が問われる結果となりました。応急復旧については、単価契約約款第36条(地震等災害時の対応)に記載されているとおり、単価契約受注者に率先して水道管路の復旧に従事していただくこととしています。

このような状況の中で、貴社の地震災害時における水道管路の復旧の応援について、どのような 出動態勢を整えているか、次の設問に対する回答をお願いいたします。(当局の他の単契に従事し ている社員、資機材は除きます。)

※ 「東京都水道局震災応急対策計画」については、水道局ホームページ上で閲覧できます。

(1)現場(计事者()確保出	と記に	ついて
ヘリセルセカリ	ᇨᆍᇽᇅ	ノルヒルヘル	ヘルロー	フし・ し

確保できる人員	は何人いますか。(人)			
監督者氏名() () () (
配管工氏名() () () (
作業員氏名() () () () ()
作業員氏名() () () () ()

②資材・機材の調達能力について

(資材・機材とは、小型バックホウ、クレーン付トラック、ダンプトラック 2t、排水ポンプ、土留材、舗装切断機、管接合切断用具、照明用具、発電機、埋戻し用器具、保安設備等一式を指し、自社保有・リースは問いません。)

・資材・機材の調達に要する時間はどのくらいですか、該当箇所に○を付けてください。ただし、 その他の場合は内容を記入してください。

③体制整備までの所要時間について

・発災後、出動体制が整うまでの所要時間はどのくらいですか、該当箇所に○を付けてください。 ただし、その他の場合は内容を記入してください。

(半日	1日	2日	その他()	1
	十日	Τ ⊢	\sim \bowtie		,	

④その他

・①から③以外で、会社として震災復旧に貢献できることを記述してください。

(例:自社では、毎年震災時を想定した訓練を行っています。など)

	,	
 商号又は名称		

小中口径・大口径メータ引換工事に申し込む方のみ回答願います。

〇「緊急時の対応能力」について

内容をよく読んで答えてください。

【局からの設問】

当局では、「東京都水道局震災応急対策計画」において、首都中枢機関を抱える東京のライフラインを預かる水道事業者としての責任の重大性を考慮し、被害想定に基づいた復旧体制の確立や、初動時の応急給水体制の見直し等、機動性、実効性を重視した体制を整備しました。応急復旧については、単価契約約款第36条(地震等災害時の対応)に記載されているとおり、単価契約受注者に率先して水道管路及び給水装置の復旧に従事していただくこととしています。

このような状況の中で、貴社の地震災害時における水道管路及び給水装置の復旧の応援について、どのような出動態勢を整えているか、次の設問に対する回答をお願いいたします。(当局の他の単契に従事している社員、資機材は除きます。)

※ 「東京都水道局震災応急対策計画」については、水道局ホームページ上で閲覧できます。

①現場従事	巨老のな	4.44	品につ	117
(1) 以7.75/1 年 =	サイロ ひノび	‡ 1末 1人 //	ルーノ	, , C

確保できる人	員は何人います	[⊢] カゝ。(人)			
監督者氏名		()	())	
配管工氏名		()	())	
作業員氏名		()	()))
作業員氏名		()	()))

②資材・機材の調達能力について

(資材・機材とは、小型バックホウ、クレーン付トラック、ダンプトラック 2t、排水ポンプ、土留材、舗装切断機、管接合切断用具、照明用具、発電機、埋戻し用器具、保安設備等一式を指し、自社保有・リースは問いません。)

・資材・機材の調達に要する時間はどのくらいですか、該当箇所に○を付けてください。ただし、 その他の場合は内容を記入してください。

③体制整備までの所要時間について

・発災後、出動体制が整うまでの所要時間はどのくらいですか、該当箇所に○を付けてください。 ただし、その他の場合は内容を記入してください。

(半日	1日	2日	その他()	1
	十日	Τ ⊢	\sim \bowtie		,	

4その他

・①から③以外で、会社として震災復旧に貢献できることを記述してください。

(例:自社では、毎年震災時を想定した訓練を行っています。など)

商号又は名称

水道施設維持補修工事に申し込む方のみ回答願います。

〇「緊急時の対応能力」について

内容をよく読んで答えてください。

【局からの設問】

当局では、「東京都水道局震災応急対策計画」において、首都中枢機関を抱える東京のライフラインを預かる水道事業者としての責任の重大性を考慮し、被害想定に基づいた復旧体制の確立や、初動時の応急給水体制の見直し等、機動性、実効性を重視した体制を整備しました。応急復旧については、単価契約約款第36条(地震等災害時の対応)に記載されているとおり、単価契約受注者に率先して水道管路及び給水装置の復旧に従事していただくこととしています。

このような状況の中で、貴社の地震災害時における水道管路及び給水装置の復旧の応援について、どのような出動態勢を整えているか、次の設問に対する回答をお願いいたします。(当局の他の単契に従事している社員、資機材は除きます。)

※ 「東京都水道局震災応急対策計画」については、水道局ホームページ上で閲覧できます。

①現場従事	巨老のな	4.44	品につ	117
(1) 以7.75/1 年 =	サイロ ひノび	‡ 1末 1人 //	ルーノ	, , C

・確保できる人員は何ん	人いますか。(人)			
監督者氏名() () () ()	
配管工氏名() () () (
作業員氏名() () () () ()
作業員氏名() () () () ()

②資材・機材の調達能力について

(資材・機材とは、小型バックホウ、クレーン付トラック、ダンプトラック 2t、排水ポンプ、土留材、舗装切断機、管接合切断用具、照明用具、発電機、埋戻し用器具、保安設備等一式を指し、自社保有・リースは問いません。)

・資材・機材の調達に要する時間はどのくらいですか、該当箇所に○を付けてください。ただし、 その他の場合は内容を記入してください。

③体制整備までの所要時間について

・発災後、出動体制が整うまでの所要時間はどのくらいですか、該当箇所に○を付けてください。 ただし、その他の場合は内容を記入してください。

(半日	1日	2日	その他()	1
	十日	Τ ⊢	\sim \bowtie		,	

4その他

・①から③以外で、会社として震災復旧に貢献できることを記述してください。

(例:自社では、毎年震災時を想定した訓練を行っています。など)

商号又は名称

配水本管小規模整備工事に申し込む方のみ回答願います。

○「緊急時の対応能力」について

内容をよく読んで答えてください。

【局からの設問】

当局では、「東京都水道局震災応急対策計画」において、首都中枢機関を抱える東京のライフラ インを預かる水道事業者としての責任の重大性を考慮し、被害想定に基づいた復旧体制の確立や、 初動時の応急給水体制の見直し等、機動性、実効性を重視した体制を整備しました。応急復旧につ いては、単価契約約款第36条(地震等災害時の対応)に記載されているとおり、単価契約受注者 に率先して水道管路及び給水装置の復旧に従事していただくこととしています。

このような状況の中で、貴社の地震災害時における水道管路及び給水装置の復旧の応援につい て、どのような出動態勢を整えているか、次の設問に対する回答をお願いいたします。(当局の他 の単契に従事している社員、資機材は除きます。)

※ 「東京都水道局震災応急対策計画」については、水道局ホームページ上で閲覧できます。

①現場従事者(の確保状況	について
、 / ルガ. とか 1ル コナ 1 日 し	ノガモ 木 1人 ルレ	1- 2616

・確保できる人員は何ん	人いますか。(人)			
監督者氏名() () () (
配管工氏名() () () (
作業員氏名() () () () ()
作業員氏名() () () () ()

②資材・機材の調達能力について

(資材・機材とは、小型バックホウ、クレーン付トラック、ダンプトラック 2t、排水ポンプ、土 留材、舗装切断機、管接合切断用具、照明用具、発電機、埋戻し用器具、保安設備等一式を指し、 自社保有・リースは問いません。)

・資材・機材の調達に要する時間はどのくらいですか、該当箇所に○を付けてください。ただし、 その他の場合は内容を記入してください。

③体制整備までの所要時間について

発災後、出動体制が整うまでの所要時間はどのくらいですか、該当箇所に○を付けてください。 ただし、その他の場合は内容を記入してください。

(半日	1日	2日	その他()	1
	十日	Τ ⊢	\sim \bowtie		,	

4)その他

・①から③以外で、会社として震災復旧に貢献できることを記述してください。

(例:自社では、毎年震災時を想定した訓練を行っています。など)

	l
	ļ
 Į	
マロフルカル	

商号乂は名称

配水管小規模整備工事請負単価契約 給水管整備及び取り出し工事請負単価契約 小中口径メータ引換工事等請負単価契約 大口径メータ引換工事等請負単価契約 水道施設維持補修工事請負単価契約 配水本管小規模整備工事請負単価契約

の契約方式(技術力等審査方式)について

1 総合的評価の方法

技術評価と価格評価を同等(1:1の比率)とする。

2 技術評価項目

評価項目は、国土交通省の簡易型総合評価方式の項目を採用する。

3 評価項目の配点

総合評価点を100点(価格評価点50点+技術評価点50点)と設定する。

【技術評価点】

- (1) + -1, 2
 - ア 会社の施工実績
 - (ア)成績評価点(25点)
 - (イ) 施工実績評価点(5点)
 - (ウ) 信頼性・社会性評価点(上限5点)
 - イ 配置予定技術者の能力(上限10点)
 - ウ 災害協定等に基づく地域貢献(上限3点)
 - エ 緊急時の対応能力(2点)
 - 才 減点評価(上限-5点)

(2) + -3

- ア 会社の施工実績・体制
 - (ア) 成績評価点(15点)
 - (イ) 施工実績評価点(10点)
 - (ウ) 単価契約工事、緊急施行工事等の実績による評価点(上限1点)
 - (エ) 信頼性・社会性評価点(上限5点)
- イ 配置予定技術者の能力
 - (ア) 専任の主任技術者の保有資格による評価点(上限12点)
 - (イ) 有資格者の経験による評価点(上限5点)
- ウ 緊急時の対応能力(2点)
- 工 減点評価(上限-5点)

- (3) + -4
 - ア 会社の施工実績・体制
 - (ア)成績評価点(15点)
 - (イ) 施工実績評価点(15点)
 - (ウ) 単価契約工事又は緊急施行工事の実績による評価点(1点)
 - (エ) 信頼性・社会性評価点(上限5点)
 - イ 配置予定技術者の能力
 - (ア) 専任の主任技術者の保有資格による評価点(上限10点)
 - (イ) 有資格者の経験による評価点(上限2点)
 - ウ 緊急時の対応能力(2点)
 - 工 減点評価 (上限-5点)
- (4) キー維持
 - ア 会社の施工実績
 - (ア) 成績評価点(25点)
 - (イ) 施工実績評価点(9点)
 - (ウ) 信頼性・社会性評価点(上限4点)
 - イ 配置予定技術者の能力(上限8点)
 - ウ 災害協定等に基づく地域貢献(上限2点)
 - エ 緊急時の対応能力(2点)
 - 才 減点評価(上限-5点)
- (5) キー本管
 - ア 会社の施工実績
 - (ア) 成績評価点(25点)
 - (イ) 施工実績評価点(5点)
 - (ウ) 信頼性・社会性評価点(上限5点)
 - (エ) 本管施工能力評価点(単契実績なしのみ上限4点)
 - イ 配置予定技術者の能力(単契実績あり上限10点、単契実績なし上限8点)
 - ウ 災害協定等に基づく地域貢献(単契実績あり上限3点、単契実績なし上限1点)
 - エ 緊急時の対応能力(2点)
 - 才 減点評価 (上限-5点)

【価格評価点】

- (1) 予定価格を超える見積価格及び最低制限価格を下回る見積価格は、無効とする。
- (2) 最大値を50点、最小値を0点とし、予定価格と最低制限価格の間を均等に配分する。

計算式:

価格評価点=50×(予定価格(税抜)-見積価格)÷(予定価格(税抜)-最低制限価格)

4 契約者決定の手順

- (1)案件を公表し、希望受付時に配置予定技術者、緊急時の対応能力等について申告して もらい、審査を経て、工事実績等と合わせて、技術評価点を算出する。
- (2) 契約申込者へ指名通知書と技術評価点を通知する。
- (3) 見積合せにより、予定価格との差を価格評価点として算出し、技術評価点に加算し、総合評価点を算出する。
- (4)総合評価点の上位から契約予定受注者数までの中で、最低の価格を交渉基準価格とする。(ただし、価格が予定価格と最低制限価格との範囲内であることが必要条件)
- (5) (4) で契約予定受注者数の最下位を決める際に、総合評価点が同点の者が複数いる場合は、抽選で順位を決定する。
- (6)総合評価点の上位から契約予定受注者数までの者と、交渉基準価格をもって契約可能 かを交渉し、契約者を決定していく。なお、辞退者が出ても、下位の者から繰り上げて の交渉はしない。

「配水管小規模整備工事請負単価契約」の評価内訳

過去3年間に本契約の実績がある者

評価項目		評価点		評価年	
}評価点	100		_		
技術評価点		50		_	
1 会社の施工実績	35				
(1) 成績評価点	25				
		A 75点以上	25.0		
		B 74点以上75点未満	23. 5		
		C 73点以上74点未満	22. 0		
通知された成績評定を年度ごとに平均し、A~Mの	D 72点以上73点未満 E 71点以上72点未満	20.5	-		
~Kの範囲内でも60点未満の成績評定点があった場	F 70点以上71点未満	17. 5	- - - - -		
なお、過去5年間に、遡及して成績評定の減点修正 場合は、当該工事成績評定は修正が実施された年度の	G 69点以上70点未満	16.0			
年度に契約がない場合は、契約実績のある直近の年度	H 68点以上69点未満	14.5			
上記で決定した年度点数を平均し、成績評価点とす	I 67点以上68点未満	13.0			
	J 66点以上67点未満 K 65点以上66点未満	11.5			
		L 60点以上65点未満	10. 0 5. 0	1	
	M 60点未満	0. 0	過去3年		
(2) 施工実績評価点	5		(※1) またに		
	A 4,000万円以上 (申込年度は50%)	5. 0	過去5年		
年度ごとに、整備工事の施工実績額を合計し、A~ 決定した年度点数を平均し、施工実績評価点とする	B 2,000万円以上4,000万円未満 (申込年度は50%)	3. 0			
	C 2,000万円未満 (申込年度は50%)	0.0			
(3) 信頼性・社会性評価点(上限5点)		5			
	弱総価契約案件工事(水道施設工事)、 事請負単価契約での優良工事表彰・公表 情	2 (上限2点)			
申込年度の12月31日時点で直近の過去3回 当局	最優秀賞、優秀賞、 福査員特別賞、優良賞	2 (上限2点)			
に衣撃された夫種を評価する。での	ップコンケール アイデア賞、事例集活 用賞	1 (上限1点)			
③ 単価契約工事又は緊急施行工事の実績 ※3		1			
2 配置予定技術者の能力		10		1	
施工体制評価点(上限10点) ※4 専任の主任技術者(監理技術者(水道)) ※5		10 5. 0			
	% 5	4. 5			
	₹5	3. 5			
専任の主任技術者(その他の技術者) ※5		1.5			
専任の主任技術者(監理技術者(水道)) ※5		2.0		申込即	
専任の主任技術者(1級技術者に準ずる者) ※	1.5				
② 専任の主任技術者(1 版技術者に準する者) 第 専任の主任技術者(2 級技術者に準ずる者) 第 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5	1. 0 0. 5		_		
専任の配水管工(大口径)2名以上	4. 5		1		
③ 専任の配水管工(大口径)1名	1.5				
専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されて	3. 0				
④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工(2	0.0				
3 災害協定等に基づく地域貢献(上限3点)	Y 40 H-/dt	3			
災害協定等に基づく活動実績評価点※6	活動実績	3		過去5年間(
災害協定の締結有無 ※3	出動準備	1		過去3年間(注	
4 緊急時の対応能力	2				
緊急時の対応能力に対する評価点	2		申込時		
5 減点評価 (上限-5点)	(-5)				
過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止に	1か月まで	(-1)		1	
なった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係		(-2)		1	
る処分基準において、指定の効力停止となった期間を減点 停 する。				過去3年	
また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の期	3か月を超え6か月まで	(-3)		(※1)	
合計を減点する。	6か月を超え12か月まで	(-4)			
契約で減点する。	(-5)				
価格評価点		50			

- ※1 過去3年間とは、令和4年4月1日から令和6年12月31日までの期間である。
- %2 過去 5 年間とは、令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日までの期間である。
- ※3 詳細は、資料2-12/12「(補足)評価対象一覧」のとおり。
- ※4 契約後、技術者に変更が生じ施工体制評価点(上限10点)が下がる場合には、申込時の施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、新たな発注は行わない。 また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がある。
- ※5 複数の届け出がある場合は、点数の高いものから順に①・②の配点により2名まで評価する。
- ※6 令和6年能登半島地震に伴う水道施設復旧工事については、派遣期間によらず令和6年5月31日を基準として評価する。

「配水管小規模整備工事請負単価契約」の評価内訳

過去3年間に本契約の宝績がない者

評価項目	評価点	評価年数
評価点	100	_
技術評価点	50	
1 会社の施工実績	35	_
(1) 成績評価点	25	
i) 過去3年間に水道施設維持補修工事請負単価契約の契約実績がある者	A 75点以上 25.0	
通知された成績評定を平均し、A~Mの評価を行い点数を決定する。なお、同じ月に通知された成績評定点が複数ある場合は、件数による加重平均を行う。ただし、A~Kの範囲内でも60点未満の成績評定点があった場合はLとする。		
上記で決定した年度点数を平均し、成績評価点とする。 なお、i) について、過去5年間に、遡及して成績評定の減点修正が行われた工事案件の存在が認められた場合は、当該工	C 73点以上74点未満 22.0 事 D 72点以上73点未満 20.5	
成績評定は修正が実施された年度の成績評定点として取扱う。修正を行った年度に契約がない場合は、契約実績のある直近の		
度の成績評定点として取扱う。	F 70点以上71点未満 17.5	
ii) 過去3年間にi) の実績がない者 ア 過去3年間継続して水道緊急工事請負単価契約(漏水修理工事)、給水管整備及び取り出し工事請負単価契約	G 69点以上70点未満 16.0	
のどちらかに契約実績がある者は、過去5年間に施工したEランク以上の当局総価契約案件工事(水道施設工事)の実績(2件以上)を評価する。過去5年間の成績評定点を平均し、A~Mの評価を行い、点数を決定し、	H 68点以上69点未満 14.5 I 67点以上68点未満 13.0	
その点数を成績評価点とする。 工事実績に下請負工事を含む場合、下請負工事で申請した工事実績の件数分を成績評定点65点で施工したものとみなす。		
イ アの実績がない者は、過去5年間に施工したDランク以上の当局総価契約案件工事(水道施設工事)の実績 (3件以上)を評価する。過去5年間の成績評定点を平均し、A~Mの評価を行い、点数を決定する。その点数	K 65点以上66点未満 10.0	
を成績評価点とする。 工事実績に下請負工事を含む場合、下請負工事で申請した工事実績の件数分を成績評定点65点で施工したものとみなす。	L 60点以上65点未満 5.0	「過去3年 「※1)
	M 60点未満 0.0	または
(2) 施工実績評価点	5	過去5年
i) 過去3年間に水道施設維持補修工事請負単価契約の契約実績がある者	A 2,000万円以上 1 (申込年度は50%) 5.0	(* 2)
年度ごとに、維持補修における施工実績額を合計し、A1~C1の評価を行い、点数を決定する。 決定した年度点数を平均し、施工実績評価点とする。	B 1 000万円以上2 000万円未満	
	1 (申込年度は50%) 3.0	
ii) 過去3年間にi) の実績がない者 ア 過去3年間継続して水道緊急工事請負単価契約(漏水修理工事)、給水管整備及び取り出し工事請負単価契約の どちらかに契約実績がある者は、過去5年間に施工したEランク以上の当局総価契約案件工事(水道施設工事)の) 1 (甲込年度は50%)	
年間施工実績(2件以上)を評価する。過去5年間の施工実績額を合計し、A2~C2の評価を行い、点数を決定する。その点数を施工実績評価点とする。 下請実績も評価対象とし、下請金額を施工実績額とする。	E A 2 1億6,000万円以上 5.0	
イ アの実績がない者は、過去5年間に施工したDランク以上の当局総価契約案件工事(水道施設工事)の年間施工 実績(3件以上)を評価する。過去5年間の施工実績額を合計し、A2~C2の評価を行い、点数を決定する。そ の点数を施工実績評価点とする。		
下請負実績も評価対象とし、下請負金額を施工実績額とする。	C 2 4,000万円未満 0.0	
(3) 信頼性・社会性評価点(上限5点)	5	
当局総価契約案件工事(水道施設工事)、 ① 過去3年間に表彰された実績を評価する。 工事請負単価契約での優良工事表彰・公表 実績	2 (上限2点)	NE Lo Me
型にまだされた実達を延延する。 ② にまだされた実達を延延する。 ② にまだされた実達を延延する。 ② にまだされた実達を延延する。 ジアップコンクール		- 過去3年 (※1)
での表彰・公表実績アイデア質、事例集活	(上限1点)	
③ 単価契約工事又は緊急施行工事の実績 ※3	1	
2 配置予定技術者の能力	10	
施工体制評価点(上限10点) ※4 「専任の主任技術者(監理技術者(水道)) ※5	10 5. 0	_
車/Lの子/Lは後来 (1 畑井後来)に海ボスネ) ※ 5	4.5	
明年の主任技術者(1版技術者に準ずる者) ※5 事任の主任技術者(2級技術者に準ずる者) ※5	3.5	
専任の主任技術者(その他の技術者) ※5	1.5	
専任の主任技術者(監理技術者(水道)) ※5	2.0	申込時
② 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずる者) ※5	1. 0	1
専任の主任技術者(その他の技術者) ※5	0. 5	
専任の配水管工(大口径) 2名以上	4. 5	
③ 専任の配水管工(大口径) 1名	1. 5	
専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工(スーパー配管工含む)	3.0	_
3 災害協定等に基づく地域貢献(上限3点)	3	
活動宝績	3	過去5年間(※
災害協定等に基づく活動実績評価点※ 6 出動準備 災害協定の締結有無 ※ 3	1 1	過去3年間(※ 申込時
4 緊急時の対応能力	2	
緊急時の対応能力に対する評価点	2	申込時
5 減点評価(上限-5点)	(-5)	
過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止に なった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係	(-1)	
る処分基準において、指定の効力停止となった期間を減点 停 1か月を超え3か月まで	(-2)	温士の石
する。	(-3)	- 過去3年 (※1)
┃ ┃ また 停止処分が複数なる提合には それぞれの占数の┃ 铟 ┃3 パ月 を 煙ん 0 パ月 ま 0	•	1 (** * /
会計を減点する。	(-4)	
また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の一期	(-4) (-5)	1

- ※1 過去3年間とは、令和4年4月1日から令和6年12月31日までの期間である。※2 過去5年間とは、令和2年4月1日から令和6年12月31日までの期間である。
- ※3 詳細は、資料2-12/12「(補足)評価対象一覧」のとおり。
- ※4 契約後、技術者に変更が生じ施工体制評価点(上限10点)が下がる場合には、申込時の施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、新たな発注は行わない。 また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がある。
- ※5 複数の届け出がある場合は、点数の高いものから順に①・②の配点により2名まで評価する。
- %6 令和6年能登半島地震に伴う水道施設復旧工事については、派遣期間によらず令和6年5月31日を基準として評価する。

「給水管整備及び取り出し工事請負単価契約」の評価内訳

過去3年間に木契約の宝績がある者

		評価点		評価年
評価点		100		_
技術評価点		50		_
1 会社の施工実績		35		_
(1) 成績評価点		25		
	A	75点以上	25.0	
	В	74点以上75点未満	23.5	
	С	73点以上74点未満	22.0	
年度ごとに、通知された漏水防止担当所管の工事成績評定点と給水管工事事務所所管の工事 成績評定点を年度ごとにそれぞれ平均し、A~Mの評価をする。その点数を評定回数により加		72点以上73点未満	20.5	
	ь	71点以上72点未満	19.0	
なお、2か月間を評定単位とする工事で、同じ月に通知された成績評定点が複数ある場合に	F G	70点以上71点未満 69点以上70点未満	17. 5 16. 0	
は、件数による加重平均を行い、評定回数を1回とする。 ただし、年度の平均評定点が65点以上の場合でも、60点未満の成績評定点があった年度	**		14. 5	-
にたし、年度の平均計定点がも3点以上の場合でも、60点未満の成績計定点があった年度は成績ランク[L]とする。	I	67点以上68点未満	13. 0	-
決定した年度ごとの点数を平均し、成績評価点とする。	J	66点以上67点未満	11.5	
	K	65点以上66点未満	10.0	=
	L	60点以上65点未満	5.0	
	M	60点未満	0.0	過去3年
(2) 施工実績評価点	-	5		(※1 また/
在成立1)。 格里特特 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	A	4,000万円以上 (申込年度は50%)	5. 0	またい 過去 5 ⁴ (※ 2
年度ごとに、施工実績によってA~Cの評価を行い、点数を決定する。 決定した年度ごとの点数を平均し、施工実績評価点とする。	В	2,000万円以上4,000万円未満 (申込年度は50%)	3. 0	
	С	2,000万円未満 (申込年度は50%)	0.0	
(3) 信頼性・社会性評価点(上限5点)		5		
当局総価契約案件工事(水道施設工事)、 過去3年間に表彰された実績を評価する。 二事請負単価契約での優良工事表彰・公表 実績		2 (上限2点)		
申請年度の12月31日時点で直近の過去3回に表当局水道工事イメー 最優秀賞、優秀賞、審 車請年度の12月31日時点で直近の過去3回に表		2 (上限2点)		
彰された実績を評価する。 ジアップコンクールでの表彰・公表実績 事例集活用賞		1 (上限1点)		
単価契約工事又は緊急施行工事の実績 ※3		1		
2 配置予定技術者の能力		10		
施工体制評価点(上限10点) ※4		10		
The fact of the fa	_	5. 0		
専任の主任技術者(監理技術者(水道)) ※5				
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5		4. 5		-
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5		4. 5 3. 5		
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5		4. 5		由江
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(監理技術者(水道)) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5		4. 5 3. 5 1. 5		申込師
車任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(監理技術者(水道)) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5		4. 5 3. 5 1. 5 2. 0 1. 5 1. 0		申込即
車任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(監理技術者(水道)) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5		4. 5 3. 5 1. 5 2. 0 1. 5 1. 0		申込即
車任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(監理技術者(水道)) ※5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の配水管工2名以上		4. 5 3. 5 1. 5 2. 0 1. 5 1. 0 0. 5 4. 5		· · · · ·
車任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (監理技術者(水道)) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の配水管工2名以上 ③ 専任の配水管工1名		4. 5 3. 5 1. 5 2. 0 1. 5 1. 0 0. 5 4. 5 1. 5		申込即
		4. 5 3. 5 1. 5 2. 0 1. 5 1. 0 0. 5 4. 5		申込6
車任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の主任技術者 (監理技術者(水道)) ※5 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者 (その他の技術者) ※5 専任の配水管工2名以上 ③ 専任の配水管工1名		4. 5 3. 5 1. 5 2. 0 1. 5 1. 0 0. 5 4. 5 1. 5 3. 0		申込即
□ 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(監理技術者(水道)) ※5 専任の主任技術者(監理技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の配水管エ2名以上 事任の配水管エ1名 専任の配水管エ2もの上で表示で配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管エ(スーパー配管工含む) 3 災害協定等に基づく地域貢献(上限3点) 注動宝装		4. 5 3. 5 1. 5 2. 0 1. 5 1. 0 0. 5 4. 5 1. 5 3. 0 0. 0		
		4. 5 3. 5 1. 5 2. 0 1. 5 1. 0 0. 5 4. 5 1. 5 3. 0 0. 0 3		過去5年間(
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(監理技術者(水道)) ※5 専任の主任技術者(監理技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の配水管エ2名以上 3 専任の配水管エ2名以上 3 専任の配水管エとしてスーパー配管工が配置されている 申任者以外で配置された主任技術者、配水管工(スーパー配管工含む) ※5 ※5 第任を配水管工としてスーパー配管工が配置されている 東任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている 東任者以外で配置された主任技術者、配水管工(スーパー配管工含む) ※5 ※5 ※5 ※5 ※5 ※5 ※5 ※5		4. 5 3. 5 1. 5 2. 0 1. 5 1. 0 0. 5 4. 5 1. 5 3. 0 0. 0 3 3 1		過去5年間(過去3年間(
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(監理技術者(水道)) ※5 専任の主任技術者(監理技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の配水管エ2名以上 ③ 専任の配水管エ2名以上 ④ 専任の配水管エ2名以上 ③ 専任の配水管エとしてスーパー配管工が配置されている ● 申任者以外で配置された主任技術者、配水管エ(スーパー配管工含む) ※5 第6定等に基づく地域貢献(上限3点) ※5 活動実績 出動準備 ※5 送事協定の締結有無 ※3 と		4. 5 3. 5 1. 5 2. 0 1. 5 1. 0 0. 5 4. 5 1. 5 3. 0 0. 0 3 3 1 1 2		過去5年間(過去3年間(申込日
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※ 5 専任の主任技術者(監理技術者(水道)) ※ 5 専任の主任技術者(監理技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の配水管工2名以上 ③ 専任の配水管工2名以上 ④ 専任の配水管工2名以上 ③ 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ● 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ● 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工(スーパー配管工含む) ※ 客協定等に基づく地域貢献(上限 3 点) ※ 実協定等に基づく活動実績評価点※ 6 出動準備 ※ 3 災害協定の締結有無 ※ 3 4 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点		4. 5 3. 5 1. 5 2. 0 1. 5 1. 0 0. 5 4. 5 1. 5 3. 0 0. 0 3 3 1 1 2 2		# 込 B
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(をの他の技術者) ※ 5 専任の主任技術者(監理技術者(水道)) ※ 5 専任の主任技術者(監理技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※ 5 専任の配水管工2名以上 専任の配水管工1名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工(スーパー配管工含む) ※ 3 災害協定等に基づく地域貢献(上限 3 点) ※ 5		4. 5 3. 5 1. 5 2. 0 1. 5 1. 0 0. 5 4. 5 1. 5 3. 0 0. 0 3 3 1 1 2 2 (-5)		過去5年間(過去3年間(申込日
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(監理技術者(水道)) ※ 5 専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※ 5 専任の配水管エ2名以上 ③ 専任の配水管エ1名 専任の配水管エ1名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工(スーパー配管工含む) ※ 5 事格定等に基づく地域貢献(上限 3 点) ※ 5 ※ 5		4. 5 3. 5 1. 5 2. 0 1. 5 1. 0 0. 5 4. 5 1. 5 3. 0 0. 0 3 3 1 1 2 2		過去5年間 過去3年間 申込日
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の主任技術者(監理技術者(水道)) ※5 専任の主任技術者(監理技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※5 専任の配水管工2名以上 専任の配水管工2名以上 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている 事任者以外で配置された主任技術者、配水管工(スーパー配管工含む) ※5 家族協定等に基づく地域貢献(上限3点) ※5 ※5 ※5 ※5 ※5 ※5 ※5 ※5		4. 5 3. 5 1. 5 2. 0 1. 5 1. 0 0. 5 4. 5 1. 5 3. 0 0. 0 3 3 1 1 2 2 (-5)		過去5年間(過去3年間(申込日 申込日
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(をの他の技術者) ※ 5 専任の主任技術者(監理技術者(水道)) ※ 5 専任の主任技術者(監理技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※ 5 専任の配水管エ2名以上 ③ 専任の配水管エ2名以上 ④ 専任の配水管エ1名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ● 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ● 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ● 東任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ● 東任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている ● 東任の配水管工としてスーパー配管工会む) ※ 害協定等に基づく地域貢献(上限 3 点) ※ 事協定等に基づく活動実績評価点※ 6 出動準備 ※ 3 出動準備 ※ 3 出動準備 ※ 3 出動準備 ※ 3 日本野連湾 の 第二本野連湾 の 第二本野連湾 の 第二本野連湾 の 3 か月まで まった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係 を 2 か月まで 2 か月ま 2 か月ま 2 か月まで 2 か月ま 2 か月まで 2 か月ま 2 か月まで 2 か月ま 2 か月ま 2 か月まで 2 か月ま 2 か月ま 2 か月まで 2 か月ま 2 か月まで 2 か月まで 2 か月ま 2 か月まで		4. 5 3. 5 1. 5 2. 0 1. 5 1. 0 0. 5 4. 5 1. 5 3. 0 0. 0 3 3 1 1 2 2 (-5) (-1)		過去5年間(過去3年間) 申込 申込 即 過去 3 4
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(監理技術者(水道)) ※ 5 専任の主任技術者(監理技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※ 5 専任の配水管エ2名以上		4. 5 3. 5 1. 5 2. 0 1. 5 1. 0 0. 5 4. 5 1. 5 3. 0 0. 0 3 3 1 1 2 2 (-5) (-1) (-2) (-3)		過去5年間(過去3年間) 申込 申込 即 過去 3 4
専任の主任技術者(1級技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(監理技術者(水道)) ※ 5 専任の主任技術者(監理技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの) ※ 5 専任の主任技術者(その他の技術者) ※ 5 専任の配水管エ2名以上 第		4. 5 3. 5 1. 5 2. 0 1. 5 2. 0 1. 5 1. 0 0. 5 4. 5 1. 5 3. 0 0. 0 3 3 1 1 1 2 2 (-5) (-1) (-2)		過去5年間(過去3年間(申込日

- ※1 過去3年間とは、令和4年4月1日から令和6年12月31日までの期間である。
- ※2 過去5年間とは、令和2年4月1日から令和6年12月31日までの期間である。 ※3 詳細は、資料2-12/12「(補足)評価対象一覧」のとおり。
- ※4 契約後、技術者に変更が生じ施工体制評価点(上限10点)が下がる場合には、申込時の施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、新たな発注は行わない。 また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がある。
- ※5 複数の届け出がある場合は、点数の高いものから順に①・②の配点により2名まで評価する。
- %6 令和6年能登半島地震に伴う水道施設復旧工事については、派遣期間によらず令和6年5月31日を基準として評価する。

「給水管整備及び取り出し工事請負単価契約」の評価内訳

過去3年間に本契約の実績がない者

					評価点		評価年数		
合評価点					100				
▲ 技術評価点			50			_			
1 会社の施工実績					35		_		
(1) 成績評価点					25				
			A		75点以上	25.0			
	i) 過去3年間のいずれかの年度にア~ウのいずれかの実績がある場合				74点以上75点未満	23. 5			
	ア 水道施設維持補修工事請負単価契約 イ 水道緊急工事請負単価契約 ウ 配水管小規模整備工事請負単価契約 優先順位をア・イ・ウの順とする。複数契約があった場合においても優先順位のもっとも高い契約を対象に、次のとおりに過			С	73点以上74点未満	22.0			
				D	72点以上73点未満	20.5			
	去3年間の成績評定点を評価する。 年度ごとに、通知された成績評定を平均し、A~Mの評価を行い点数を決定する。				71点以上72点未満	19.0			
	なお、同じ月に通知された成績評定点が複数ある場合には、件数による加重平均を行う。ただし、A~Kの範囲内でも60点 未満の成績評定点があった年度はLとする。 また、過去5年間に、遡及して成績評定の減点修正が行われた工事案件の存在が認められた場合は、当該工事成績評定は修正			F	70点以上71点未満	17.5			
				G	69点以上70点未満	16.0			
	が実施された年度の成績評定点として取扱う。修正を行った年度に契約がない場合は、契約実績のある直近の年度の成績評定点として取扱う。 決定した年度ごとの点数を平均し、成績評価点とする。				68点以上69点未満	14.5			
					67点以上68点未満	13.0			
					66点以上67点未満	11.5			
過去3年間に施工したEランク以上の当局総価契約案件工事(水道施設工事)の実績を評価する。 過去3年間の全成績評定点を平均し、A〜Mの評価を行い、点数を決定する。その点数を成績評価点とする。 工事実績に下請負工事を含む場合、下請負工事で申請した工事実績の件数分を成績評定点65点で施工したものとみなす。				K	65点以上66点未満	10.0			
				L	60点以上65点未満	5.0	過去3年		
					M 60点未満 0.0				
	(2) 施工実績評価点			<u>L</u> ,	(※1) または				
	(1)のi)、ii)にかかわらず、過去3年間に施工したEランク以上の当局総価契約案件工事(水道施設工事)の実績を評価する。過去3年間の施工実績額の合計を、A~Cで評価し施工実績評価点とする。 ※下請実績も評価対象とし、下請金額を施工実績額とする。				1億6,000万円以上	5	過去5年		
					4,000万円以上1億6,000万円 未満	3			
					4,000万円未満	0	İ		
	(3)信頼性・社会性評価点(上限5点)				5				
	過去3年間に表彰された実績を評価する。	当局総価契約案件工事(水道施設工事)、 工事請負単価契約での優良工事表彰・公表 実績			2 (上限2点)				
	申請年度の12月31日時点で直近の過去3回に表 彰された実績を評価する。	当局水道工事イメー ジアップコンクール での表彰・公表実績 東側律汗円賞		2 (上限2点) 1			1		
単価契約工事又は緊急施行工事の実績			事例集活用賞	(上限1点)			-		
2	配置予定技術者の能力				10				
l =	施工体制評価点(上限10点) ※4				10				
Ιľ	専任の主任技術者(監理技術者(水道)) ※5				5. 0				
	恵任の主任技術者(1級技術者に進ずるもの)) ※5			4. 5		1		
	専任の主任技術者(2級技術者に準ずるもの)				3. 5				
	専任の主任技術者(その他の技術者) ※5				1. 5				
専任の主任技術者(監理技術者(水道)) ※5				2. 0			申込時		
	② 専任の主任技術者 (1級技術者に準ずるもの) 専任の主任技術者 (2級技術者に準ずるもの)	* 5 * 5		1. 5 1. 0			_		
	専任の主任技術者(その他の技術者) ※5	**:)		0. 5				
	専任の主任权権有(その他の技権有) ※3				4. 5				
	③ 専任の配水管工1名		1.5						
専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されて		れてい			3. 0				
	④ 専任者以外で配置された主任技術者、配水管工(スーパー配管工含む)			0.0					
3	3 災害協定等に基づく地域貢献(上限3点)				3				
	災害協定等に基づく活動実績評価点※6 活動実績			3		過去5年間(※			
	出動準備				1		過去3年間(※		
-	災害協定の締結有無 ※3			_	1		申込時		
4 緊急時の対応能力				2		申込時			
	緊急時の対応能力に対する評価点 5 減点評価点 (上限-5点)				(-5)		-		
] ^о г	過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止に なった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に 1か月まで			<u> </u>			4		
					(-1)		-		
1	係る処分基準において、指定の効力停止となった期間を		1か月を超え3か月まで		(-2)		過去3年		
		期	3か月を超え6か月まで		(-3)		(※1)		
	の合計を減点する。	1.00	6か月を超え12か月まで		(-4)]		
		L		 					
	なお、複数の契約申し込みがある場合には、それぞれ D契約で減点する。		12か月を超え24か月まで		(-5)				

- ※1 過去3年間とは、令和4年4月1日から令和6年12月31日までの期間である。
- %2 過去 5 年間とは、令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日までの期間である。
- ※3 詳細は、資料2-12/12「(補足)評価対象一覧」のとおり。
- ※4 契約後、技術者に変更が生じ施工体制評価点(上限10点)が下がる場合には、申込時の施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、新たな発注は行わっまた、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がある。
- ※5 複数の届け出がある場合は、点数の高いものから順に①・②の配点により2名まで評価する。
- ※6 令和6年能登半島地震に伴う水道施設復旧工事については、派遣期間によらず令和6年5月31日を基準として評価する。

「小中口径メータ引換工事等請負単価契約」の評価内訳

評 価 項 目	評価点	
評価点	100	
技術評価点	50	
1 会社の実績・体制	31	
(1) 成績評価点	15	
V = 7 /94/2/ET mitth	A 70点以上 1	
年度ごとに成績評定点を平均し、A~Fの評価を行い、年度ごとの点数を決定する。		
①過去3年間(※1)の ただし、成績評定点の平均点が60点未満の場合は、Gとする。 ただし、成績評定点の平均点が60点未満の場合は、Gとする。 なお、過去5年間(※2)に、遡及して成績評定の減点修正が行われた工事案件の名	C 66点以上68点未満 1	
- 「「 ^{いっぱいに} (中央が)の大利「本が認められた場合は、当該工事最待認定は修正が実施された任度の最待認定占し」。	T D 64点以上66点未凋 S	
がある者 取扱う。	E 62点以上64点未満 7	
決定した年度ごとの点数を平均し、成績評価点とする。	F 60点以上62点未満 5 G 60点未満 (
	5.0	
(2) 施工実績評価点	10	
年度でした 佐丁宝徳を履行区城内で順位付け1 0000万部年を行る 同一順位の	の a 上位3分の1 1	
① 週 云 3 年间 リンド 9 4 2 1 3 1 場合は、上位のランクに振り分ける。	b 中位3分の1 8	
(こ本 天和 が 天稿 が ある 句) 決定した年度ごとの点数を平均し、施工実績評価点とする。	c 下位3分の1 6	
	格付A 8.0	
②過去3年間に本契約の 申込時点の[09 給排水衛生工事]の格付等級により点数を決定し、施工実績評価点	占 格付B	
実績がない者とする。	格付C格付D6.0	
	格付X 4.0	
(3) 単価契約工事、緊急施行工事等の実績による評価点	上限1点	
過去3年間に単価契約工事又は緊急施行工事の実績がある者 ※3	1.0	
申込年度に「緊急を要するメータ取付等業務委託単価契約」におけるメータ取付け・取外し業務の実績がある者	1.0	
(4) 信賴性·社会性評価点	上限5点	
過去3年間において、東京都発注の総価契約工事(給排水衛生工事)、当局総価契約工事(水道施設工事)又は 事請負単価契約での優良工事表彰・公表実績	工 2.0 (上限2点)	
申込年度の12月31日時点で直近の過去3回の当局イー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2.0 (上限2点)	
メージアップコンクールにおける表彰・公表実績 アイデア賞、事例集活用賞 災害協定の締結有無(申込時) ※3	1.0 (上限1点)	
災害協定の締結有無(申込時) ※3 2 配置予定技術者の能力	1.0 17点	
(1) 専任の主任技術者の保有資格による評価点 ※4 ※6	上限12点	
(1) 存在の主任技術者の保有責任による計画点 ※4 ※6 給水装置工事主任技術者	4. 0	
1人目 管工事施工管理技士(1、2級)	4. 0	
配管技能士(1、2、3級)	2.0	
給水装置工事主任技術者	2.0	
2人目以降 管工事施工管理技士(1、2級)	2.0	
配管技能士(1、2、3級)	1.0	
(2)有資格者の経験による評価点 ※5 ※6 給水装置工事主任技術者	上限5点	
石の貨格を取侍後、IO年以上の	1.0	
実務経験を有する 「国工事地工具建設工(1、2人数) 配管技能士(1、2、3級)	1.0	
3 緊急時の対応能力	2点	
	2. 0	
緊急時の対応能力に対する評価点	_	
21.4 1 11.4 14.5		
緊急時の対応能力に対する評価点 4 減点評価 (上限-5点) 過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止になっ 1 か月まで	(-1)	
緊急時の対応能力に対する評価点 4 減点評価(上限-5点) 過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止になった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分 1 か月まで 1 か月まで		
緊急時の対応能力に対する評価点 4 減点評価(上限-5点) 過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止になった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準において、指定の効力停止となった期間を減点する。 は (集) は (力) が 複数 よっぱり となった期間を減点する。 は (集) は (力) が 複数 よっぱり となった期間を減点する。	(-1)	
緊急時の対応能力に対する評価点 4 減点評価(上限-5点) 過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止になった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準において、指定の効力停止となった期間を減点する。 また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の合計を減点する。 計を減点する。 6 か月を超え12か月まで 期間	(-1) (-2)	
緊急時の対応能力に対する評価点	(-1) (-2) (-3)	

- ※1 過去3年間とは、令和4年4月1日から令和6年12月31日までの期間である。
- %2 過去 5 年間とは、令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日までの期間である。
- ※3 詳細は、資料2-12/12「(補足)評価対象一覧」のとおり。
- $^{\prime\prime}$ 4 1人目が保有していない資格を2人目以降が保有している場合は、当該資格については1人目と見なし評価する。
- ※5 本契約に専任した者及び専任以外の者について評価する。
 - また、1人が複数の資格を保有している場合は、それぞれの資格ごとに加点する。
 - なお、技術者の経験年数は、申込締切日時点(令和7年1月9日)で、資格取得後10年以上経過している者を評価する。
- ※6 契約後、技術者に変更が生じ、2(1)及び2(2)を合わせた施工体制評価点(上限17点)が下がる場合には、申込時の施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、新たな発注は行わない。また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がある。

「大口径メータ引換工事等請負単価契約」の評価内訳

	評価	項目			評価点	
合評価					100	
技	術評価点				50	
1	会社の実績・体制				36	
	(1) 成績評価点				15	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			A	70点以上	15.
		点を平均し、A~Fの評価を行い、年度ごとの点数を決定する。		В	68点以上70点未満	13.
	①過去3年間(※1)のただし、成績評定点の平均のでは、過去5年間(※1)の		合は、Gとする。 {評定の減点修正が行われた工事案件の存	С	66点以上68点未満	11.
	「いすれかに本笑的の夫領」なが認められた担合け		またの概点形正が1700に工事条件の存 を正が実施された年度の成績評定点として	Ъ	64点以上66点未満	9.
	かある者取扱う。			Е	62点以上64点未満	7.
	決定した年度ごとの点数を平均し、成績評価点とする。		F G	60点以上62点未満	5.	
	2)過去3年間に本契約の実績がない者				5.0	0.
	(2) 施工実績評価点			 	15	
	(2) 旭工天順計圖点			1	10	
				1	引換件数1位	15
	ア 過去3年間のいずれかに本契約の実績がある者			B 1	引換件数2位	12.
	年度ごとに、施工実績を順位付けし、A1~D1・ が一定に満たない場合は、E1とする。	の評価を行い、年度ご	ごとの点数を決定する。ただし、施工実績	C 1	引換件数3位	8.
	決定した年度ごとの点数を平均し、施工実績評価。	点とする。		D 1	引換件数4位以下	4.
				E 1	順位にかかわらず各社の平均引換 件数の6割に満たない者	2.
			A 2	契約年度実績800件/年以上	15	
	イ 過去3年間に本契約の実績がない者	士初始の宝体2014 マロ	目入け、たの字体と、4.0 のので部を上	B 2	契約年度実績700件/年以上	12
	る。その実績がない場合は、過去3年間に施工した	C本契約の実績がある場合は、その実績をA2~C2で評価す と当局給・配水管(口径75mm以上)の管切断を行い、管布設を伴 2~E2で評価する。ただし、実績額は、入札参加申込時に参加			契約年度実績600件/年以上	8.
	資格を証明した工事の実績額とする。			D 2	実績額500万円以上	4.
				E 2	実績額500万円未満	2.
	(3) 単価契約工事、緊急施行工事等の実績による評価	5点			1	
	過去3年間に単価契約工事又は緊急施行工事の実績	がある者 ※3			1.0	
	(4) 信頼性·社会性評価点				上限5点	
	過去3年間において、東京都発注の総価契約工事(事請負単価契約での優良工事表彰・公表実績	給排水衛生工事)、旨		(上限2点)		
	最優秀賞、優秀賞、 申込年度の12月31日時点で直近の過去3回の当局イメージアップコンクー 審査員特別賞、優良賞		+			
		パージアップコンクー			2.0 (上限2点)	
	ルにおける表彰・公表実績	ハージアップコンクー			(上限2点) 1.0 (上限1点)	
	ルにおける表彰・公表実績 災害協定の締結有無(申込時) ※3	ソージアップコンクー	審査員特別賞、優良賞		(上限2点) 1.0 (上限1点) 1.0	
2	ルにおける表彰・公表実績 災害協定の締結有無(申込時) ※3 配置予定技術者の能力		審査員特別賞、優良賞		(上限2点) 1.0 (上限1点) 1.0 上限12点	
2	ルにおける表彰・公表実績 災害協定の締結有無(申込時) ※3 配置予定技術者の能力 (1) 専任の主任技術者の保有資格による評価点 ※4	. ※6	審査員特別賞、優良賞アイデア賞、事例集活用賞		(上限2点) 1.0 (上限1点) 1.0 上限12点 上限10点	
2	ルにおける表彰・公表実績 災害協定の締結有無(申込時) ※3 配置予定技術者の能力 (1) 専任の主任技術者の保有資格による評価点 ※4	· ※ 6 給水装置工事主任技	審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活用賞 術者		(上限2点) 1.0 (上限1点) 1.0 上限12点 上限10点 4.0	
2	ルにおける表彰・公表実績 災害協定の締結有無(申込時) ※3 配置予定技術者の能力 (1) 専任の主任技術者の保有資格による評価点 ※4	※6 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士	審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活用賞 術者 (1、2級)		(上限2点) 1.0 (上限1点) 1.0 上限12点 上限10点 4.0	
2	ルにおける表彰・公表実績 災害協定の締結有無(申込時) ※3 配置予定技術者の能力 (1)専任の主任技術者の保有資格による評価点 ※4	· ※ 6 給水装置工事主任技	審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活用賞 術者 (1、2級)		(上限2点) 1.0 (上限1点) 1.0 上限12点 上限10点 4.0	
	ルにおける表彰・公表実績 災害協定の締結有無(申込時) ※3 配置予定技術者の能力 (1)専任の主任技術者の保有資格による評価点 ※4	※6 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技	審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活用賞 術者 (1、2級) 、3級) 術者		(上限2点) 1.0 (上限1点) 1.0 上限12点 上限10点 4.0 4.0 2.0	
	ルにおける表彰・公表実績 災害協定の締結有無(申込時) ※3 配置予定技術者の能力 (1) 専任の主任技術者の保有資格による評価点 ※4 1人目	※6 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士	審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活用賞 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級)		(上限2点) 1.0 (上限1点) 1.0 上限12点 上限10点 4.0 2.0 2.0 2.0 2.0	
	ルにおける表彰・公表実績 災害協定の締結有無(申込時) ※3 配置予定技術者の能力 (1)専任の主任技術者の保有資格による評価点 ※4	※6 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2	審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活用賞 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級)		(上限2点) 1.0 (上限1点) 1.0 上限12点 上限10点 4.0 2.0 2.0 2.0 2.0 1.0	
	ルにおける表彰・公表実績 災害協定の締結有無(申込時) ※3 配置予定技術者の能力 (1) 専任の主任技術者の保有資格による評価点 ※4 1人目	※6 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士	審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活用賞 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級)		(上限2点) 1.0 (上限1点) 1.0 上限12点 上限10点 4.0 4.0 2.0 2.0 2.0 2.0 1.0 1.0	
	ルにおける表彰・公表実績 災害協定の締結有無(申込時) ※3 配置予定技術者の能力 (1) 専任の主任技術者の保有資格による評価点 ※4 1人目	※6 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工	審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活用賞 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) 、3級)		(上限2点) 1.0 (上限1点) 1.0 上限12点 上限10点 4.0 4.0 2.0 2.0 2.0 1.0 1.0 LR2点	
	ルにおける表彰・公表実績 災害協定の締結有無(申込時) ※3 配置予定技術者の能力 (1) 専任の主任技術者の保有資格による評価点 ※4 1人目 2人目以降 (2) 有資格者の経験による評価点 ※5 ※6	※6 給水装置工事主任技管工事施工管理技士配管技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技管工事施工管理技士配管技能士(1、2 配水管工	審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活用賞 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) 、3級)		(上限2点) 1.0 (上限1点) 1.0 上限12点 上限10点 4.0 4.0 2.0 2.0 2.0 2.0 1.0 1.0	
	ルにおける表彰・公表実績 災害協定の締結有無(申込時) ※3 配置予定技術者の能力 (1) 専任の主任技術者の保有資格による評価点 ※4 1人目	※6 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工	審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活用賞 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) (1、2級)		(上限2点) 1.0 (上限1点) 1.0 上限12点 上限10点 4.0 4.0 2.0 2.0 2.0 1.0 1.0 1.0 上限2点	
	ルにおける表彰・公表実績 災害協定の締結有無(申込時) ※3 配置予定技術者の能力 (1) 専任の主任技術者の保有資格による評価点 ※4 1人目 2人目以降 (2) 有資格者の経験による評価点 ※5 ※6 右の資格を取得後、10年以上の	※6 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 能水等工	審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活用賞 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) (1、2級)		(上限2点) 1.0 (上限1点) 1.0 上限12点 上限10点 4.0 4.0 2.0 2.0 2.0 1.0 1.0 1.0 上限2点 1.0 1.0	
3	ルにおける表彰・公表実績 災害協定の締結有無(申込時) ※3 配置予定技術者の能力 (1) 専任の主任技術者の保有資格による評価点 ※4 1人目 2人目以降 (2) 有資格者の経験による評価点 ※5 ※6 右の資格を取得後、10年以上の 実務経験を有する 緊急時の対応能力	※ 6 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配常技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士	審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活用賞 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) (1、2級)		(上限2点) 1.0 (上限1点) 1.0 上限12点 上限10点 4.0 4.0 2.0 2.0 2.0 1.0 1.0 1.0 1.0 0.5	
3	ルにおける表彰・公表実績 災害協定の締結有無(申込時) ※3 配置予定技術者の能力 (1) 専任の主任技術者の保有資格による評価点 ※4 1人目 2人目以降 (2) 有資格者の経験による評価点 ※5 ※6 右の資格を取得後、10年以上の 実務経験を有する 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力	※ 6 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配常技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士	審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活用賞 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) (1、2級)		(上限2点) 1.0 (上限1点) 1.0 上限12点 上限10点 4.0 2.0 2.0 2.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 0.5 0.5	
3	ルにおける表彰・公表実績 災害協定の締結有無(申込時) ※3 配置予定技術者の能力 (1) 専任の主任技術者の保有資格による評価点 ※4 1人目 2人目以降 (2) 有資格者の経験による評価点 ※5 ※6 右の資格を取得後、10年以上の実務経験を有する 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点 減点評価(上限-5点)	※ 6 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配常技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士	審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活用賞 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) (1、2級)		(上限2点) 1.0 (上限1点) 1.0 上限12点 上限10点 4.0 2.0 2.0 2.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 5.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2	
3 4	ルにおける表彰・公表実績 災害協定の締結有無(申込時) ※3 配置予定技術者の能力 (1) 専任の主任技術者の保有資格による評価点 ※4 1人目 2人目以降 (2) 有資格者の経験による評価点 ※5 ※6 右の資格を取得後、10年以上の実務経験を有する 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点 減点評価(上限-5点) 過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止に	※ 6 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配常技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配常技能士(1、2 配水管工	審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活用賞 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) (1、2級)		(上限2点) 1.0 (上限1点) 1.0 上限12点 上限10点 4.0 2.0 2.0 2.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 5.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2	
3 4	ルにおける表彰・公表実績 災害協定の締結有無(申込時) ※3 配置予定技術者の能力 (1) 専任の主任技術者の保有資格による評価点 ※4 1人目 2人目以降 (2) 有資格者の経験による評価点 ※5 ※6 右の資格を取得後、10年以上の実務経験を有する 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点 減点評価(上限-5点)	※ 6 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配常技能士(1、2 配水管工 給水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配常技能士(1、2 配水管工	審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活用賞 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) 、3級)		(上限2点) 1.0 (上限1点) 1.0 上限12点 上限10点 4.0 2.0 2.0 2.0 2.0 1.0 1.0 1.0 1.0 5 0.5 2点 2.0	
3 4	ルにおける表彰・公表実績 災害協定の締結有無(申込時) ※3 配置予定技術者の能力 (1) 専任の主任技術者の保有資格による評価点 ※4 1人目 2人目以降 (2) 有資格者の経験による評価点 ※5 ※6 右の資格を取得後、10年以上の実務経験を有する 緊急時の対応能力に対する評価点 減点評価(上限-5点) 過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止になった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準において、指定の効力停止となった期間を減点する。	※6 給水装置工事主任技管工事施工管理技士配管技能士(1、2配水管工 給水装置工事主任技管工事施工管理技士配管技能士(1、2配水管工 給水装置工事主任技管工事连任技管工事连任技管工事技士包管技能士(1、2配水管工	審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活用賞 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) 、3級) ホョー (1、2級) 、3級)		(上限2点) 1.0 (上限1点) 1.0 上限12点 上限10点 4.0 4.0 2.0 2.0 2.0 2.0 1.0 1.0 1.0 上限2点 1.0 1.0 2.c 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0	
3 4	ルにおける表彰・公表実績 災害協定の締結有無(申込時) ※3 配置予定技術者の能力 (1) 専任の主任技術者の保有資格による評価点 ※4 1人目 2人目以降 (2) 有資格者の経験による評価点 ※5 ※6 右の資格を取得後、10年以上の実務経験を有する 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点 減点評価(上限-5点) 過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止になった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準において、指定の効力停止となった期間を減点する。また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の	総名 総水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配水管工事施工管理技士 配水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配水管工 配水管工 総水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工 総水装置工事主任技 管工事施工管理技士 配管技能士(1、2 配水管工	審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活用賞 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) 、3級) 1か月まで 1か月まで 1か月を超え3か月まで 3か月を超え6か月まで		(上限2点) 1.0 (上限1点) 1.0 上限12点 上限10点 4.0 4.0 2.0 2.0 2.0 2.0 1.0 1.0 1.0 上限2点 1.0 2.5 0.5 0.5 2点 2.0 (-1) (-2)	
3 4	ルにおける表彰・公表実績 災害協定の締結有無(申込時) ※3 配置予定技術者の能力 (1) 専任の主任技術者の保有資格による評価点 ※4 1人目 2人目以降 (2) 有資格者の経験による評価点 ※5 ※6 右の資格を取得後、10年以上の実務経験を有する 緊急時の対応能力に対する評価点 減点評価(上限-5点) 過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止になった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準において、指定の効力停止となった期間を減点する。	※6 給水装置工事主任技管工事施工管理技士配管技能士(1、2配水管工総水装置工事主任技管工事施工管理技士配管技能士(1、2配水管工	審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活用賞 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) 、3級) 1か月まで 1か月まで 1か月を超え3か月まで 3か月を超え6か月まで 6か月を超え12か月まで		(上限2点) 1.0 (上限1点) 1.0 上限12点 上限10点 4.0 4.0 2.0 2.0 2.0 2.0 1.0 1.0 1.0 5.0 5.0 2.0 2.0 (-1) (-2) (-3) (-4)	
3 4	ルにおける表彰・公表実績 災害協定の締結有無(申込時) ※3 配置予定技術者の能力 (1) 専任の主任技術者の保有資格による評価点 ※4 1人目 2人目以降 (2) 有資格者の経験による評価点 ※5 ※6 右の資格を取得後、10年以上の実務経験を有する 緊急時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点 減点評価(上限-5点) 過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止になった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準において、指定の効力停止となった期間を減点する。また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の合計を減点する。	※6 給水装置工事主任技管工事施工管理技士配管技能士(1、2配水管工総水装置工事主任技管工事施工管理技士配管技能士(1、2配水管工	審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活用賞 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) 、3級) 術者 (1、2級) 、3級) 1か月まで 1か月まで 1か月を超え3か月まで 3か月を超え6か月まで		(上限2点) 1.0 (上限1点) 1.0 上限12点 上限10点 4.0 4.0 2.0 2.0 2.0 2.0 1.0 1.0 1.0 上限2点 1.0 2.5 0.5 0.5 2点 2.0 (-1) (-2)	

- 過去3年間とは、令和4年4月1目から令和6年12月31日までの期間である。
- ※2 過去5年間とは、令和2年4月1日から令和6年12月31日までの期間である。
- ※3 詳細は、資料2-12/12「(補足)評価対象一覧」のとおり。
- %4 1人目が保有していない資格を2人目以降が保有している場合は、当該資格については1人目と見なし評価する。
- ※5 本契約に専任した者及び専任以外の者について評価する。 また、1人が複数の資格を保有している場合は、それぞれの資格ごとに加点する。
 - なお、技術者の経験年数は、申込締切目時点(令和7年1月9日)で、資格取得後10年以上経過している者を評価する。
- ※6 契約後、技術者に変更が生じ、2 (1)及び2 (2)を合わせた施工体制評価点(上限12点)が下がる場合には、申込時の 施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、新たな発注は行わない。また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がある。

「水道施設維持補修工事」の評価内訳

令和6年度又は令和6年度を含む過去5年間のうち3年間継続して水道緊急工事請負単価契約 (維持補修工事) 又は水道施設維持補修工事請負単価契約の実績がある者

	評価項目			評価点		評価年数
評価点				100		
技術評価点				50		_
1 会社の施工実績				38		_
(1) 成績評価点				25		
(- 7 //35/247			A	75点以上	25. 0	
			В	74点以上75点未満	23. 5	
			С	73点以上74点未満	22.0	
過去3年間に通知された成	は精評定点を年度ごといる。	こ平均し、A~Mの評価を行い点数を決定す	D	72点以上73点未満	20.5	
る。なお、同じ月に通知され	ルた成績評定点が複数 a	ある場合には、件数による加重平均を行う。	Е	71点以上72点未満	19. 0	
ただし、60点未満の成績評			F	70点以上71点未満	17. 5	
		修正が行われた工事案件の存在が認められた 度の成績評定点として取扱う。	G	69点以上70点未満	16. 0	
決定した年度ごとの点数を	と平均し、成績評価点。	とする。ただし、未契約の年度は計算の対象	H	67点以上68点未満	14. 5 13. 0	
としない。			I	66点以上67点未満	11. 5	
			K	65点以上66点未満	10. 0	
			L	60点以上65点未満	5. 0	
			M	60点未満	0.0	
(2) 施工実績評価点	施工実績評価点					過去34
1日十 9 左目) z よ/芝加州	性量於工事無 各單位和	14の初め字体がも7本 とだし COF+油	A	3回	5.0	(** 1
① 適去3年間に水道施設維持の成績評定点があった年		2約の契約実績がある者。ただし、60点未満 かない。	В	2回	3.0	また <i>i</i> 過去54
- 7705KH 7C/M 00 27CT/	~, >-/> > >-/>		С	1回	1.0	(* 2
過去3年間に水道緊急T	事請負単価契約(漏水	(修理工事)の契約実績がある者。ただし、6	A	3回	2.0	またに
② 0 点未満の成績評定点が			В	2回	1.5	申込時
:)温土5年間の光星北	★歩乳工事 (反如) /₂	こおける口径400mm以上の施工実績がある	C	1回	1. 0	
者 (下請の場合は、2件)				2.0	L 78	
	③ ii) 上記i) の実績がない者 申込時に当局水道施設工事(区部)における口径400mm以上の施工資器材を含む体制 確保できる者				上限 2点	
(3) 信頼性・社会性評価点				4		
過去3年間に表彰され	た宝徳な証価する	当局総価契約案件工事(水道施設工事)、工				
	合には、それぞれの	事請負単価契約(水道施設工事)での優良工事表彰・公表実績			上限	
申請年度の12月31日時, に表彰された実績を評価 複数ある場合には、それ・	する。なお、実績が	当局水道工事イメー ジアップコンクール での表彰・公表実績 用賞		1回につき0.5	4点	
を評価する。		川貝				
		州具		8		_
を評価する。		/H R		8 5		_
を評価する。 2 配置予定技術者の能力 (1) 施工体制評価点 ※3 i) 過去3年間(※1) 負単価契約を経験している。		の主任技術者として水道施設維持補修工事請 の主任技術者が配置されている				
を評価する。 2 配置予定技術者の能力 (1) 施工体制評価点 ※3 i) 過去3年間(※1) 負単価契約を経験していい。 ii) 上記i) の配置者が	る現場代理人又は専任 いない者 場代理人又は専任の主	の主任技術者として水道施設維持補修工事請 の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験		5		申込1
を評価する。 2 配置予定技術者の能力 (1) 施工体制評価点 ※3 i)過去3年間(※1)負単価契約を経験していい。 (1) ii)上記i)の配置者が過去5年間(※2)に現場している現場代理人又は、現場代理人、専任の主任(資料2-9/12参照)	る現場代理人又は専任 いない者 場代理人又は専任の主 専任の主任技術者が配 技術者及び専任の配水	の主任技術者として水道施設維持補修工事請の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている		5 3 2 2		申込
を評価する。 2 配置予定技術者の能力 (1) 施工体制評価点 ※3 i)過去3年間(※1)負単価契約を経験していい。 (1) ii)上記i)の配置者が過去5年間(※2)に現している現場代理人又は、現場代理人、専任の主任(資料2-9/12参照) (2) 配管技術の優秀な配水管	る現場代理人又は専任 いない者 場代理人又は専任の主 専任の主任技術者が配 技術者及び専任の配水 工の配置	の主任技術者として水道施設維持補修工事請 の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上		5 3 2 2 1		申込時
を評価する。 2 配置予定技術者の能力 (1) 施工体制評価点 ※3 i)過去3年間(※1)負単価契約を経験していい。 (1) ii)上記i)の配置者が過去5年間(※2)に現している現場代理人又は「2)現場代理人、専任の主任(資料2-9/12参照) (2) 配管技術の優秀な配水管」 ① 専任の配水管工としてス・	る現場代理人又は専任 いない者 場代理人又は専任の主 専任の主任技術者が配 技術者及び専任の配水 工の配置 一パー配管工が配置さ	の主任技術者として水道施設維持補修工事請 の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上		5 3 2 2 1 1		申込四申込四
を評価する。 2 配置予定技術者の能力 (1) 施工体制評価点 ※3 i)過去3年間(※1)負単価契約を経験していい。 (1) 記i)上記i)の配置者が過去5年間(※2)に現している現場代理人又は) 現場代理人又は(資料2-9/12参照) (2) 配管技術の優秀な配水管 ① 専任の配水管工としてス(3) 担い手確保に向けた取りが	る現場代理人又は専任 いない者 場代理人又は専任の主 専任の主任技術者が配 技術者及び専任の配水 工の配置 一バー配管工が配置さ 組み(上限2点) ※	の主任技術者として水道施設維持補修工事請 の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上		5 3 2 2 1 1 2		申込
を評価する。 2 配置予定技術者の能力 (1) 施工体制評価点 ※3 i) 過去3年間(※1) 負単価契約を経験していい。 (1) ii) 上記i) の配置者が過去5年間(※2) に現している現場代理人又は「2 現場代理人又は「2 報行2-9 /1 2参照」(2) 配管技術の優秀な配水管」 (1) 専任の配水管工としてス(3) 担い手確保に向けた取りが、1 女性技術者が配置されている現場では、	る現場代理人又は専任 いない者 場代理人又は専任の主 専任の主任技術者が極 技術者及び専任の配水 工の配置 一バー配管工が配置さ 組み(上限2点) ※ いる	の主任技術者として水道施設維持補修工事請の主任技術者が配置されている 三任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上		5 3 2 2 1 1 2 1人につき1	上限。	申込
を評価する。 2 配置予定技術者の能力 (1) 施工体制評価点 ※3 i) 過去3年間(※1) 負単価契約を経験していい。 (1)	る現場代理人又は専任 いない者 場代理人又は専任の主 専任の主任技術者が 技術者及び専任の配 エの配置 ーパー配管工が配置さ 組み(上限2点) ※ いる 置されている(上記と	の主任技術者として水道施設維持補修工事請の主任技術者が配置されている 三任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上		5 3 2 2 1 1 2 1人につき1 1人につき1	上限 2点	申込
を評価する。 2 配置予定技術者の能力 (1) 施工体制評価点 ※3 i) 過去3年間(※1) 負単価契約を経験していい。 (1) ii) 上記i) の配置者が過去5年間(※2) に現している現場代理人又は「2 現場代理人又は「2 報行2-9 /1 2参照」(2) 配管技術の優秀な配水管」 (1) 専任の配水管工としてス(3) 担い手確保に向けた取りが、1 女性技術者が配置されている現場では、	る現場代理人又は専任いない者場代理人又は専任の主任の主任技術者が直接体者及び専任の配本工の配置ーパー配管工が配置さ組み(上限2点) ※いる置されている(上記と(上限2点)	の主任技術者として水道施設維持補修工事請 の主任技術者が配置されている に任技術者として区部工事請負単価契約を経験 に受されている 管工の合計が3人以上 に対している に対してい に対してい に対してい にが にが にが にが にが にが にが にが		5 3 2 2 1 1 2 1人につき1 1人につき1 1人につき1 2		申込I 申込I 申込I 申込I
を評価する。 2 配置予定技術者の能力 (1) 施工体制評価点 ※3 i) 過去3年間(※1) 負単価契約を経験していい。 (1)	る現場代理人又は専任いない者場代理人又は専任の主任技術者が証 場代理人又は専任の主 技術者及び専任の配水 工の配置 エの配置 エの配置とは はな、し限2点) ※ いる 置されている(上記と (上限2点)	の主任技術者として水道施設維持補修工事請の主任技術者が配置されている 近任技術者として区部工事請負単価契約を経験である。 一位では、1000円では、1		5 3 2 2 1 1 2 1人につき1 1人につき1 1人につき1		申込(申込(申込(申込(
を評価する。 2 配置予定技術者の能力 (1) 施工体制評価点 ※3 i)過去3年間(※1)負単価契約を経験していい。 (1) ii)上記i)の配置者が過去5年間(※2)に現場代理人又は「②現場代理人、専任の主任(資料2-9/12参照) (2) 配管技術の優秀な配水管」・ (2) 配管技術の優秀な配水管」・ (3) 担い手確保に向けた取り。 (3) 担い手確保に向けた取り。 (4) の歳以下の技術者が配置されている。 (4) 後期にありた取り。 (5) な性技術者が配置されている。 (6) な性技術者が配置されている。 (7) な性技術者が配置されている。 (8) 後書協定等に基づく地域貢献(る現場代理人又は専任 いない者 場代理人又は専任の主 場代の主任技術者が配 技術者及び専任の配 エの配置 一パー配管工が配置さ 組み(上限2点) ※ いる 置されている(上記と (上限2点) 実績評価点※6	の主任技術者として水道施設維持補修工事請 の主任技術者が配置されている に任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上 にれている はれている は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		5 3 2 2 1 1 2 1人につき1 1人につき1 1人につき1 2		申込E 申込E 申込E 申选E 一 過去5年間 過去3年間
を評価する。 2 配置予定技術者の能力 (1) 施工体制評価点 ※3 i)過去3年間(※1) 負単価契約を経験してい。 (1) 追去5年間(※2)に現している現場代理人又は「資料2-9/12参照) (2) 配管技術の優秀な配水管 ① 専任の配水管工としてス。 (3) 担い手確保に向けた取り制 ① 女性技術者が配置されて「② 4 0歳以下の技術者が配置されて「② 4 0歳以下の技術者が配置まずく地域貢献(1) 災害協定等に基づく地域貢献(1) 災害協定等に基づく地域貢献(1) 災害協定等に基づく活動。	る現場代理人又は専任 いない者 場代理人又は専任の主 場代の主任技術者が配 技術者及び専任の配 エの配置 一パー配管工が配置さ 組み(上限2点) ※ いる 置されている(上記と (上限2点) 実績評価点※6	の主任技術者として水道施設維持補修工事請の主任技術者が配置されている 近任技術者として区部工事請負単価契約を経験である。 一位では、1000円では、1		5 3 2 2 1 1 1 2 1人につき1 1人につき1 2 1 1人につき1 2 1 0.5		申込[申込]申込[申込]中込[申込]
を評価する。 2 配置予定技術者の能力 (1) 施工体制評価点 ※3	る現場代理人又は専任 いない者 場代理人又は専任の主 場代理人又は専任の主 技術者が 技術者及び専任の配 エの配置 ーパー配管工が配置さ 組み(上限2点) ※ いる 置されている(上記と (上限2点) 実績評価点※6	の主任技術者として水道施設維持補修工事請の主任技術者が配置されている 近任技術者として区部工事請負単価契約を経験である。 一位では、1000円では、1		5 3 2 2 1 1 1 2 1人につき1 1人につき1 2 1 1 0.5 1		申込[申込]申込[申込]中込[申込]
を評価する。 2 配置予定技術者の能力 (1) 施工体制評価点 ※3 i) 過去3年間(※1) 負単価契約を経験していい。 (1) ii) 上記i) の配置者が過去5年間(※2) に現している現場代理人又は「② 現場代理人、軍任の主任・② (資料2-9/12参照) (2) 配管技術の優秀な配水管・① 専任の配水管工としてス・(3) 担い手確保に向けた取り約・① 女性技術者が配置されて「② 4 0歳以下の技術者が配置されて「② 4 0歳以下の技術者が配置されて「② (1) 災害協定等に基づく地域貢献((1) 災害協定等に基づく地域貢献((2) 災害協定の締結の有無 3 緊急時の対応能力	る現場代理人又は専任 いない者 場代理人又は専任の主 場代理人又は専任の主 技術者が 技術者及び専任の配 エの配置 ーパー配管工が配置さ 組み(上限2点) ※ いる 置されている(上記と (上限2点) 実績評価点※6	の主任技術者として水道施設維持補修工事請の主任技術者が配置されている 近任技術者として区部工事請負単価契約を経験である。 一位では、1000円では、1		5 3 2 2 1 1 1人につき1 1人につき1 2 1 1 0.5 1 2		申込[申込]申込[申込]中込[申込]
を評価する。 2 配置予定技術者の能力 (1) 施工体制評価点 ※3 i) 過去3年間(※1) 負単価契約を経験してい。 ii) 上記i) の配置者が過去5年間(※2)に現している現場代理人又は「②現場代理人又は「②取場代理人、専任の主任」(資料2-9/12参照) (2) 配管技術の優秀な配水管」① 専任の配水管工としてスー(3) 担い手確保に向けた取り。① 女性技術者が配置されて「②40歳以下の技術者が配置されて「②40歳以下の技術者が配置(2) 災害協定等に基づく地域貢献(1) 災害協定等に基づく地域貢献(1) 災害協定等に基づく活動。(2) 災害協定の締結の有無 ※急時の対応能力(1) 緊急時の対応能力(1) 緊急時の対応能力(1) 緊急時の対応能力に対す。減点評価点(上限-5点)過去3年間において、東京都発活	る現場代理人又は専任 いない者 場代理人又は専任の主 場代理人又は専任の配 場代での主任技術者が 技術者及び専任の配 エの配置 ーパー配管工が配置さ 組み(上限2点) ※ いる 置されている(上配と (上限2点) 実績評価点※6 ※5 る評価点 まの工事で指名停止に	の主任技術者として水道施設維持補修工事請の主任技術者が配置されている 近任技術者として区部工事請負単価契約を経験である。 一位では、1000円では、1		5 3 2 2 1 1 1 1人につき1 1人につき1 2 1 10.5 1 2 2		申込[申込]申込[申込]中込[申込]
を評価する。 2 配置予定技術者の能力 (1) 施工体制評価点 ※3 i) 過去3年間(※1) 負単価契約を経験していい。 (1) 近は) 上記i) の配置者が過去5年間(※2) に現している現場代理人又は「②、復料2-9/12参照) (2) 配管技術の優秀な配水管「事任の配水管工としてス・(3) 担い手確保に向けた取りが「少性技術者が配置されて「②40歳以下の技術者が配置されて「②40歳以下の技術者が配置されて「②、2、等協定等に基づく地域貢献((1)災害協定等に基づく地域貢献((1)災害協定の締結の有無 ※ 祭急時の対応能力 (1) 緊急時の対応能力 (1) 緊急時の対応能力に対する。 過去3年間において、東京都発さった期間及び都指定給水整置工具	る現場代理人又は専任 いない者 場代理人又は専任の主 特任の主任技術者が 技術者及び専任の配 工の配置 一パー配管工が配置さ 組み(上限2点) ※ いる 置されている(上記と (上限2点) 実績評価点※6 ※5 る評価点 はの工事で指名停止に 事事業者の違反事実に	の主任技術者として水道施設維持補修工事請 の主任技術者として区部工事請負単価契約を経験 管工の合計が3人以上 れている (電) 一人物は除く) 活動実績 出動準備		5 3 2 2 1 1 1人につき1 1人につき1 2 1 0.5 1 2 2 - (-1)		申込[申込]申込[申込]中込[申込]
を評価する。 2 配置予定技術者の能力 (1) 施工体制評価点 ※3 i)過去3年間(※1) 負単価契約を経験していい。 (1) 近は1) 上記i)の配置者が過去5年間(※2)に現している現場代理人又は「②、現場代理人又は「②、投資料2-9/12参照」(2)配管技術の優秀な配水管」では一次ででは、10世紀の紀代は、10世紀では、10世紀では、10世紀では、10世紀では、10世紀では、10世紀では、10世紀では、10世紀では、10世紀では、10世紀では、10世紀では、10世紀では、10世紀では、	る現場代理人又は専任 いない者 場代理人又は専任の主 特任の主任技術者が 技術者及び専任の配 工の配置 一パー配管工が配置さ 組み(上限2点) ※ いる 置されている(上記と (上限2点) 実績評価点※6 ※5 る評価点 はの工事で指名停止に 事事業者の違反事実に	の主任技術者として水道施設維持補修工事請 の主任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上 れている 4 同一人物は除く) 活動実績 出動準備		5 3 2 2 1 1 1 1人につき1 1人につき1 1人につき1 2 1 0.5 1 2 2 - (-1) (-2)		申込E 申込E 申込E 申込E 過去3年間(過去3年間(申込E
を評価する。 2 配置予定技術者の能力 (1) 施工体制評価点 ※3 i) 過去3年間(※1) 負単価契約を経験してい。 ii) 上記i) の配置者が過去5年間(※2)に現している現場代理人又は ② 現場代理人、軍任の主任・② (資料2-9/12参照) (2) 配管技術の優秀な配水管・③ 専任の配水管工としてス、(3) 担い手確保に向けた取り約 ④ 女性技術者が配置されて「② 4 0歳以下の技術者が配置されて「② 4 0歳以下の技術者が配置されて「② 1 災害協定等に基づく地域貢献((1)災害協定等に基づく地域貢献((1)災害協定等に基づく活動9。(2)災害協定の締結の有無 ※ 緊急時の対応能力 (1) 緊急時の対応能力 (1) 緊急時の対応能力に対すする。 適去3年間において、東京都発さなった期間及び都指定給水装置工場係る処分基準において、指定の効対域点する。また、停止処分が複数ある場合に対して、	る現場代理人又は専任 いない者 場代理人又は専任の主 場代理人又は専任の配 場代理人又は専任の配 場代での配 ない の配置 エの配置 エの配置 と のに を に は ない ない を に は ない ない を に は ない ない を に は ない を に は ない を ない を	の主任技術者として水道施設維持補修工事請の主任技術者として区部工事請負単価契約を経験置されている 管工の合計が3人以上 れている 4 同一人物は除く) 活動実績 出動準備 1か月まで 1か月まで 1か月まで 1か月を超え3か月まで 3か月を超え6か月まで		5 3 2 2 1 1 1 2 1人につき1 1人につき1 1人につき1 2 1 0.5 1 2 - (-1) (-2) (-3)		申込6 申込6 申込6 申込6 過去5年間 過去3年間 申込6
を評価する。 2 配置予定技術者の能力 (1) 施工体制評価点 ※3 i)過去3年間(※1) 負単価契約を経験してい。 (1) ii)上記i)の配置者が過去5年間(※2)にている現場代理人又は1。 (2) 現場代理人、専任の主任(資料2-9/12参照) (2) 配管技術の優秀な配水管1。 専任の配水管工としてス、(3) 担い手確保に向けた取り。(1) 女性技術者が配置されて(2) 40歳以下の技術者が配置されて(2) 40歳以下の技術者が配置されて(2) 40歳以下の技術者が配置されて(2) 災害協定等に基づく地域貢献(1) 災害協定等に基づく活動。 (2) 災害協定等に基づく活動。(2) 災害協定の締結の有無 ※ 祭急時の対応能力 (1) 緊急時の対応能力 (1) 緊急時の対応能力に対す。 減点評価点(上限-5点) 過去3年間において、東京都至になった期間を収断指定給水装置対域点する。 また、停止処分が複数ある場合にの合計を減点する。 また、停止処分が複数ある場合にの合計を減点する。	る現場代理人又は専任 いない者 場代理人又は専任の主 場代理人又は専任の配 場代理人又は南任の配 場代の主任技術者が 技術者及び専任の配 工の配置 一バー配管工が配置さ 組み(上限2点) ※ いる 置されている(上記と (上限2点) 実績評価点※6 ※5 る評価点 ま事ずの違反事実に 力停止となった期間を こは、それぞれの点数	の主任技術者として水道施設維持補修工事請の主任技術者が配置されている 近任技術者として区部工事請負単価契約を経験である。 「管工の合計が3人以上はいる。 「同一人物は除く) 活動実績 出動準備 「加月まで 「か月まで 「か月を超え3か月まで 」か月を超えるか月まで 、 3、0日を超えるか日まで		5 3 2 2 1 1 1 1人につき1 1人につき1 1人につき1 2 1 0.5 1 2 2 - (-1) (-2)		申込6 申込6 申込6 申込6 過去5年間 過去3年間 申込6
を評価する。 2 配置予定技術者の能力 (1) 施工体制評価点 ※3 i) 過去3年間(※1) 負単価契約を経験してい。 ii) 上記i) の配置者が過去5年間(※2)に現している現場代理人又は ② 現場代理人、軍任の主任・② (資料2-9/12参照) (2) 配管技術の優秀な配水管・③ 専任の配水管工としてス、(3) 担い手確保に向けた取り約 ④ 女性技術者が配置されて「② 4 0歳以下の技術者が配置されて「② 4 0歳以下の技術者が配置されて「② 1 災害協定等に基づく地域貢献((1)災害協定等に基づく地域貢献((1)災害協定等に基づく活動9。(2)災害協定の締結の有無 ※ 緊急時の対応能力 (1) 緊急時の対応能力 (1) 緊急時の対応能力に対すする。 適去3年間において、東京都発さなった期間及び都指定給水装置工場係る処分基準において、指定の効対域点する。また、停止処分が複数ある場合に対して、	る現場代理人又は専任 いない者 場代理人又は専任の主 場代理人又は専任の配 場代理人又は南任の配 場代の主任技術者が 技術者及び専任の配 工の配置 一バー配管工が配置さ 組み(上限2点) ※ いる 置されている(上記と (上限2点) 実績評価点※6 ※5 る評価点 ま事ずの違反事実に 力停止となった期間を こは、それぞれの点数	の主任技術者として水道施設維持補修工事請の主任技術者として区部工事請負単価契約を経験置されている 管工の合計が3人以上 れている 4 同一人物は除く) 活動実績 出動準備 1か月まで 1か月まで 1か月まで 1か月を超え3か月まで 3か月を超え6か月まで		5 3 2 2 1 1 1 2 1人につき1 1人につき1 1人につき1 2 1 0.5 1 2 - (-1) (-2) (-3)		申込即 申込即 申込即 申込即 申込即 申込即 申込即

- ※1 過去3年間とは、令和4年4月1日から令和6年12月31日までの期間である。 ※2 過去5年間とは、令和2年4月1日から令和6年12月31日までの期間である。
- ※3 契約締結後に、やむを得ない理由により技術者に変更が生じた場合には、申込時の施工体制評価点以上となるように技術者を配置する。 なお、変更後の施工体制が適正に配置されていることを確認するまでは、新たな発注は行わない。

 ※4 技術者は①現場代理人、②主任技術者、③配水管工、④給水装置工事主任技術者、⑤酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、⑥貯水槽清掃作業監督者、⑦配水管からの分岐穿孔及び配管工事に従事する者、⑧石綿作業主任者とする。

 ※5 詳細は、資料2-12/12「(補足)評価対象一覧」のとおり。

 ※6 令和6年能登半島地震に伴う水道施設復旧工事については、派遣期間によらず令和6年5月31日を基準として評価する。

「水道施設維持補修工事」の評価内訳

令和6年度又は令和6年度を含む過去5年間のうち3年間継続して水道緊急工事請負単価契約(維持補修工事)又は水道施設維持補修工事請負単価契約の実績がない者

平価点		評価項目		評価点		評価年	
I limt V	Ħ			100		_	
技	術語	7価点		50. 0		_	
1 4	· - 計	の施工実績		38. 0		_	
		成績評価点		25			
	1/			A 75点以上	25.0		
	li) 過去3年間に配水管小規模整備工事請負単価基	型約の契約実績がある者	B 74点以上75点未満	25. 0		
		通知された成績評定点を年度ごとに平均し、A		C 73点以上73点未満	23. 5		
	圪	を年度点数として決定する。ただし、60点未活	満の成績評定点があった年度はMとする。	D 72点以上73点未満	20. 5		
		なお、過去5年間に、遡及して成績評定の減点値	多正が行われた工事案件の存在が認められた 1000年	E 71点以上72点未満	19. 0		
	場	合は、当該工事成績評定は修正が実施された年月 定した年度点数を平均し、成績評価点とする。	せの成績評定点として取扱う。	F 70点以上71点未満	17. 5		
	Ø.	足した平及点数を平均し、成績計価点とする。		G 69点以上70点未満	16. 0		
	ii) 上記i)の実績がない者		H 68点以上69点未満	14. 5		
		過去5年間に施工したEランク以上の当局総価契		I 67点以上68点未満	13. 0		
		。過去5年間の全ての成績評定点を平均し、A~	Mの評価を行い、点数を決定する。その点数	J 66点以上67点未満	11. 5		
		成績評価点とする。 工事実績に下請負工事を含む場合、下請負工事 ⁻	で申請した丁東宝徳の供粉公を成績証完占6	K 65点以上66点未満	10.0		
		工事実績に下請負工事を占む物も、下請負工事 点で施工したものとみなす。	(中間した工事実験の件数方を成績計定点も	L 60点以上65点未満	5. 0		
	1	W Cher Ole Good of the 18	M 60点未満	0.0			
((2)	施工実績評価点		9. 0			
	Ť			A 3回	5. 0		
		i)過去3年間に配水管小規模整備工事請負単		B 2回	3. 0	過去3年	
		ただし、60点未満の成績評定点があった年度	は、契約実績に含めない。	C 1回	1. 0	(※1	
	(Î	ii) 上記i) の実績がない者		上限5点	1	また <i>i</i> 過去54	
	1	過去5年間に施工したEランク以上の当局総価	製約案件工事(水道施設工事)の実績のう			迎去 51	
		ち、水道附属施設(※6)の新設個数を評価する	3.	水道付属施設×0.00		またり	
		ただし、60点未満の成績評定点があった案件	:工事の新設個数は、評価しない。	(小数点以下2位を切捨	f ()	申込時	
		19 4 6 5 FB) 2 1. 学歷 5 子 古	(km = r =)	A 3回	2. 0		
	② 過去3年間に水道緊急工事請負単価契約(漏水			B 2回	1. 5		
		ただし、00点不衝の放損計足点があった平及	だし、60点未満の成績評定点があった年度は、契約実績に含めない。		1.0		
		i) 過去5年間の当局水道施設工事(区部)に		2			
	者(下請の場合は、2件以上の実績がある場合		・に評価する。)	4	上限		
	(3	ii) 上記i) の実績がない者			2. 0点		
	申込時に当局水道施設工事(区部)における口		径400mm以上の施工資器材を含む体制を	1. 5	2. 07.11		
		確保できる者					
((3)	信頼性・社会性評価点		4			
			当局総価契約案件工事(水道施設工事)、工				
			事請負単価契約(水道施設工事)での優良工 事表彰・公表実績				
	(3			107 - 20 5	上限		
	(1	申請年度の12月31日時点で直近の過去3回	当局水道工事イメートを優秀賞、優秀賞、審査員特別賞、優良賞、	1回につき0.5	4点		
		に表彰された実績を評価する。	マノツノコマソール マノギア党 市局住江				
		r-yris carrastist carrings and	での表彰・公表実績用賞				
2 酉	记置	予定技術者の能力	-	8		_	
_				5		_	
	1/	旭工件间前 圖然 太 5	1)施工体制評価点 ※3				
		i) 過去3年間(※1) に現場代理人又は専任					
Ì		i) 過去3年間(※1) に現場代理人又は専任 負単価契約を経験している現場代理人又は専任		3			
	(1	負単価契約を経験している現場代理人又は専任				申込時	
	(1	負単価契約を経験している現場代理人又は専任	の主任技術者が配置されている			申込即	
	(Ī	負単価契約を経験している現場代理人又は専任 ii) 上記i) の配置者がいない者	の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験	3		申込時	
		負単価契約を経験している現場代理人又は専任 ii)上記i)の配置者がいない者 過去5年間(※2)に現場代理人又は専任の主 している現場代理人又は専任の主任技術者が配 租場代理人 再任の主任技術者が配	の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている	2			
	(1)(2)	負単価契約を経験している現場代理人又は専任 ii)上記i)の配置者がいない者 過去5年間(※2)に現場代理人又は専任の主 している現場代理人又は専任の主任技術者が配 租場代理人 再任の主任技術者が配	の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている	3			
	2	負単価契約を経験している現場代理人又は専任 ii)上記i)の配置者がいない者 過去5年間(※2)に現場代理人又は専任の主 している現場代理人又は専任の主任技術者が配 現場代理人、専任の主任技術者及び専任の配水 (資料2-9/12参照)	の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている	2		申込日	
	2	負単価契約を経験している現場代理人又は専任 ii)上記i)の配置者がいない者 過去5年間(※2)に現場代理人又は専任の主 している現場代理人又は専任の主任技術者が配 現場代理人、専任の主任技術者及び専任の配水	の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上	2		申込即	
((2) (2)	負単価契約を経験している現場代理人又は専任 ii)上記i)の配置者がいない者 過去5年間(※2)に現場代理人又は専任の主 している現場代理人又は専任の主任技術者が配 現場代理人、専任の主任技術者及び専任の配水 (資料2-9/12参照) 配管技術の優秀な配水管工の配置 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置さ	の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上	2 2 1		申込即	
((2) (3)	負単価契約を経験している現場代理人又は専任 ii)上記i)の配置者がいない者 過去5年間(※2)に現場代理人又は専任の主 している現場代理人又は専任の主任技術者が配 現場代理人、専任の主任技術者及び専任の配水 (資料2-9/12参照) 配管技術の優秀な配水管工の配置 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置さ 担い手確保に向けた取り組み ※4	の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上	2 2 1 1 2	- KB	申込「申込「申込「	
((2) (2) (3)	負単価契約を経験している現場代理人又は専任 ii)上記i)の配置者がいない者 過去5年間(※2)に現場代理人又は専任の主 している現場代理人又は専任の主任技術者が配 現場代理人、専任の主任技術者及び専任の配水 (資料2-9/12参照) 配管技術の優秀な配水管工の配置 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置さ	の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上 れている	2 2 1 1	上限 2点	申込「申込「申込「	
((2) (1) (3) (1) (2)	負単価契約を経験している現場代理人又は専任 ii)上記i)の配置者がいない者 過去5年間(※2)に現場代理人又は専任の主 している現場代理人又は専任の主任技術者が配 現場代理人、専任の主任技術者及び専任の配水 (資料2-9/12参照) 配管技術の優秀な配水管工の配置 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置さ 担い手確保に向けた取り組み ※4 女性技術者が配置されている 40歳以下の技術者が配置されている(上配と	の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上 れている	3 2 2 1 1 2 1人につき1 1人につき1		申込「申込「申込「	
(② ② ① ① ② ② ③ ③ ② ② ② ② ② ② ② ③ ③ ③ ③ ③	負単価契約を経験している現場代理人又は専任 ii)上記i)の配置者がいない者 過去5年間(※2)に現場代理人又は専任の主 している現場代理人又は専任の主任技術者が配 現場代理人、軍任の主任技術者及び専任の配水 (資料2-9/12参照) 配管技術の優秀な配水管工の配置 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置さ 担い手確保に向けた取り組み ※4 女性技術者が配置されている 40歳以下の技術者が配置されている(上記と 協定等に基づく地域貢献(上限2点)	の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上 れている 同一人物は除く)	3 2 2 1 1 2 1人につき1 1人につき1 2		申込即中込即中込即中込即中込即中込即中込即中込即中込即中込即中心の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の	
(② ② ① ① ② ② ③ ③ ② ② ② ② ② ② ② ③ ③ ③ ③ ③	負単価契約を経験している現場代理人又は専任 ii)上記i)の配置者がいない者 過去5年間(※2)に現場代理人又は専任の主 している現場代理人又は専任の主任技術者が配 現場代理人、専任の主任技術者及び専任の配水 (資料2-9/12参照) 配管技術の優秀な配水管工の配置 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置さ 担い手確保に向けた取り組み ※4 女性技術者が配置されている 40歳以下の技術者が配置されている(上記と 協定等に基づく地域貢献(上限2点) ※宝炫宮等に基づく活動事練配価は ※7	の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上 れている 同一人物は除く) 活動実績	3 2 2 1 1 2 1人につき1 1人につき1 2		申込(申込(申込(申込(^一 ^{過去5年間}	
()	② ((2)) ((3)) ((3)) ((3)) ((1))	負単価契約を経験している現場代理人又は専任 ii)上記i)の配置者がいない者 過去5年間(※2)に現場代理人又は専任の主 している現場代理人又は専任の主任技術者が配 現場代理人、専任の主任技術者及び専任の配水 (資料2-9/12参照) 配管技術の優秀な配水管工の配置 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置さ 担い手確保に向けた取り組み ※4 女性技術者が配置されている 40歳以下の技術者が配置されている(上記と 協定等に基づく地域貢献(上限2点) 災害協定等に基づく活動実績評価点 ※7	の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上 れている 同一人物は除く)	3 2 2 1 1 2 1人につき1 1人につき1 2		申込E 申込E 申达E 申选E 過去5年間(過去3年間(
((② ((2)) ((3)) ((3)) ((2)) ((1))	負単価契約を経験している現場代理人又は専任 ii)上記i)の配置者がいない者 過去5年間(※2)に現場代理人又は専任の主 している現場代理人又は専任の主任技術者が配 現場代理人、事任の主任技術者及び専任の配水 (資料2-9/12参照) 配管技術の優秀な配水管工の配置 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置さ 担い手確保に向けた取り組み ※4 女性技術者が配置されている 40歳以下の技術者が配置されている(上記と 協定等に基づく地域貢献(上限2点) 災害協定等に基づく活動実績評価点 ※7 災害協定の締結の有無 ※5	の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上 れている 同一人物は除く) 活動実績	3 2 2 1 1 1 2 1人につき1 1人につき1 2 1 0.5		申込E 申込E 申込E 申込E 過去3年間 申込E	
(((((((((((((((((((② ② ③ ③ ③ ② ② ※ 等	負単価契約を経験している現場代理人又は専任 ii)上記i)の配置者がいない者 過去5年間(※2)に現場代理人又は専任の主 している現場代理人又は専任の主任技術者が配 現場代理人、甲任の主任技術者及び専任の配水 (資料2-9/12参照) 配管技術の優秀な配水管工の配置 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置さ 担い手確保に向けた取り組み ※4 」女性技術者が配置されている 40歳以下の技術者が配置されている(上記と 協定等に基づく地域貢献(上限2点) 災害協定等に基づく活動実績評価点 ※7 災害協定の締結の有無 ※5 時の対応能力	の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上 れている 同一人物は除く) 活動実績	3 2 2 1 1 1 2 1人につき1 1人につき1 2 1 0.5 1 2		申込B 申込B 申込B 申込B 申込B 申込B 申込B 申込B 申込B 申込B	
(((((((((((((((((((② ② ② ② ② ② ② (2) (2) (2) (2) (2) (3)	負単価契約を経験している現場代理人又は専任 ii)上記i)の配置者がいない者 過去5年間(※2)に現場代理人又は専任の主 している現場代理人又は専任の主任技術者が配 現場代理人、専任の主任技術者及び専任の配水 (資料2-9/12参照) 配管技術の優秀な配水管工の配置 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置さ 担い手確保に向けた取り組み ※4 女性技術者が配置されている 40歳以下の技術者が配置されている(上記と 協定等に基づく地域貢献(上限2点) 災害協定の締結の有無 ※5 時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点	の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上 れている 同一人物は除く) 活動実績	3 2 2 1 1 1 2 1人につき1 1人につき1 2 1 0.5 1 2 2 2		申込6 申込6 申込6 申込6 - 過去5年間 過去3年間 申込6	
(((((((((((((((((((② ② ② ③ ③ ③ ② ※ 等 (1) (2) (3) (1) (2) (3) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	負単価契約を経験している現場代理人又は専任 ii)上記i)の配置者がいない者 過去5年間(※2)に現場代理人又は専任の主 している現場代理人又は専任の主任技術者が証 現場代理人、専任の主任技術者及び専任の配水 (資料2-9/12参照) 配管技術の優秀な配水管工の配置 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置さ 担い手確保に向けた取り組み ※4 女性技術者が配置されている 40歳以下の技術者が配置されている(上記と 協定等に基づく地域貢献(上限2点) 災害協定等に基づく活動実績評価点 ※7 災害協定の締結の有無 ※5 時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点 評価点(上限-5点)	の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上 れている 同一人物は除く) 活動実績 出動準備	3 2 2 1 1 2 1人につき1 1人につき1 2 1 0.5 1 2 2		申込E 申込E 申込E 申込E 過去3年間 申込E	
(((((((((((((((((((② (2) (3) (3) (3) (2) (2) (4) (1) (2) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	負単価契約を経験している現場代理人又は専任 ii)上記i)の配置者がいない者 過去5年間(※2)に現場代理人又は専任の主 している現場代理人又は専任の主任技術者が配 現場代理人、専任の主任技術者及び専任の配水 (資料2-9/12参照) 配管技術の優秀な配水管工の配置 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置さ 担い手確保に向けた取り組み ※4 女性技術者が配置されている 40歳以下の技術者が配置されている(上記と 協定等に基づく地域貢献(上限2点) 災害協定等に基づく活動実績評価点 ※7 災害協定の締結の有無 ※5 時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点 野価点(上限-5点) 3年間において、東京都発法の工事で指名停止に	の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上 れている 同一人物は除く) 活動実績	3 2 2 1 1 1 2 1人につき1 1人につき1 2 1 0.5 1 2 2 2		申込6 申込6 申込6 申込6 - 過去5年間 過去3年間 申込6	
((2)((3)((3)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)	負単価契約を経験している現場代理人又は専任 ii)上記i)の配置者がいない者 過去5年間(※2)に現場代理人又は専任の主 している現場代理人又は専任の主任技術者が証 現場代理人、専任の主任技術者及び専任の配水 (資料2-9/12参照) 配管技術の優秀な配水管工の配置 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置さ 担い手確保に向けた取り組み ※4 女性技術者が配置されている 40歳以下の技術者が配置されている(上記と 協定等に基づく地域貢献(上限2点) 災害協定の締結の有無 ※5 時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点 評価点(上限-5点) 3年間において、東京都発注の工事で指名停止に 労工・サール・サール・サール・サール・サール・サール・ 環境である。 第四点(上限-5点) 3年間において、東京都発注の工事で指名停止に 分基準において、指定の効力停止となった期間を	の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上 れている 同一人物は除く) 活動実績 出動準備 1か月まで 停 1か月まで	3 2 2 1 1 2 1人につき1 1人につき1 2 1 0.5 1 2 2		申込E 申込E 申込E 申込E 申込E 過去5年間 申込E 申込E	
((2)(3)(3)(2)(2)(2)(3)(3)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)	負単価契約を経験している現場代理人又は専任 ii)上記i)の配置者がいない者 過去5年間(※2)に現場代理人又は専任の主 している現場代理人又は専任の主任技術者が配 現場代理人。事任の主任技術者及び専任の配水 (資料2-9/12参照) 配管技術の優秀な配水管工の配置 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置さ 担い手確保に向けた取り組み ※4 女性技術者が配置されている 40歳以下の技術者が配置されている(上記と 協定等に基づく地域貢献(上限2点) 災害協定の締結の有無 ※5 時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点 禁御点(上限-5点) 3年間において、東京都発注の工事で指名停止に 期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に 分基準において、指定の効力停止となった期間を る。	の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上 れている 同一人物は除く) 活動実績 出動準備 1か月まで 1か月まで 1か月を超え3か月まで 4 カリカーを超え3か月まで 1 カリカーを超え3か月まで	3 2 2 1 1 1 2 1人につき1 1人につき1 1人につき1 2 1 0.5 1 2 2 - (-1)		申込[申込]	
((2) (3) (3) (2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	負単価契約を経験している現場代理人又は専任 ii)上記i)の配置者がいない者 過去5年間(※2)に現場代理人又は専任の主 している現場代理人又は専任の主任技術者が配 現場代理人、専任の主任技術者及び専任の配水 (資料2-9/12参照) 配管技術の優秀な配水管工の配置 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置さ 担い手確保に向けた取り組み ※4 女性技術者が配置されている 40歳以下の技術者が配置されている(上記と協定等に基づく地域貢献(上限2点) 災害協定等に基づく活動実績評価点 ※7 災害協定の締結の有無 ※5 時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点 評価において、東京都発注の工事で指名停止に 別間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に 分基準において、指定の効力停止となった期間を る。、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数	の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上 れている 同一人物は除く) 活動実績 出動準備 1か月まで 1か月まで 3か月を超え3か月まで 3か月を超え6か月まで	3 2 2 1 1 1 2 1人につき1 1人につき1 1人につき1 2 1 0.5 1 2 2		申込[申込]	
3 ((厚 (海 な 係滅 の	(2)((3)((3)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)	負単価契約を経験している現場代理人又は専任 ii)上記i)の配置者がいない者 過去5年間(※2)に現場代理人又は専任の主 している現場代理人又は専任の主任技術者が配 現場代理人。事任の主任技術者及び専任の配水 (資料2-9/12参照) 配管技術の優秀な配水管工の配置 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置さ 担い手確保に向けた取り組み ※4 女性技術者が配置されている 40歳以下の技術者が配置されている(上記と 協定等に基づく地域貢献(上限2点) 災害協定の締結の有無 ※5 時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点 禁御点(上限-5点) 3年間において、東京都発注の工事で指名停止に 期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に 分基準において、指定の効力停止となった期間を る。	の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上 れている 同一人物は除く) 活動実績 出動準備 「クリー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2 2 1 1 1 2 1人につき1 1人につき1 1人につき1 2 1 0.5 1 2 2		申込[申込]	
(() () () () () () () () () ((2)(3)(2)(2)(2)(3)(3)(2)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)	負単価契約を経験している現場代理人又は専任 ii)上記i)の配置者がいない者 過去5年間(※2)に現場代理人又は専任の主 している現場代理人又は専任の主任技術者が配 現場代理人、専任の主任技術者及び専任の配水 (資料2-9/12参照) 配管技術の優秀な配水管工の配置 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置さ 担い手確保に向けた取り組み ※4 女性技術者が配置されている 40歳以下の技術者が配置されている 40歳以下の技術者が配置されている(上配と協定等に基づく地域貢献(上限2点) 災害協定の締結の有無 ※5 時の対応能力 緊急時の対応能力に対する評価点 緊急時の対応能力に対する評価点 評価点(上限-5点) 3年間において、東京都発注の工事で指名停止に 期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に 分基準において、推定の効力停止となった期間を る。 、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数 を減点する。	の主任技術者が配置されている 任技術者として区部工事請負単価契約を経験 置されている 管工の合計が3人以上 れている 同一人物は除く) 活動実績 出動準備 1か月まで 1か月まで 3か月を超え3か月まで 3か月を超え6か月まで	3 2 2 1 1 1 2 1人につき1 1人につき1 1人につき1 2 1 0.5 1 2 2		申込6 申込6 申込6 申込6 - 過去5年間 過去3年間 申込6	

評価対象になる例

	現場代理人	主任技術者	配管工
A氏	0		
B氏	1	0	
C氏	-		0

	現場代理人	主任技術者	配管工
A氏	0	0	
B氏	-		0
C氏	-		0

	現場代理人	主任技術者	配管工
A氏	0		0
B氏	1	0	
C氏	-	0	

	現場代理人	主任技術者	配管工
A氏	0		
B氏	-	0	0
C氏	-	0	0

評価対象にならない例

	現場代理人	主任技術者	配管工	
A氏	0	0	0] B氏、C氏の資格がないため
B氏	-	-	-	合計3人にならない
C氏	-	-	-	Dai 3 Alcabati

	現場代理人	主任技術者	配管工
A氏	0	-	-
B氏	-	0	0
C氏	-	-	-

C氏の資格がないため 合計3人にならない

「配水本管小規模整備工事請負単価契約」の評価内訳

過去3年間に配水管小規模整備工事請負単価契約の実績がある者

評価項目	評価点	評価年数
評価点	100	_
技術評価点	50	_
1 会社の施工実績	35	
(1) 成績評価点	25	
	A 75点以上 25.0	
	B 74点以上75点未満 23.5	
温知された軟件工事の比例でなな年度デレビで抗し、A、Mの証価を行い方数を独立する	C 73点以上74点未満 22.0	-
通知された整備工事の成績評定を年度ごとに平均し、A〜Mの評価を行い点数を決定する なお、小規模工事で、同じ月に通知された成績評定点が複数ある場合には、件数による加重		1
均を行う。ただし、A~Kの範囲内でも60点未満の成績評定点があった場合はLとする。	F 70点以上71点未満 17.5	
なお、過去5年間に、遡及して成績評定の減点修正が行われた工事案件の存在が認められ	0 00 5 01 1 70 5 5 2# 10 0	
場合は、当該工事成績評定は修正が実施された年度の成績評定点として取扱う。修正を行っ	った H 68点以上69点未満 14.5	
年度に契約がない場合は、契約実績のある直近の年度の成績評定点として取扱う。	I 67点以上68点未満 13.0	
上記で決定した年度点数を平均し、成績評価点とする。	J 66点以上67点未満 11.5	過去3年
	K 65点以上66点未満 10.0 L 60点以上65点未満 5.0	(※1)
	M 60点未満 0.0	またに 過去5年
(2) 施工実績評価点	5	(* 2)
	A 4. 0億円以上 5.0]
	B 3. 6億円以上4. 0億円未満 4.5	
	C 3. 2億円以上3. 6億円未満 4.0	
	D 2.8億円以上3.2億円未満 3.5 E 2.4億円以上2.8億円未満 3.0	-
年度ごとに、整備工事の施工実績額を合計し、A~Kの評価を行い、点数を決定する。	E 2. 4億円以上2. 8億円未満 3.0 F 2. 0億円以上2. 4億円未満 2.5	-
決定した年度点数を平均し、施工実績評価点とする。	G 1.6億円以上2.0億円未満 2.0	
	H 1. 2億円以上1. 6億円未満 1.5	
	I 0.8億円以上1.2億円未満 1.0	
	J 0. 4億円以上0. 8億円未満 0.5	
	K 0.4億円未満 0.0	
(3) 信頼は、社会は計画点(工版 3点) 当局総価契約案件工事(水道施設工事)、		1
過去3年間に表彰された実績を評価する。 ※1 過去3年間に表彰された実績を評価する。 二事請負単価契約での優良工事表彰・公司 実績		温士。左
② 申込年度の12月31日時点で直近の過去3回 に表彰された実績を評価する。 当局水道工事イメージアップコンクールでの表彰・公表実績 アイデア賞、事例集用賞		- 過去3年 (※1) -
③ 単価契約工事又は緊急施行工事の実績 ※3	1	1
2 配置予定技術者の能力	10	
施工体制評価点(上限10点) ※4	10	1
□ 専任の監理技術者 2名以上	5. 0	
専任の監理技術者 1名	2. 0	申込即
② 専任の配水管工(大口径) 2名以上 専任の配水管工(大口径) 1名	4. 5	中丛區
専任の配水官工(八口任)1名 専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている	2. 0	
③ 女性技術者が配置されている	0.5	
40歳以下の技術者が配置されている(上記と同一人物は除く)	0.5	<u>1</u>
3 災害協定等に基づく地域貢献(上限3点)	3	
災害協定等に基づく活動実績評価点※5 活動実績	3	過去5年間(
出數準備	1	過去3年間(3
災害協定の締結有無 ※3 4 緊急時の対応能力	1 2	申込時
緊急時の対応能力に対する評価点	2	申込時
5 減点評価 (上限-5点)	(-5)	
過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止に 1か月まで	(-1)	1
なった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係		1
る処分基準において、指定の効力停止となった期間を減点 停 1 か月を超え 3 か月まで	(-2)	過去3年
する。	(-3)	(* 1
する。 また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の 期 3 か月を超え6 か月まで		1
また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の 期 3か月を超え6か月まで 合計を減点する。 間 6か月を超え12か月まで	(-4)	
また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の期間の対象を超えるか月まで	(-4) (-5)	

- ※1 過去3年間とは、令和4年4月1日から令和6年12月31日までの期間である。※2 過去5年間とは、令和2年4月1日から令和6年12月31日までの期間である。
- ※3 詳細は、資料 2-1 2/1 2 「 (補足) 評価対象一覧」のとおり。
- ※4 契約後、技術者に変更が生じ施工体制評価点(上限10点)が下がる場合には、申込時の施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、新たな発注は行わない。 また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がある。
- ※5 令和6年能登半島地震に伴う水道施設復旧工事については、派遣期間によらず令和6年5月31日を基準として評価する。

「配水本管小規模整備工事請負単価契約」の評価内訳

過去3年間に配水管小担棋敷備工事諸角単価契約の宝績がない者

評 価 項 目	評価点	評価年数	
評価点	100	_	
技術評価点	50	_	
1 会社の施工実績	39	_	
(1) 成績評価点	25		
	A 75点以上 25.0		
	B 74点以上75点未満 23.5 C 73点以上74点未満 22.0		
	C 73点以上74点未満 22.0 D 72点以上73点未満 20.5		
	E 71点以上72点未満 19.0	_	
過去5年間に施工したCランク以上で口径400mm以上の総価契約案件工事(水道施設案件工事)の実績(2件以上)を評価する。	F 70点以上71点未満 17.5		
過去5年間の成績評定点を平均し、A~Mの評価を行い、点数を決定する。その点数を成績	G 69点以上70点未満 16.0 H 68点以上69点未満 14.5		
評価点とする。	I 67点以上68点未満 13.0		
	J 66点以上67点未満 11.5		
	K 65点以上66点未満 10.0 L 60点以上65点未満 5.0	_	
	L 60点以上65点未満 5.0 M 60点未満 0.0	過去5年	
(2) 施工実績評価点	5	(*1)	
	A 4.0億円以上 5.0		
	B 3.6億円以上4.0億円未満 4.5 C 3.2億円以上3.6億円未満 4.0	_	
過去5年間に施工したCランク以上で口径400mm以上の総価契約案件工事(水道施設案件工	D 2. 8億円以上3. 2億円未満 3.5		
事)の年間施工実績(2件以上)を評価する。	E 2. 4億円以上2. 8億円未満 3.0		
過去5年間の、実績金額を合計し、その合計金額を5年で割り1年あたりの金額に換算した ものを、A~Kの評価を行い、点数を決定する。	F 2. 0億円以上2. 4億円未満 2.5	_	
OVE II ROPHIME TIVE MAX COLLEGE	G 1. 6億円以上2. 0億円未満 2.0 H 1. 2億円以上1. 6億円未満 1.5		
	I 0. 8億円以上1. 2億円未満 1.0		
	J 0. 4億円以上0. 8億円未満 0.5		
(3) 信頼性・社会性評価点 (上限5点)	K 0.4億円未満 0.0		
(3) 信頼性・社会性計画点(上版3点) 当局総価契約案件工事(水道施設工事)、		- 過去3年	
過去3年間に表彰された実績を評価する。 ※1 過去3年間に表彰された実績を評価する。 ※1 「事請負単価契約での優良工事表彰・公表 実績	2 (上限2点)		
最優秀賞、優秀賞、	2	過去3年[
に表彰された実績を評価する。	1 (上限1点)		
(4) 本管施工能力評価点(上限4点)	4		
	A 800mm以上 3.0	\B +	
過去5年間に施工した口径400mm以上の総価契約案件工事(水道施設案件工事)で、最も ① 大きい口径の実績をA〜Eの評価を行い点数を決定する。その点数を施工実績評価点とす	B 700mm 2.5 C 600mm 2.0	」過去 5 年 ■ (※ 1)	
る。下請負実績も評価対象とする。	D 500mm 1.5		
	E 400mm 1.0		
過去に施工した総価契約案件工事(水道施設案件工事)で、「配水本管技術力発揮工 ② 事」の実績を評価する。 ※令和5年12月31日までに現場着手している案件に限る。	2	% 3	
2 配置予定技術者の能力	8		
施工体制評価点(上限8点) ※4	8	1	
□ 専任の監理技術者 2名以上	5. 0]	
	2.0	申込時	
② 専任の配水管工(大口径) 2名以上 専任の配水管工(大口径) 1名	4. 5		
③ 女性技術者が配置されている	0.5		
40歳以下の技術者が配置されている(上記と同一人物は除く)	0.5		
3 災害協定等に基づく地域貢献(上限1点) (※実協定の終生有無 ※ 2	1	申込時	
災害協定の締結有無 ※5 4 緊急時の対応能力	1 2		
緊急時の対応能力に対する評価点	2	申込時	
5 減点評価	(-5)		
指名停止等による減点 (上限-5点)	(-5)		
過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止 になった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事	(-1)		
	(-2)	過去3年	
期間を減点する。 また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点 期 3 か月を超え 6 か月まで	(-3)	(* 2)	
	4		
数の合計を減点する。 間 6 か月を超え12 か月まで	(-4)		
W A = 1 3 3 5 1 : 3 :=	(-4)		

- %1 過去5年間とは、令和2年4月1日から令和6年12月31日までの期間である。 %2 過去3年間とは、令和4年4月1日から令和6年12月31日までの期間である。
- ※3 「配水本管技術力発揮工事」が令和5年1月10日以降に起工された案件に適用されるため、令和5年1月10日から令和6年12月31日までとする。 ※4 契約後、技術者に変更が生じ施工体制評価点(上限10点)が下がる場合には、申込時の施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、新たな発注は行わない。 また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がある。
- %5 詳細は、資料 2-1 2/1 2 「 (補足) 評価対象一覧」のとおり。

(補足) 評価対象一覧

1 「単価契約工事の実績」における評価対象契約

(1) キー1、2、維持、本管

当局発注の工事請負単価契約のうち、業種「04 水道施設工事」に該当するもの

(2) + -3

- ア 当局発注の工事請負単価契約のうち、業種「09 給排水衛生工事」に該当するもの
- イ 水道緊急工事 (漏水修理工事) 請負単価契約
- ウ 給水管整備及び取り出し工事請負単価契約
- (3) + -4

当局発注の工事請負単価契約のうち、業種「09 給排水衛生工事」に該当するもの

2 「緊急施行工事の実績」における評価対象工事

当局発注の災害時における緊急施行工事を完了した実績

3 「災害協定の締結有無」における評価対象協定

- (1) キー1、2、維持
 - ア 災害時における応急対策業務に関する細目協定
 - イ 災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定
 - ウ 災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定
 - エ 震災等非常災害時における水道工事用材料の供給に関する協定
 - オ 応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定
- (2) + -3, 4
 - ア 災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定
 - イ 災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定
 - ウ 震災等非常災害時における水道工事用材料の供給に関する協定
- (3) キー本管
 - ア 災害時における応急対策業務に関する細目協定

- イ 災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定
- ウ 災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定
- エ 震災等非常災害時における水道工事用材料の供給に関する協定
- オ 応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定
- カ その他東京都と締結している災害時における応急措置の協力に関する協定(単契実績以外での申込者に限る。)

	工	事	希	望	票	兼	予	定	監	理	技	術	者	等	調	書	•	
												:	令和	ź	Ŧ	月		
社 名														東京	部受付	番号 		
所在地																		
代表者	ш г д									建設	業許可	番号						
担当者	担当	者										大臣	至•					知事
	会社連	絡先				FAX						(特	• 般)第	5		号
	整理				件													
	理番号				名													
希姆																業	種	
希望する工事	> ≺																	
S I	希望理															等 級	ž	順 位
事	由														格			
															付			
	契約番·	号	件	 S										I	- R	<u> </u>	<u> </u>	月
※ 施																	~	月
行 中	契約番号 受注金額										-							
の 工 事	件名			<u> </u>										\Box		-	~	, 月 。
事(要注金額 契約番号									千 F	りり	R	年	-	月			
(局発	契利金	5	3										I	- - R	年	Ε	月	
注 分)	受注金額			 頂									千 F	り	R	年	Ξ.	月
				監理	里技術	者							交付番	등 (팀	<u></u>	術者資	略	者証)
	技術者	又は、	める監理 主任技術			名							<u>第</u>			/		뮹
酉己	者のどちらか一方を記主任技術者																	
置	氏 名																	
予	予定技	術者の	従事中エ	事の存	有無に	ついて	どちら	か一方	を〇で	囲むこ	کے		東	京	都	確	刃	欄
定		有	•		無								主任技	術者	の雇用	確認		
技	「有」の場合は、下記の件名等を記入すること。									険被保								
術										険被保 特別徴			通知書					
者	□履歴							歴事:	項全部		書							
	発注者名: □ そ							その他	の他確し			副心						
	工 期: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日								-									
														-				

注1 日付は、「入札参加申し込み」書類提出日とする。

注2 ※欄は必要に応じて記載してください。

経歴書(主任技術者)

氏名 水道太郎

学 歴

卒業年月	学校名	学部・学科等

職歴

	期間(西暦	香年月)		月数	契約件名(工事件名)	所属会社名
2012 年	4月~	2013 年	3 月	12	新宿区西新宿〇丁目△番地 配水小管布設替工事	株式会社
2013 年	4月~	2023 年	3 月	120	給水管整備及び取り出し工事請負単価契約	有限会社 △△
年	月~	年	月			
年	月~	年	月			
年	月 ~	年	月			
年	月 ~	年	月			
年	月 ~	年	月			
年	月 ~	年	月			
年	月 ~	年	月			
年	月~	年	月			
年	月 ~	年	月			
年	月 ~	年	月			
年	月 ~	年	月			
年	月~	年	月			
年	月~	年	月			
年	月 ~	年	月			
	合計			132		

注 1 学歴欄には、配置予定技術者における主任技術者として申込案内で必要とされている学歴を記載すること。

² 職歴欄には、配置予定技術者における主任技術者として申込案内で必要とされている職歴及び実務経験を記載すること。

経歴書(主任技術者)

学 歴

卒業年月	学校名	学部・学科等

職歴

		月)		月数	契約件名(工事件名)	所属会社名
年	月 ~	年	月			
年	月 ~	年	月			
年	月 ~	年	月			
年	月 ~	年	月			
年	月 ~	年	月			
年	月 ~	年	月			
年	月 ~	年	月			
年	月 ~	年	月			
年	月 ~	年	月			
年	月 ~	年	月			
年	月 ~	年	月			
年	月 ~	年	月			
年	月 ~	年	月			
年	月 ~	年	月			
年	月 ~	年	月			
年	月 ~	年	月			
	合計					

注 1 学歴欄には、配置予定技術者における主任技術者として申込案内で必要とされている学歴を記載すること。

² 職歴欄には、配置予定技術者における主任技術者として申込案内で必要とされている職歴及び実務経験を記載すること。